

古河市高齢者いきいきプラン

【高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画】

令和6年3月

古河市

日本の総人口は、平成 20 年にピークを迎え、以降は減少傾向のまま増加に転じる見込みがなく、最も多い人口層であるいわゆる「団塊世代」は、令和 7 年に 75 歳以上の後期高齢者となります。

古河市の総人口は、平成 17 年以降減少傾向で推移しており、令和 7 年以降もその傾向は変わらない予測となっています。また、高齢化率は、平成 22 年に 21.0%を超える超高齢社会を迎え、令和 7 年には 30.7%となる予測です。



このような状況の中、要介護認定率、認知症、高齢独居世帯はますます増加することが予想され、それに加え、介護事業所で働く職員の不足も大きな問題となっています。

このたび策定しました『古河市高齢者いきいきプラン高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画』では、「安心できる未来づくり 暮らし続ける地域づくり 包括的に支援するまちづくり、古河」を基本理念として、前計画の基本理念の考えを継承しつつ、取り組むべき問題を明確化いたしました。

また、基本理念の実現に向け、4つの基本目標「将来を見据えた元気・幸せづくりの増進」「自分らしく暮らし続けられる地域づくりの推進」「人と地域と資源をつなぐまちづくりの強化・促進」「適切な介護保険サービスの充実」を設定し、各目標を達成するため、基本施策を推進してまいります。

なお、本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりが、超高齢社会の課題を広く共有し、地域福祉の担い手として、高齢者を地域全体で見守り支え合うことが出来る地域を構築することが大切であることから、引き続き市民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました古河市高齢者福祉計画策定委員会の皆様並びに貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に改めて心より感謝申し上げます。

令和6年3月

古河市長 針谷 力

総論

第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景・趣旨.....	3
1 計画の性格・趣旨.....	3
2 高齢者に関わる社会的情勢及び国の動向等.....	4
3 介護保険制度	5
4 国の基本指針	6
第2節 第9期計画の概要	7
1 計画の位置づけ	7
2 計画の期間.....	8
3 計画の策定体制	9
第2章 高齢者を取り巻く現状	10
第1節 高齢者等の現状.....	10
1 人口減少の進行、高齢化率の増加	10
2 後期高齢者の割合増加.....	11
3 要介護認定率は増加傾向で推移	12
4 低い重度認定率	13
5 低い施設サービス、在宅サービス受給率.....	14
6 高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の増加.....	15
第2節 市民アンケート調査からみる傾向	16
1 調査の概要.....	16
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）	17
3 在宅介護実態調査結果（抜粋）	41
第3節 現状と傾向、課題のまとめ.....	46
1 進行する高齢化、健康づくり、幸せづくりのさらなる増進が必要.....	46
2 いくつになっても自分らしく地域で過ごしていくために必要な取組の推進	46
3 これからも安心して過ごしていける環境づくりへの取組の重要性.....	47
4 介護者の負担軽減と地域で暮らし続けるためのサービス提供量の検討	47
第3章 第8期計画の評価	48
第1節 基本目標ごとの施策の評価.....	48
第2節 重点的に取り組む施策の評価.....	50

第4章 計画の基本的な考え方..... 51

第1節	計画の基本理念.....	51
第2節	第9期計画策定のポイント.....	52
第3節	計画の基本目標.....	53
第4節	日常生活圏域の考え方.....	54
第5節	施策体系図.....	56

各論

第1章 施策の展開 61

基本目標1	将来を見据えた元気・幸せづくりの増進.....	61
基本施策1	健康づくりと保健サービスの充実.....	61
基本施策2	生きがいづくりと就労の促進.....	64
基本施策3	介護予防・日常生活支援総合事業の推進.....	68
基本目標2	自分らしく暮らし続けられる地域づくりの推進.....	76
基本施策1	認知症施策の推進.....	76
基本施策2	権利擁護事業の推進.....	81
基本施策3	高齢者福祉サービスの充実.....	85
基本施策4	任意事業の充実.....	92
基本施策5	在宅医療・介護連携の促進.....	95
基本目標3	人と地域と資源をつなぐまちづくりの強化・促進.....	97
基本施策1	地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）の機能強化.....	97
基本施策2	地域ケア会議の充実.....	101
基本施策3	生活支援体制整備の推進.....	103
基本施策4	安全と安心の確保策の充実.....	105
基本目標4	適切な介護保険サービスの充実.....	109
基本施策1	介護給付サービスの充実.....	109
基本施策2	介護予防給付サービスの充実.....	134
基本施策3	介護サービスの適切な提供.....	150

第2章 介護保険事業費の見込み..... 154

第1節	保険料算定の流れ.....	154
第2節	介護保険料の負担割合.....	154
第3節	認定者数の実績と将来推計.....	155
第4節	介護保険給付費の実績と推計.....	156
第5節	標準給付費の推計.....	160

第6節	保険料の算出	161
第7節	所得段階別被保険者数の推計（第1号被保険者）	162
第8節	第9期計画における所得段階別保険料	163
第3章	計画の推進	164
第1節	計画の推進体制	164
1	保健・医療・福祉の連携	164
2	民間事業者との連携	164
3	ボランティアなど福祉的活動との連携	164
4	介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の開催	164
第2節	計画の進行管理と評価・点検	165
資料編		166
1	策定経過	166
2	古河市高齢者福祉計画策定委員会及び介護保険運営協議会	167
(1)	古河市高齢者福祉計画策定委員会委員及び介護保険運営協議会委員名簿	167
(2)	古河市介護保険条例（抜粋）	168
(3)	古河市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	169
3	介護保険事業計画等庁内検討委員会	170
(1)	古河市介護保険事業計画等庁内検討委員会委員名簿	170
(2)	古河市介護保険事業計画等庁内検討委員会設置要綱	171

総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

1 計画の性格・趣旨

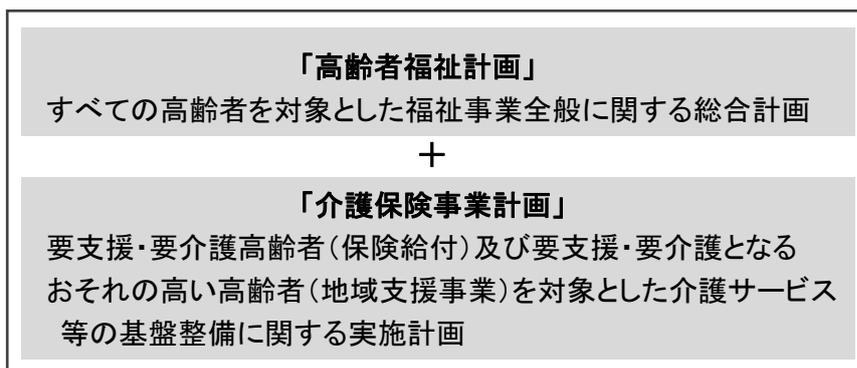
「古河市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を介護保険法第117条第6項の規定により一体的に策定するものです。

「高齢者福祉計画」とは、すべての高齢者（65歳以上）を対象とした、福祉事業全般に関する総合計画という位置づけにあります。また、「介護保険事業計画」とは、介護が必要になり、介護保険サービスを利用する必要がある方、または介護が必要になる可能性の高い高齢者に対して、向こう3年間の介護保険サービスを適切に提供する量を算出することや、介護保険事業の運営について計画する役割を担っています。

これら2つの計画について、古河市の高齢者を取り巻く現状を把握し、市の実状に応じたまちづくり、地域づくり、支援体制の整備等を、古河市高齢者福祉計画策定委員会及び介護保険運営協議会並びに介護保険事業計画等庁内検討委員会を通じて協議し、市の新しい高齢者福祉施策の取組として推進していくものです。

■高齢者福祉計画・介護保険事業計画の一体的な策定

○計画の内訳:「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」が一体的に策定された計画



○計画の根拠法:老人福祉法第20条の8第1項「市町村老人福祉計画」
介護保険法第117条「市町村介護保険事業計画」

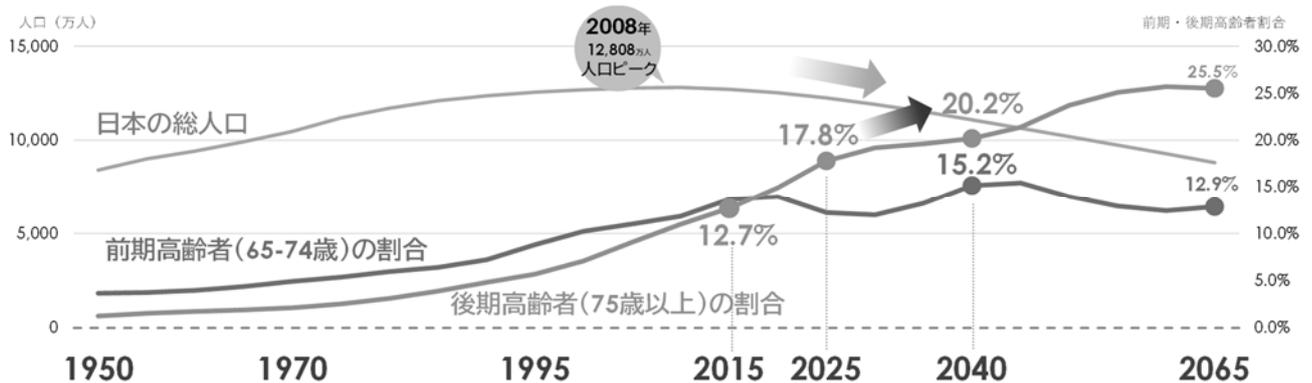
2 高齢者に関わる社会的情勢及び国の動向等

日本の総人口は、平成 20（2008）年にピークを迎え、以降は減少傾向のまま、増加に転じる見込みはありません。最も多い人口層であるいわゆる“団塊の世代”は、令和 7（2025）年に 75 歳以上の後期高齢者となることから、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測され、介護環境の改善は急務となります。

その対策として、地域が連携し高齢者をサポートする“地域包括ケアシステム”の構築が進められてきたほか、社会福祉の手である『公助』から住民の手による『共助・互助』への力を高め、住民自らが地域を暮らしやすくする“地域共生社会の実現”に向けた取組などが進められてきました。

さらに、令和 22（2040）年には、“団塊の世代の子ども（団塊の世代ジュニア）”が 65 歳以上となり、国民の 35.4%が高齢者になることから、現役世代（20～64 歳）の 1.5 人で 1 人の高齢者を支える時代がすぐ目の前に迫っており、令和 22（2040）年を見据えた取組を今から進めていかなければなりません。

■全国の高齢者を取り巻く現状及び今後の予測



2025 年以降に起こりうること

●介護職員の不足

毎年約5万人の介護職員増員が必要
 (資料:「第 8 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について(令和 3 年 7 月 9 日)」別紙1より)

●介護ロボットの導入を国が推進

(資料:「広報誌『厚生労働』2022 年 4 月号より)

●寿命の延伸

2040 年には 2015 年から男女ともに 3 歳以上アップ、男性が 83.27 歳、女性が 89.63 歳
 →健康寿命の延伸が最重要
 (資料:令和3年版高齢社会白書より)

高齢化社会
 (高齢化率 7%以上)

高齢社会
 (高齢化率 14%以上)

超高齢社会
 (高齢化率 21%以上)

地域包括ケアシステムの構築

地域共生社会の実現

人口減少・少子化により
 高齢者を支える人員激減
 現役世代(20-64 歳)の
 1.5 人以下が 1 人の
 高齢者を支える時代

介護保険事業計画
 (3年ごとに策定)



第9期介護保険事業計画

(2024 年度(令和6年度)～2026 年度(令和8年度))

3 介護保険制度

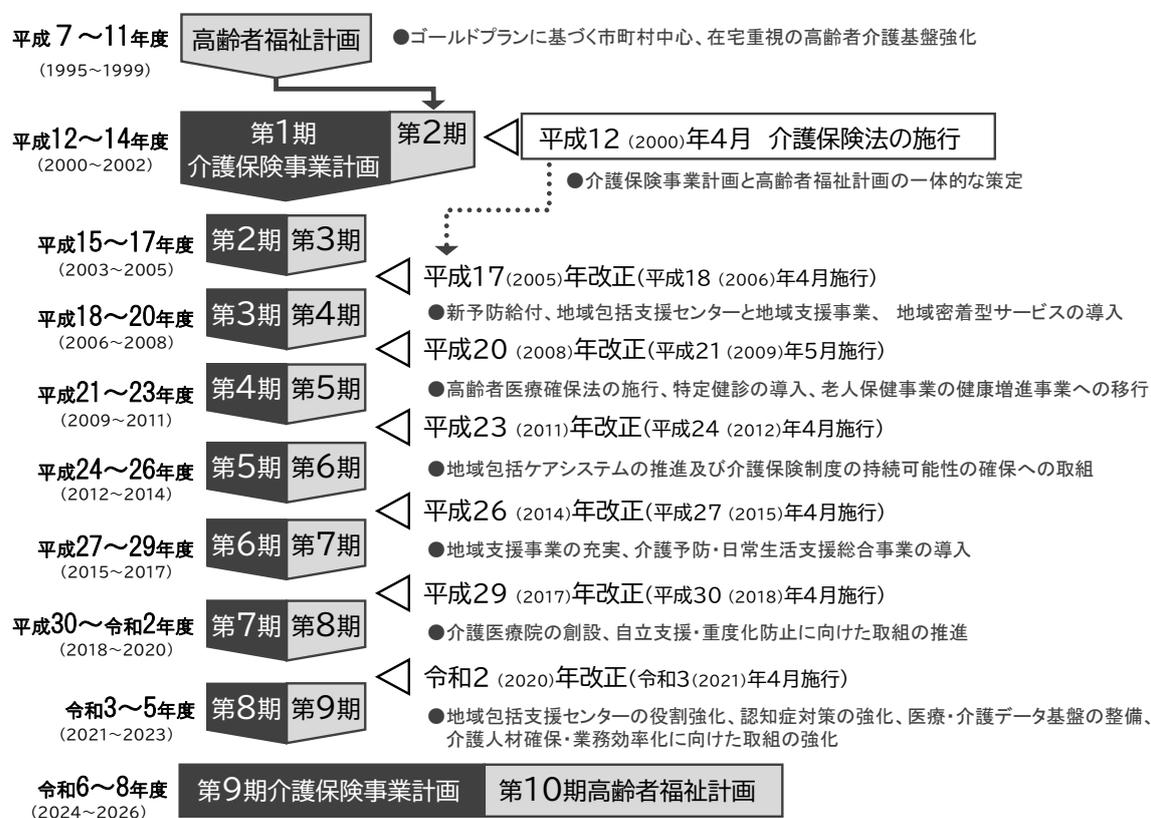
かつては、子どもや家族が行うものとされていた親の介護ですが、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による介護者の離職が社会問題となりました。こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12（2000）年に創設されたのが介護保険制度で、現在では600万人以上の方が利用し、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。

40歳から64歳の方については、自身の老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることや、親が高齢となり介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であることから、40歳以上の方には介護保険料を負担いただき、自身や親の老後の不安原因である『介護』を社会全体で支えています。

その一方で、介護を理由として離職する方が毎年約10万人いるといわれています。国としては、一億総活躍社会を実現するため、必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く環境の改善や、家族への支援を行うことで、2020年代初頭までに、介護離職者をなくすことを目指しています。（厚生労働省 資料『介護保険制度について』より引用）

なお、介護保険制度の改正は、「地域包括ケアシステムの推進」が掲げられた平成24（2012）年度以降は3年ごとに改正されています。

■介護保険制度の変遷



4 国の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。県及び市町村は、その基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第9期計画における基本指針のポイントの要点整理は次のとおりです。

■第9期計画における基本指針のポイント

●●● 基本的な考え方 ●●●

- 第9期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる**2025年を迎える**
- 高齢者人口がピークを迎える**2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し**、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある**要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**する見込み
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要**

●●● 見直しのポイント ●●●

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、既存施設・事業所のあり方の検討や介護サービス基盤の計画的な確保、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえた医療・介護の連携強化、サービス提供事業者を含む地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方への議論
 - ②在宅サービスの充実
居宅要介護者の在宅生活を支えるための地域密着型サービスの更なる普及、複合的な在宅サービスの整備推進、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実が重要
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ①地域共生社会の実現
地域包括ケアシステムの深化・推進による総合事業の充実や、地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うこと、認知症に関する正しい知識の普及啓発による認知症への社会理解の深化が重要
 - ②デジタル技術を活用し、医療・介護情報基盤を整備
 - ③保険者機能の強化による給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施することや、都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援や施策を総合的に推進、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用、介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進を行う

その他、「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえた施策を推進していく必要

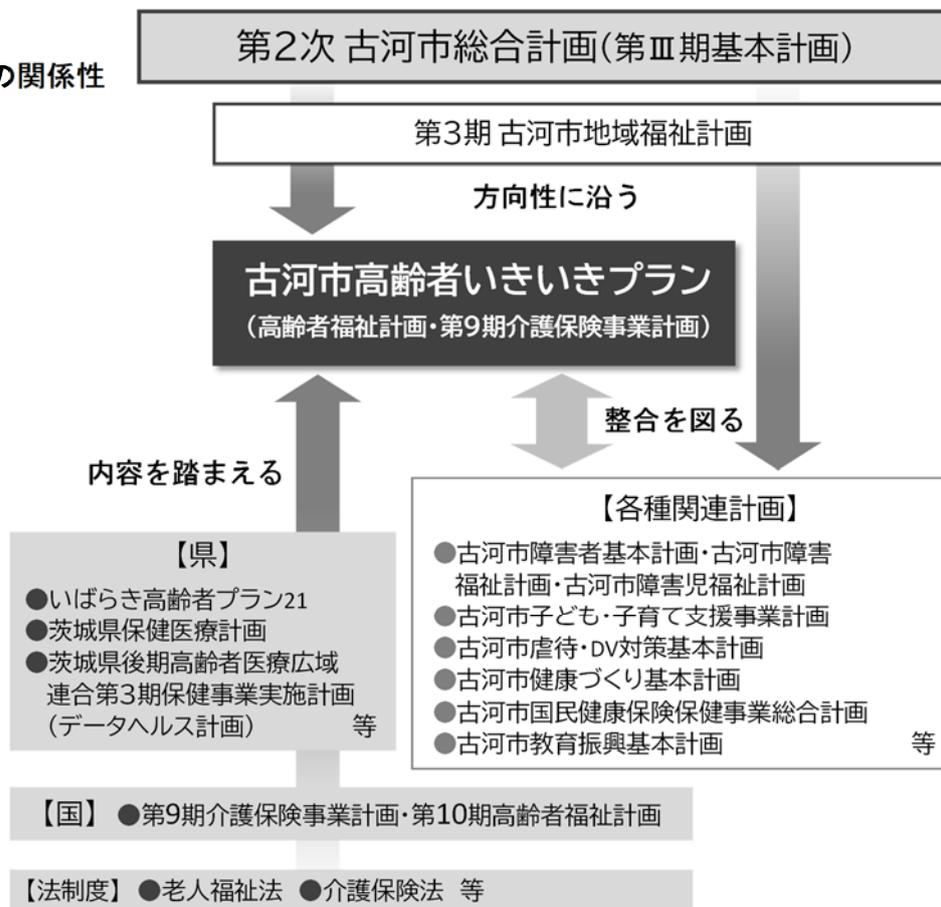
第2節 第9期計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第2次古河市総合計画（第Ⅲ期基本計画）」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会を目指す「第3期古河市地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画及び県の「いばらき高齢者プラン21」や「茨城県保健医療計画」と整合性を図り策定するものです。

■第9期計画と

個別計画等との関係性



■SDGsとの関係性

また、本計画では、SDGs※（Sustainable Development Goals〈持続可能な開発目標〉の略称）を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための地域づくりを進めていきます。SDGsには17のゴールがあり、本計画で取り組むゴールは次のとおりとなります。



目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

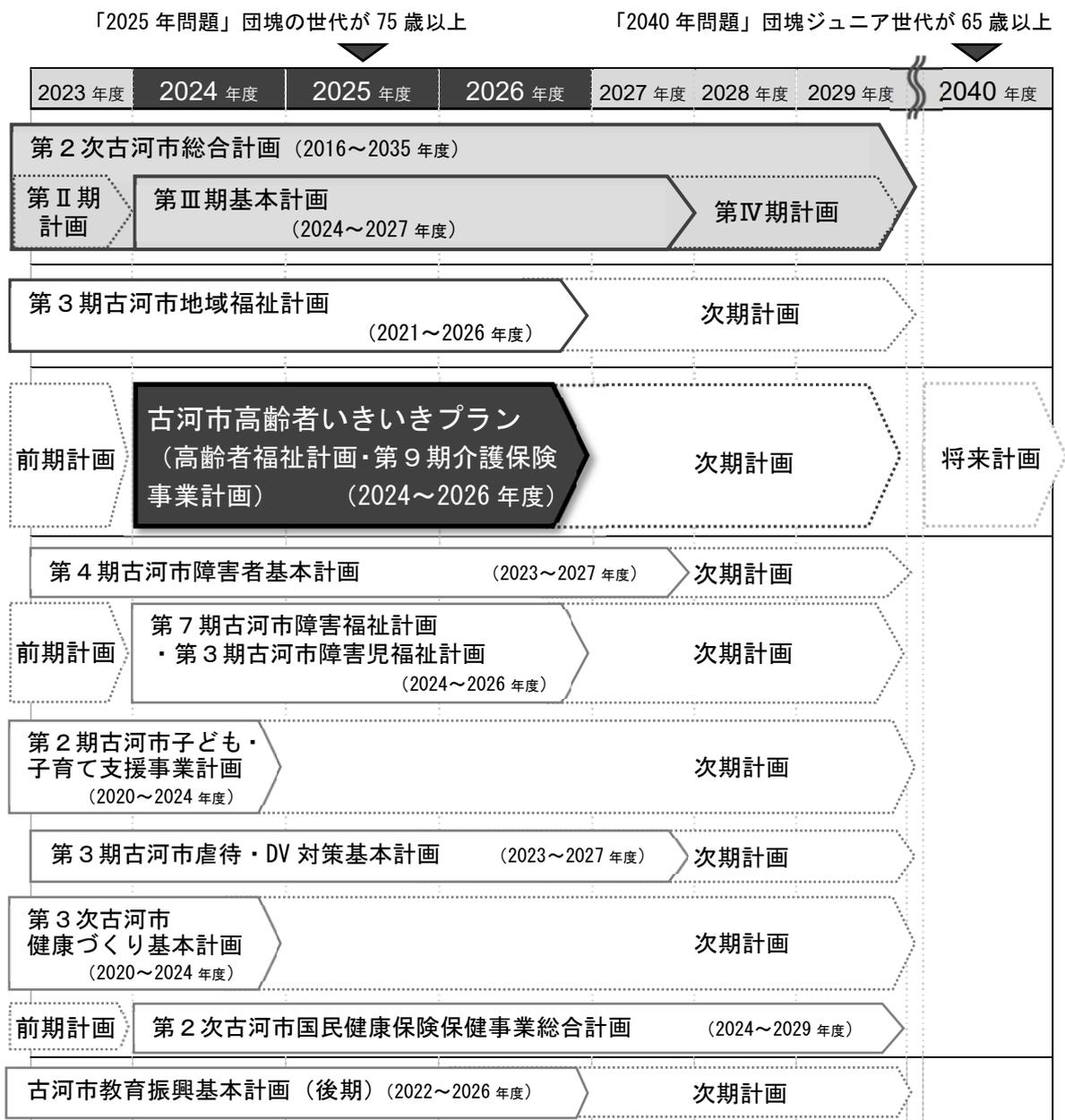
※SDGsとは、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

2 計画の期間

本計画は、平成 12（2000）年度から高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、今回は第 9 期となります。第 9 期の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間です。この計画は 3 年ごとに見直しを行うこととされており、第 8 期計画を見直し今回新たに策定するものです。

また、第 9 期計画期間だけではなく、高齢化が一段と進む団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年度までのサービスの充実の方向性を定め、中長期的な視点に立って計画を策定します。

■第 9 期計画及び関連する個別計画等の計画期間

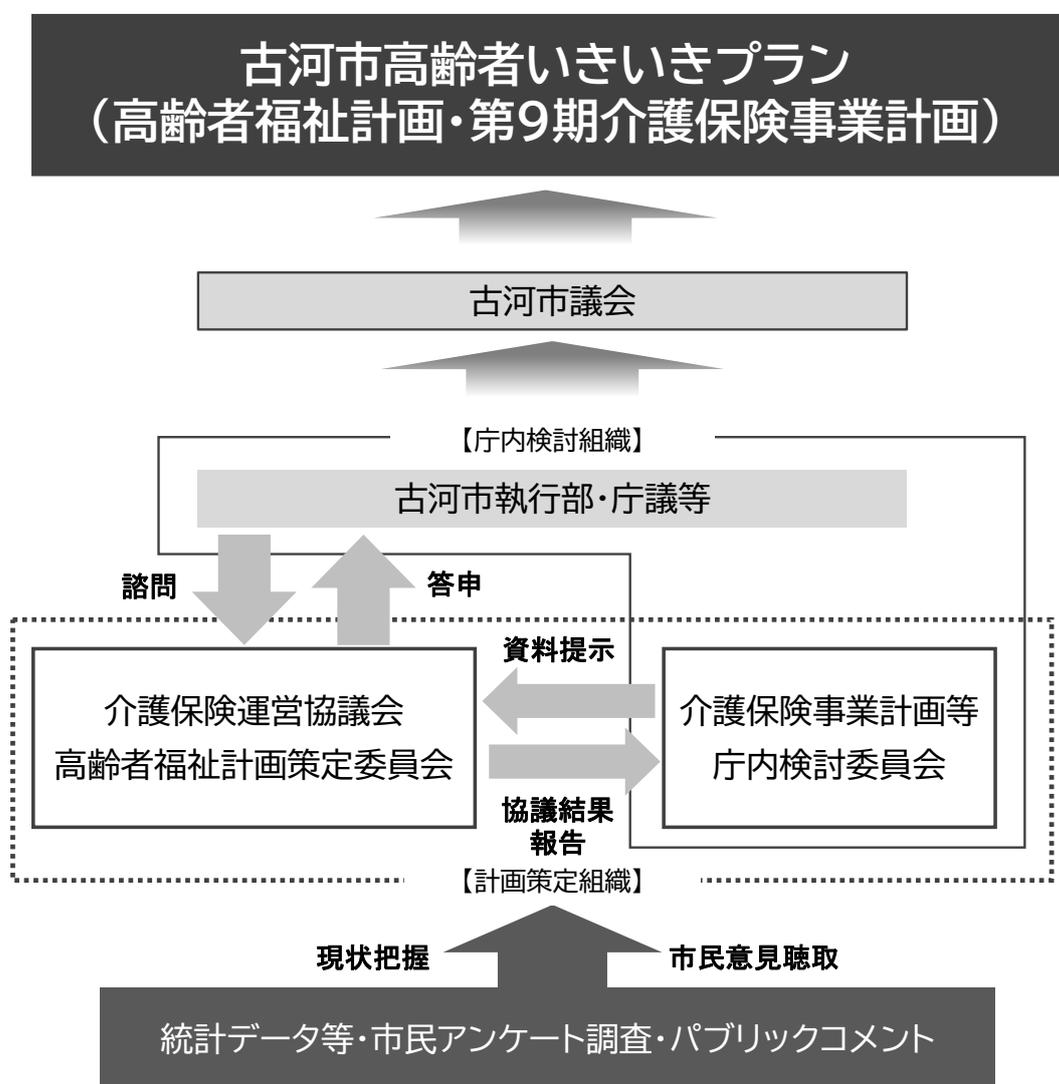


3 計画の策定体制

庁内検討組織としては、地域包括ケアシステムの実現及びすべての高齢者を視野に入れた総合的な高齢者施策を構築するため、福祉部門に偏らない横断的な組織として「古河市介護保険事業計画等庁内検討委員会」を庁内に設置し、検討を行います。

また、庁外検討組織としては、市民（第1号・第2号被保険者）からの公募者、関係団体の代表者、学識経験者を含む「古河市介護保険運営協議会」を設置するとともに、密接な関係にある高齢者福祉計画をあわせて審議するため「古河市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行います。

■第9期計画の策定体制



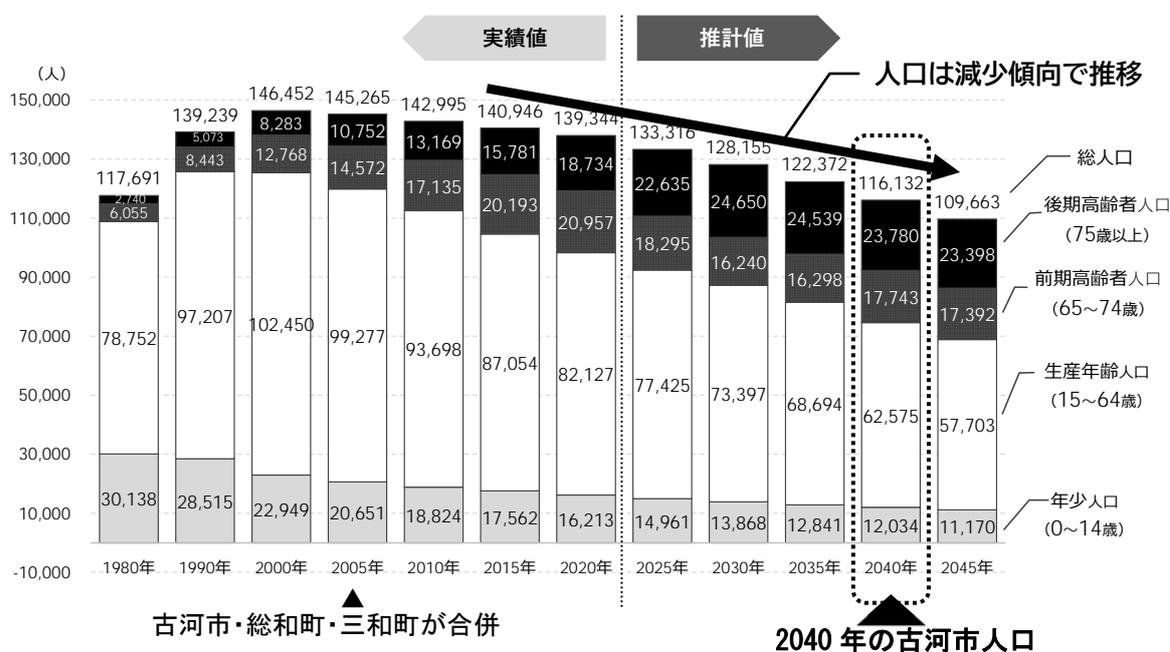
第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者等の現状

1 人口減少の進行、高齢化率の増加

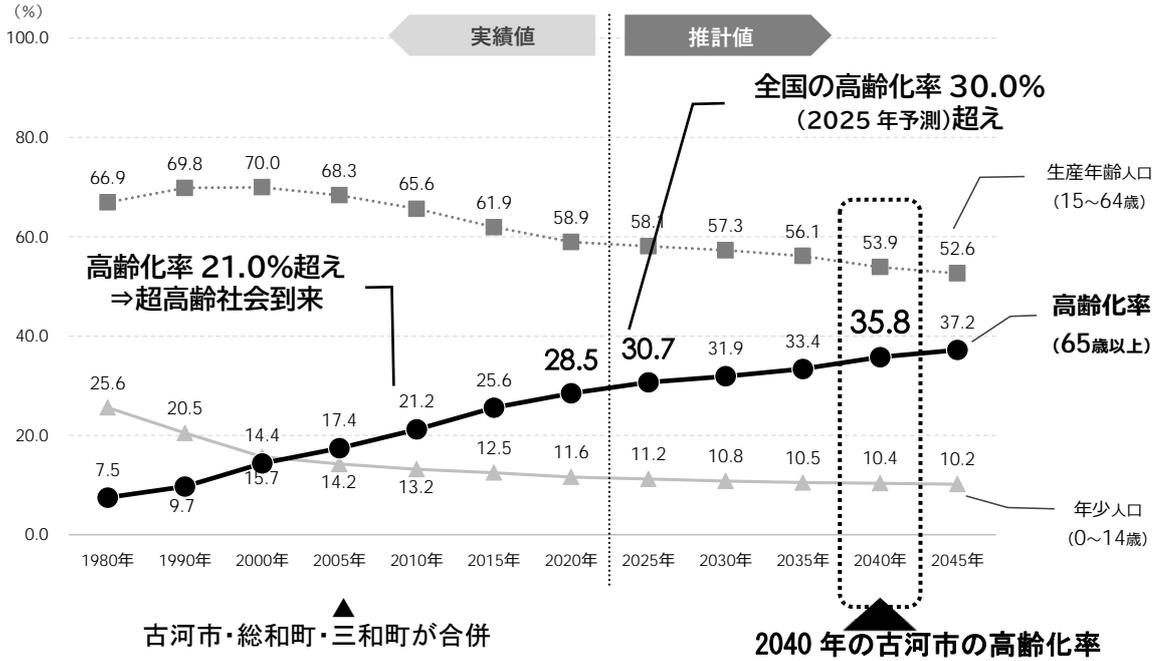
市の総人口は、平成 17（2005）年以降減少傾向で推移しており、令和 7（2025）年以降も減少し続ける予測となっています。また、高齢化率は、平成 22（2010）年に 21.0% を超え超高齢社会が到来し、令和 7（2025）年には全国の高齢化率 30.0%（予測値）を超える 30.7% となり、令和 22（2040）年には 35.8% となる予測です。

■古河市の人口推移・推計（年齢4区分別）



資料：1980～2020年の人口は、国勢調査の実績値、2025年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、2015年までの国勢調査の実績値を基にして算出された2018年時点の公表データ

■古河市の高齢化率の推計（年齢3区分）

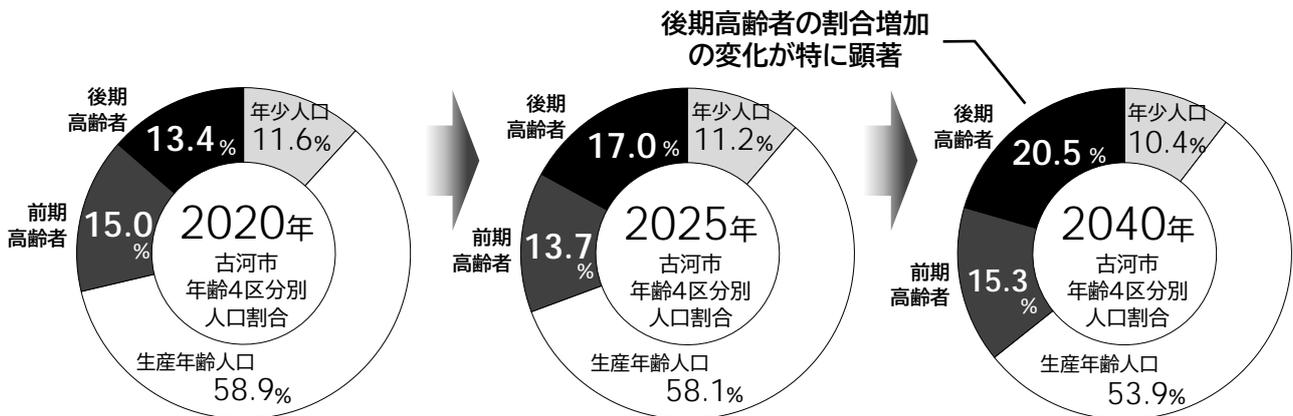


資料：1980～2020年の人口は、国勢調査の実績値、2025年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、2015年までの国勢調査の実績値を基にして算出された2018年時点の公表データ

2 後期高齢者の割合増加

高齢者を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）で見ると、その割合の変化は、特に後期高齢者の割合増加のほうが顕著な傾向にあります。令和2（2020）年の後期高齢者の割合は13.4%ですが、20年後の令和22（2040）年には20.5%となる予測です。

■古河市の前期・後期高齢化率の推移

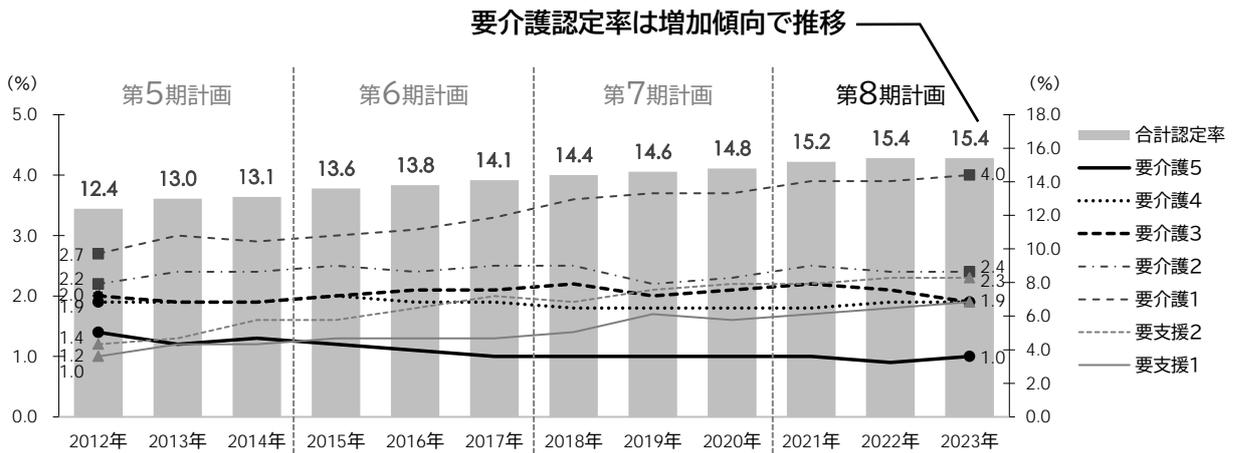


資料：1980～2020年の人口は、国勢調査の実績値、2025年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、2015年までの国勢調査の実績値を基にして算出された2018年時点の公表データ

3 要介護認定率は増加傾向で推移

市の要介護認定率は第5期計画期間（平成24（2012）年度～平成26（2014）年度）以降、増加傾向で推移しており、第8期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）では15%台となり、令和5（2023）年2月時点では15.4%となっています。要介護度別にみると、特に要介護1の割合の増加が著しい傾向にあります。

■古河市の要介護度別認定率の推移



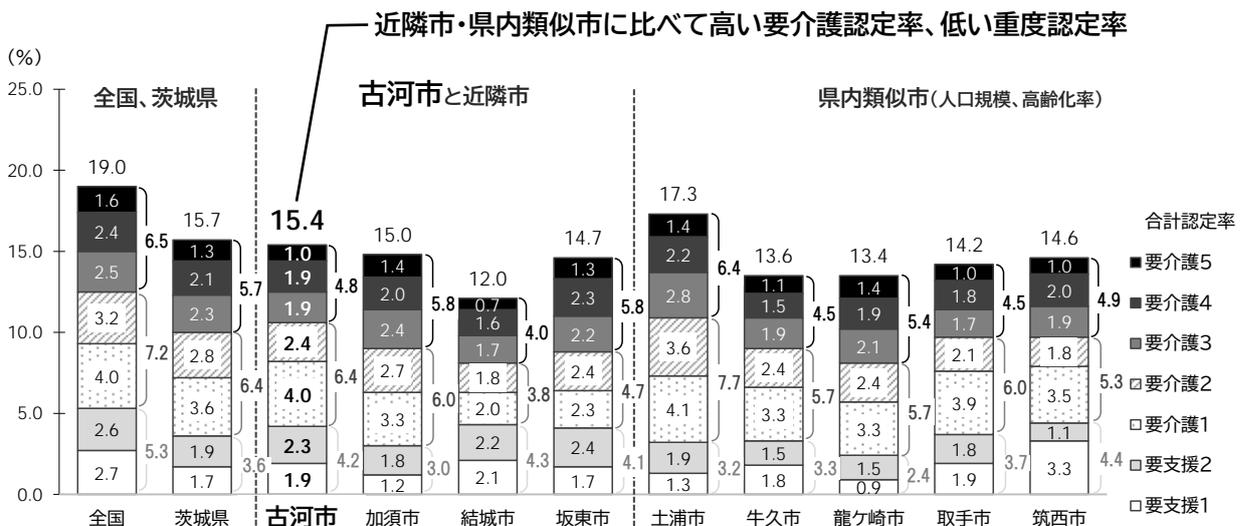
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（2022、2023年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

4 低い重度認定率

市の要介護認定率は15.4%（令和4（2022）年時点）で、全国や県に比べて低い傾向にありますが、近隣市や県内類似市（人口規模及び高齢化率が近い県内市）と比べると高くなっています。

また、重度認定率と軽度認定率の構成を百分率で表すと、古河市の重度認定率は31.2%、軽度認定率は68.8%となりますが、重度認定率は全国、県、近隣市、県内類似市の中で最も低い割合となっています。

■古河市と全国、県、近隣市、県内類似市の要介護度別認定率



▼【参考】重度認定率と軽度認定率の構成を百分率で表したデータ

	全国	茨城県	古河市	加須市	結城市	坂東市	土浦市	牛久市	龍ヶ崎市	取手市	筑西市
重度認定率 (%) (要介護3～5)	34.2	36.3	31.2	38.7	33.3	39.5	37.0	33.1	40.3	31.7	33.6
軽度認定率 (%) (要支援1～要介護2)	65.8	63.7	68.8	60.0	67.5	59.9	63.0	66.2	60.4	68.3	66.4

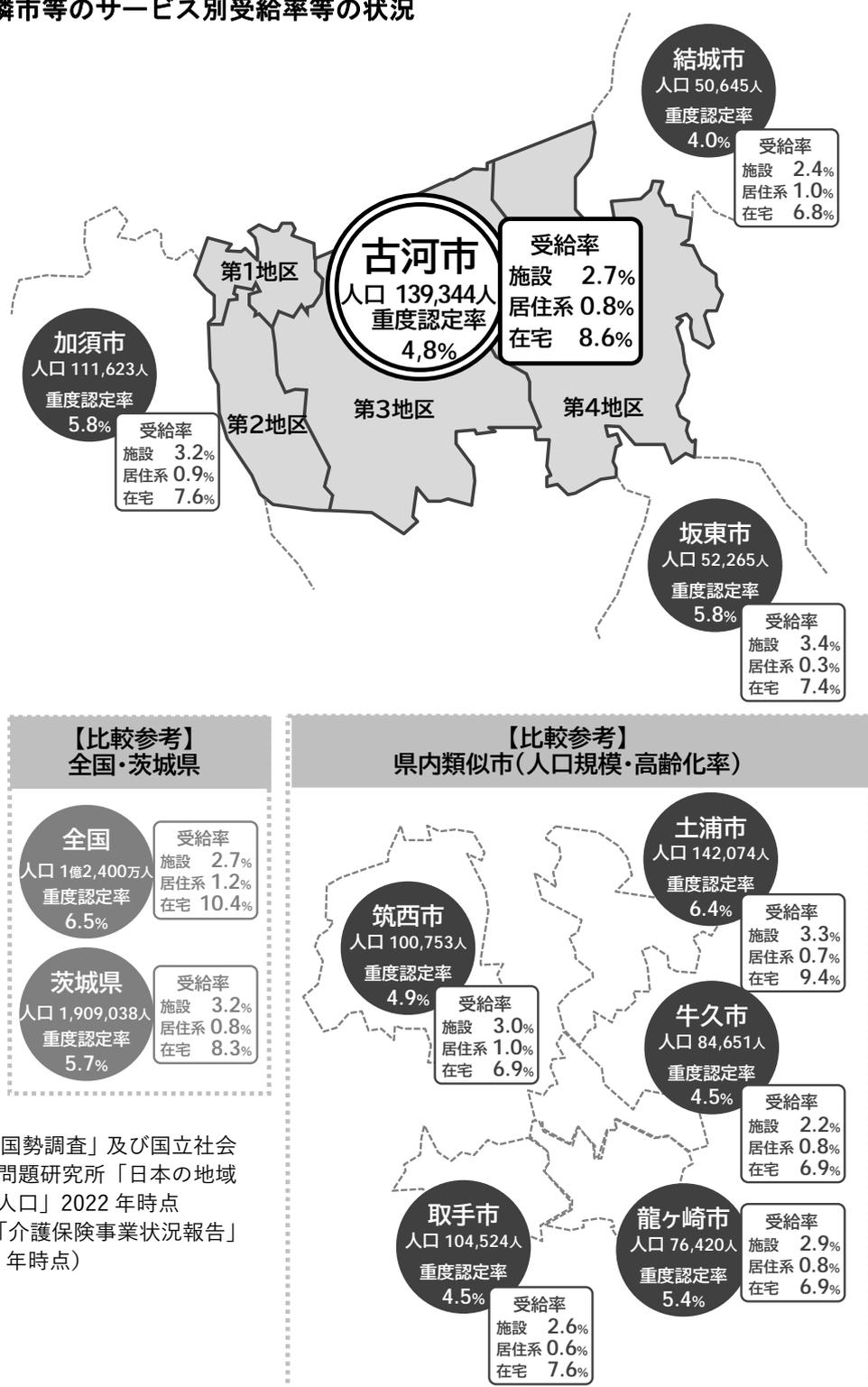
注) 算出過程での少数点以下第2位の切り捨てなどにより、合計が100%にならない場合があります。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（2022年時点）から作成

5 低い施設サービス、在宅サービス受給率

市のサービス別受給率（サービス別の受給者数を第1号被保険者数で除した割合）をみると、施設サービス及び居住系サービスは全国、県と比べて同程度かそれより低く、近隣市、県内類似市の中では平均的な割合となっています。一方、在宅サービスの受給率は全国より低く、県と同程度で、近隣市や県内類似市と比べるとやや高い傾向となっています。

■古河市と近隣市等のサービス別受給率等の状況



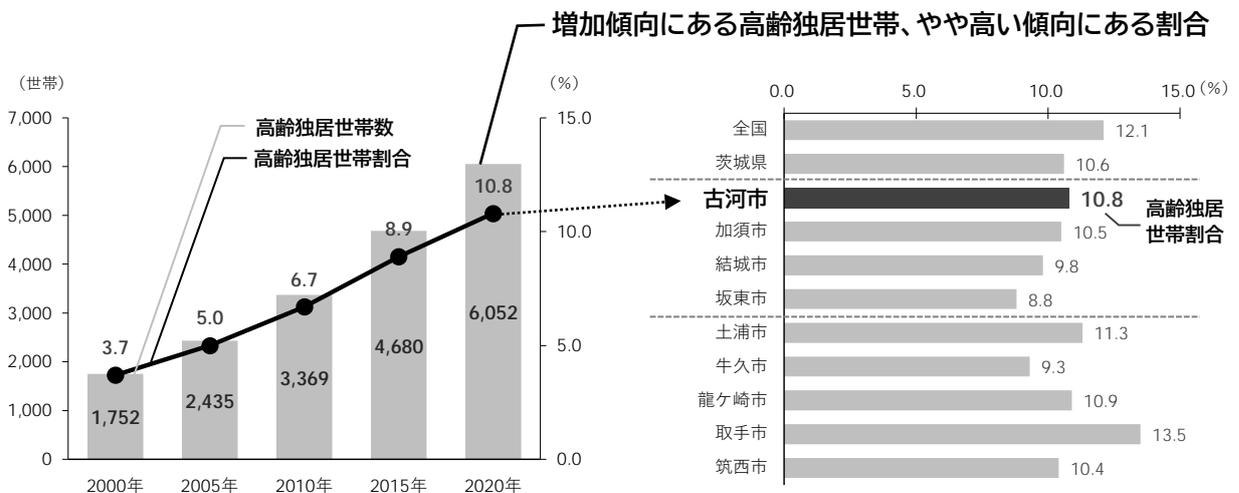
(出典) 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2022年時点
資料: 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(2022年時点)

6 高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の増加

市の高齢独居世帯数及び高齢夫婦世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年時点の高齢独居世帯数（割合）は、6,052世帯（10.8%）、高齢夫婦世帯数（割合）は、5,827世帯（10.4%）となっています。また、全国、県、近隣市、県内類似市と比べてみると、高齢独居世帯は全国より低いですが県と比べるとわずかに高く、近隣市と比べると最も高く、県内類似市と比べると平均的な割合となっています。

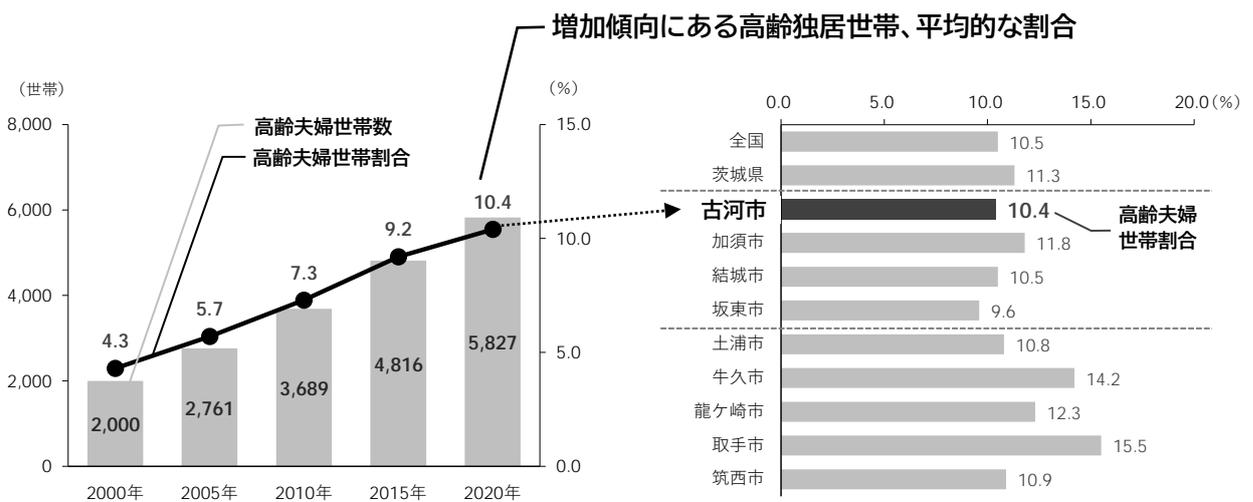
一方、高齢夫婦世帯は全国、県より低く、近隣市、県内類似市と比べても平均的な割合となっています。

■古河市の高齢独居世帯数（割合）の推移と全国、県、近隣市、県内類似市との比較



（出典）総務省「国勢調査」（2020年時点）

■古河市の高齢夫婦世帯数（割合）の推移と全国、県、近隣市、県内類似市との比較



（出典）総務省「国勢調査」（2020年時点）

第2節 市民アンケート調査からみる傾向

1 調査の概要

(1) 調査の目的

古河市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のため、地域の課題や高齢者のニーズを的確に把握し、その調査結果を基礎資料とすることを目的に、本調査を実施するものです。

(2) 調査の対象・期間及び方法・配付及び回収状況

調査名：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
対象の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の要支援、要介護認定を受けていない一般高齢者 ・第1号被保険者の要支援者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者
期間及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月23日（金）から令和5年1月5日（木） ・郵送配付・郵送回収※最終締切は2月1日（水）
配付及び回収状況	<ul style="list-style-type: none"> ・配付数：4,000票 ・回収数：2,399票うち有効回収数2,394票（有効回収率：59.9%）
調査名：在宅介護実態調査	
対象の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・調査期間内に要介護認定（要支援認定含む）を受けている者で、更新・区分変更申請に伴う認定調査を行った者のうち、在宅で生活している者 ※調査日現在、施設等へ入所されている方、医療機関に入院されている方は対象外。施設とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、特定施設（有料老人ホーム等）を指す。
期間及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月～令和5年2月 ・認定調査時に付随しての調査
配付及び回収状況	<ul style="list-style-type: none"> ・配付数：600票 ・回収数：600票うち有効回収数600票（有効回収率：100.0%）

(3) 日常生活圏域

調査においては、古河市を以下の4つの生活圏域に分けています。

日常生活圏域	中学校区	備考（地区）
第1地区	古河第一中学校区、古河第三中学校区	古河地区
第2地区	古河第二中学校区	
第3地区	総和中学校区、総和北中学校区、総和南中学校区	総和地区
第4地区	三和中学校区、三和北中学校区、三和東中学校区	三和地区

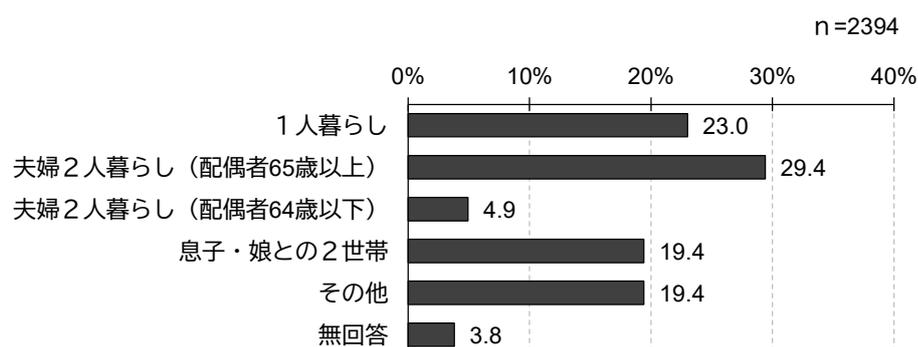
2 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果(抜粋)

(1) 家族や生活状況について

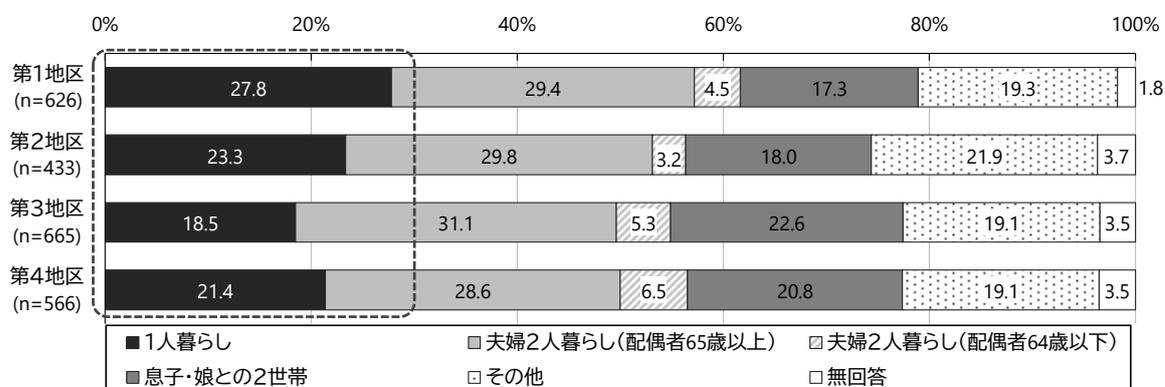
▼問 家族構成を教えてください。

回答者の家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が29.4%と最も高く、次いで「1人暮らし」が23.0%、「息子・娘との2世帯」と「その他」がそれぞれ19.4%となっています。

圏域別で「1人暮らし」の割合をみると、第1地区が最も高く27.8%となっています。

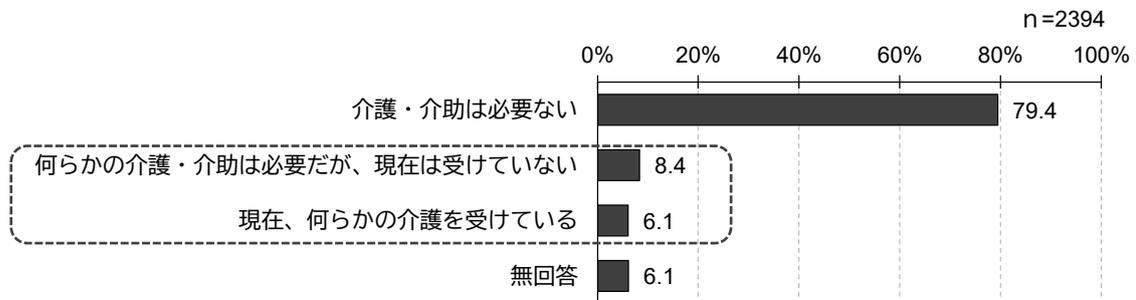


家族構成【圏域別割合】



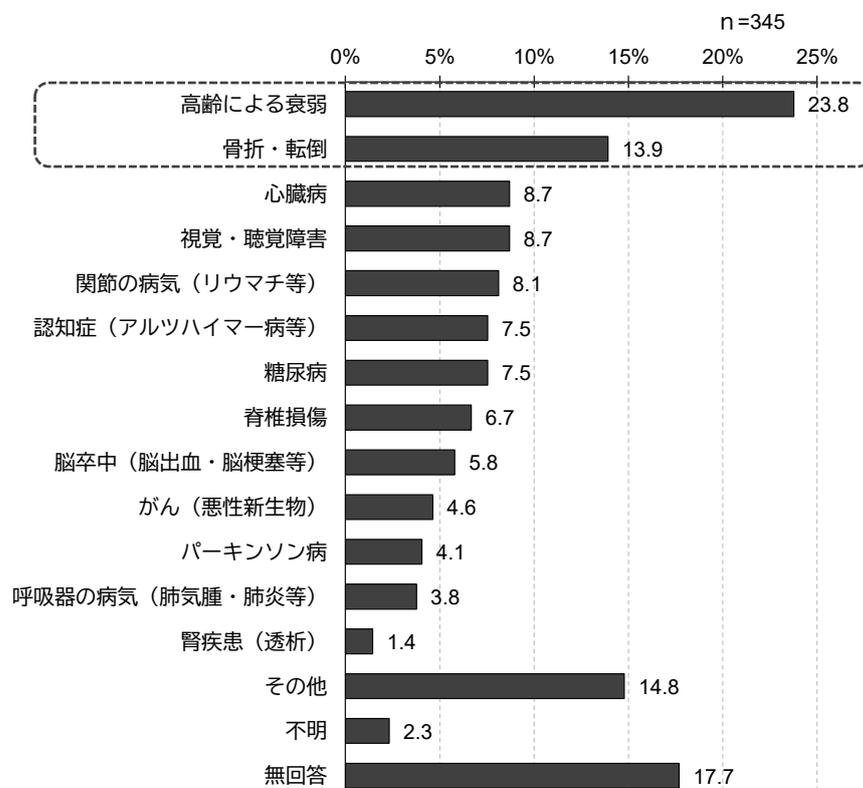
▼問 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。

回答者の介護・介助の必要性について、「介護・介助は必要ない」が79.4%で最も高くなっています。また、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」を合わせた『介護・介助が必要な人』の割合は14.5%となっています。



▼問 介護・介助が必要になった主な原因は何ですか(上記の問で、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」「現在、何らかの介護を受けている」と回答した方のみ)。(複数回答)

介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が23.8%で最も高く、次いで「その他」が14.8%、「骨折・転倒」が13.9%となっています。



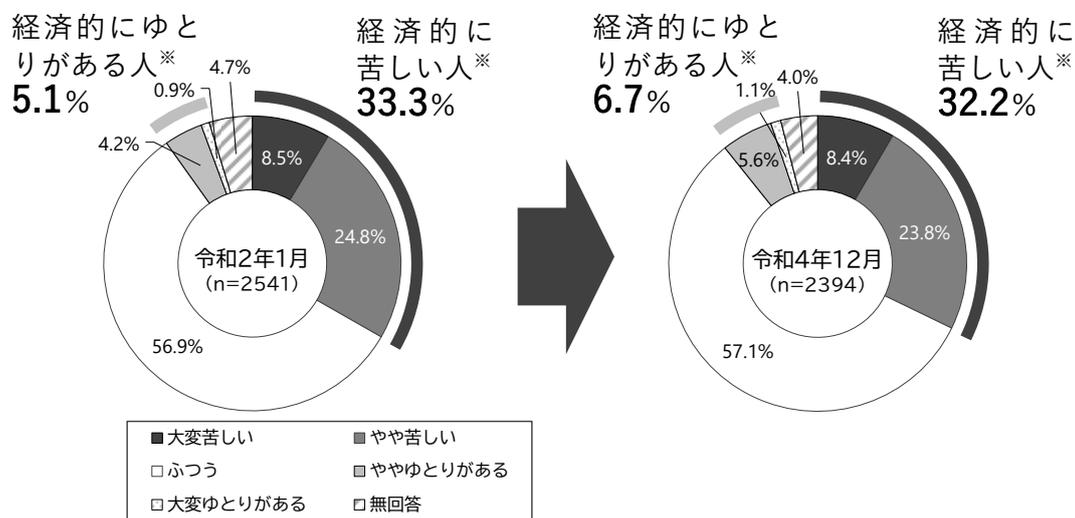
▼問 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。

現在の経済的な暮らしの状況は、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『経済的に「苦しい」人』と、「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」を合わせた『経済的に「ゆとりがある」人』の割合で見ると、『経済的に「苦しい」人』が32.2%、『経済的に「ゆとりがある」人』が6.7%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、『経済的に「苦しい」人』は前回調査から1.1ポイント減少し、『経済的に「ゆとりがある」人』は前回調査から1.6ポイント増加しています。

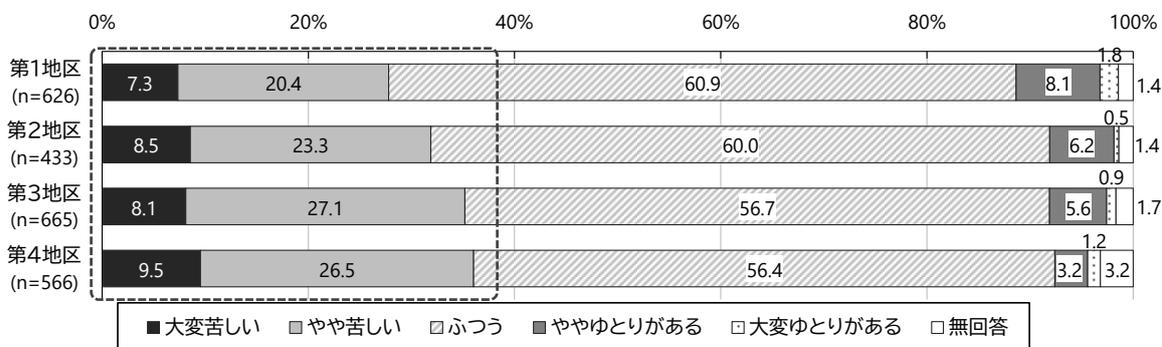
圏域別に『経済的に「苦しい」人』の割合をみると、第4地区が36.0%で最も高く、第1地区が27.7%で最も低く、地区間で差がみられます。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



※経済的に「苦しい」人 = 「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した人の合計
 ※経済的に「ゆとりがある」人 = 「ややゆとりがある」または「大変ゆとりがある」と回答した人

経済的な暮らしの状況【圏域別割合】



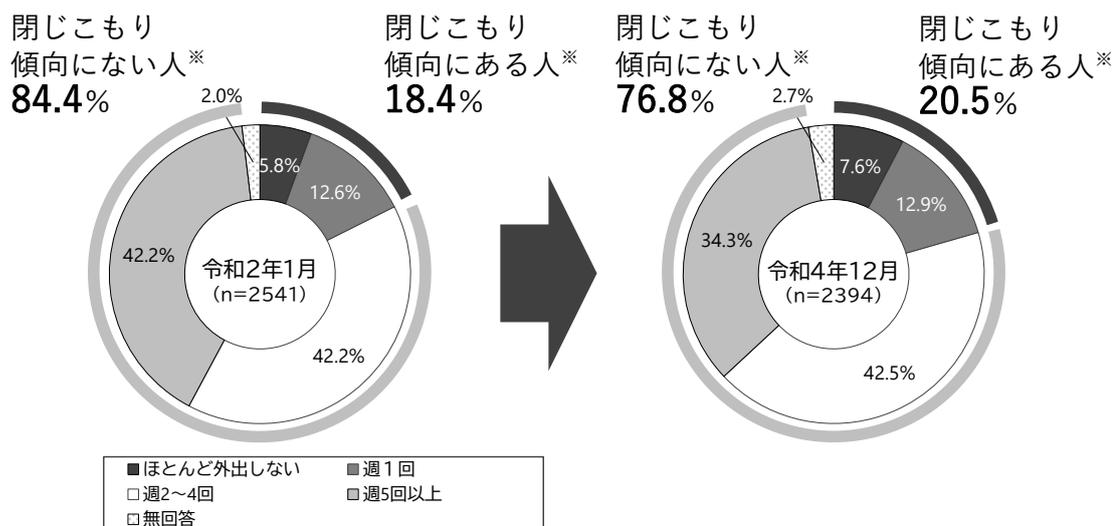
(2) からだを動かすことについて

▼問 週に1回以上は外出していますか。

週に1回以上は外出しているかについて、「ほとんど外出しない」と「週1回」を合わせた『閉じこもり傾向にある人』の割合は20.5%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、『閉じこもり傾向にある人』は前回調査から2.1ポイント増加しています。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



※閉じこもり傾向にある人 = 「ほとんど外出しない」または「週1回」と回答した人の合計

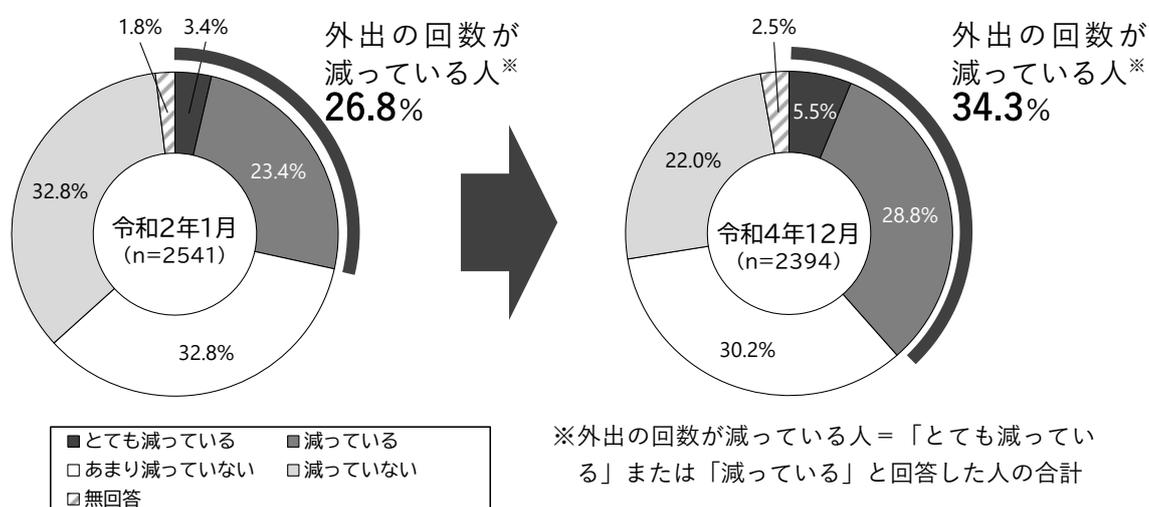
※閉じこもり傾向にない人 = 「週2~4回」または「週5回以上」と回答した人の合計

▼問 昨年と比べて外出の回数が減っていますか。

昨年と比べて外出の回数が減っているかについて、「とても減っている」と「減っている」を合わせた『外出の回数が減っている人』の割合は34.3%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、『外出の回数が減っている人』は前回調査から7.5ポイント増加しています。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



※外出の回数が減っている人 = 「とても減っている」または「減っている」と回答した人の合計

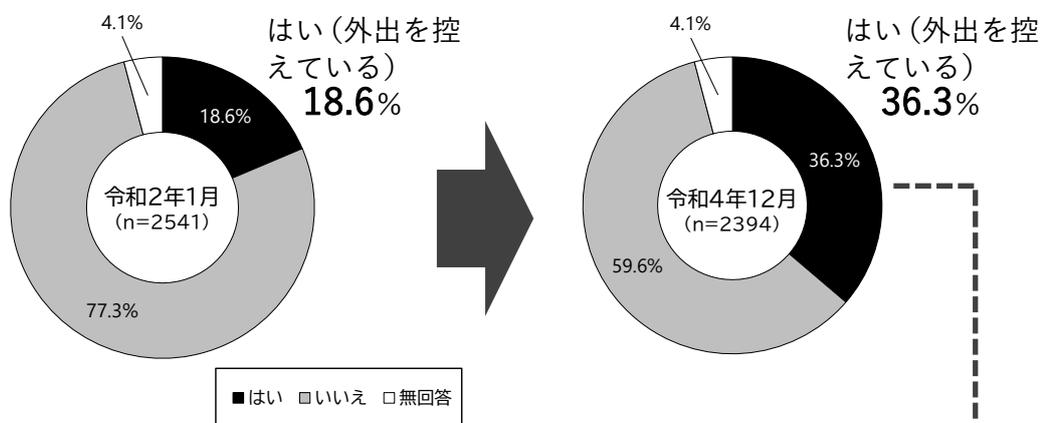
▼問 外出を控えていますか。

▼問 外出を控えている理由(外出を控えていると回答した方のみ)。

外出を控えているかについて、「はい」が36.3%、「いいえ」が59.6%となっており、今回調査と前回調査を比較してみると、「はい(外出を控えている)」は前回調査の2倍近くで、17.7ポイント増加しています。

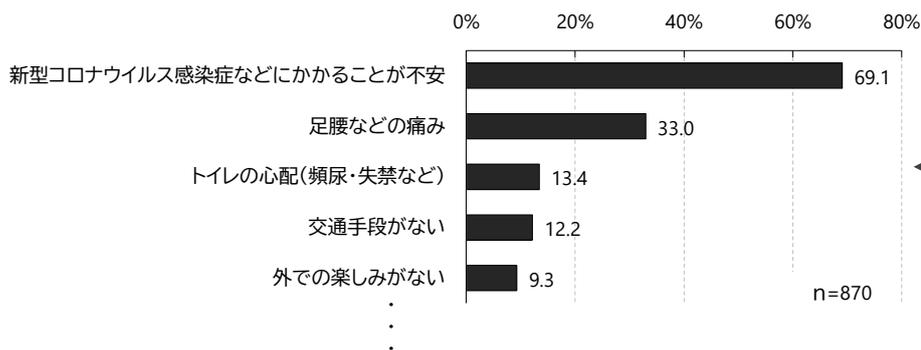
外出を控えている理由としては、「新型コロナウイルス感染症などにかかることが不安」が69.1%で最も高く、次いで「足腰などの痛み」が33.0%、「トイレの心配(頻尿・失禁など)」が13.4%、「交通手段がない」が12.2%、「外での楽しみがない」が9.3%となっています。

今回調査(令和4年度)結果と前回調査(令和2年度)結果の比較



外出を控えている理由(「はい(外出を控えている)」と回答した方のみ)

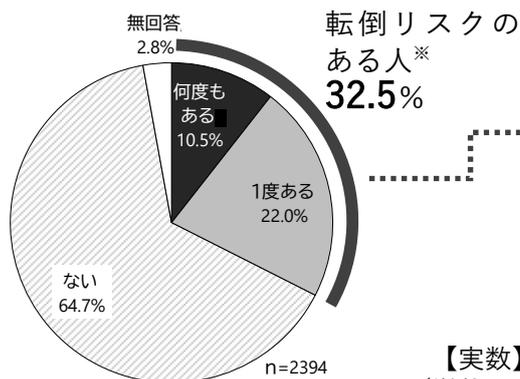
※回答結果のうち、回答割合の高い上位5位のみ抜粋して掲載



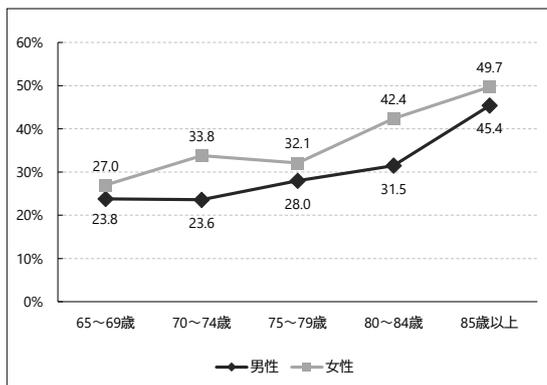
▼問 過去1年間に転んだ経験がありますか。

過去1年間に転んだ経験があるかについて、「何度もある」と「1度ある」を合わせた『転倒リスクのある人』の割合は32.5%となっています。

年齢別の結果を性別で見ると、すべての年齢で女性が男性より高くなっています。また、高齢になるほど高くなる傾向がうかがえ、「85歳以上」では女性は50.0%近くになり、男性は45.0%を超えています。



転倒リスクのある人※【年齢・性別割合】



【実数】
(単位：人)

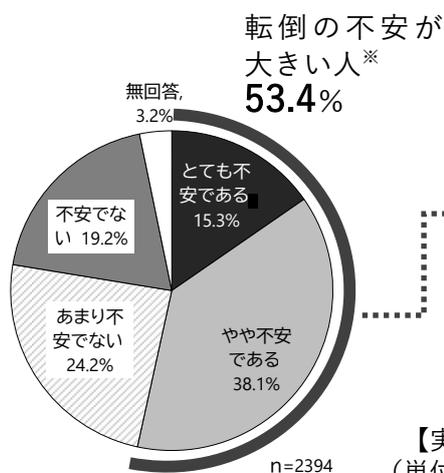
※転倒リスクのある人＝「何度もある」または「1度ある」と回答した人の合計

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
男性	71	95	75	65	78
女性	38	72	74	80	115

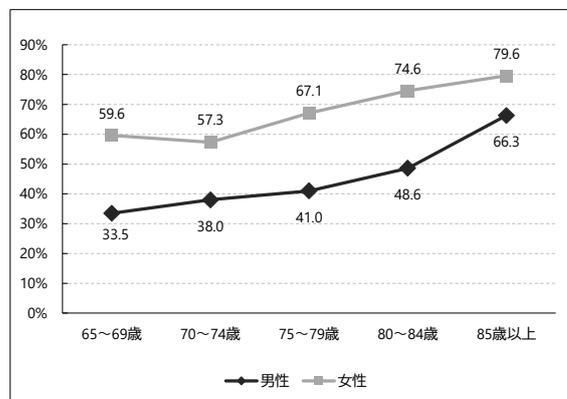
▼問 転倒に対する不安は大きいですか。

転倒に対する不安について、「とても不安である」と「やや不安である」を合わせた『転倒の不安が大きい人』の割合は53.4%となっています。

年齢別の結果を性別で見ると、すべての年齢で女性が男性より高く、高齢になるほど高くなる傾向がうかがえ、「85歳以上」では女性は80.0%近くになり、男性は65.0%を超えています。



転倒の不安が大きい人※【年齢・性別割合】



【実数】
(単位：人)

※転倒の不安が大きい人＝「とても不安である」または「やや不安である」と回答した人の合計

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
男性	100	153	110	100	114
女性	84	122	155	141	184

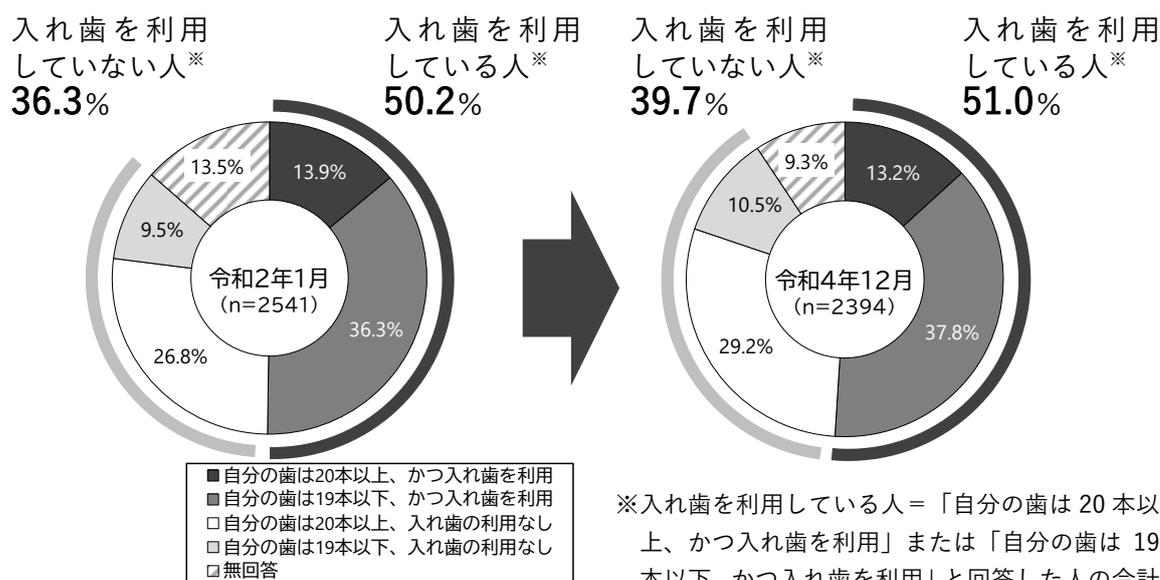
(3) 食べることについて

▼問 歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください。

歯の数と入れ歯の利用状況は、「自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用」と「自分の歯は 20 本以上、かつ入れ歯を利用」を合わせた『入れ歯を利用している人』は、51.0% となってなっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、『入れ歯を利用している人』は前回調査から 0.8 ポイント増加していますが、大きな変化はみられません。

今回調査（令和 4 年度）結果と前回調査（令和 2 年度）結果の比較

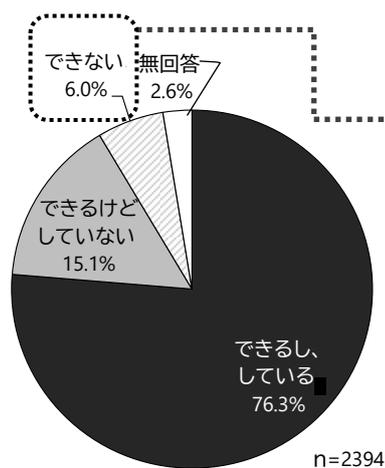


(4) 毎日の生活について

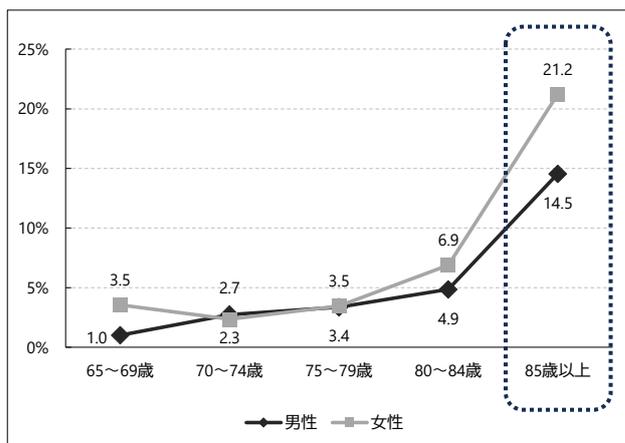
▼問 自分で食品・日用品の買い物をしていますか。

自分で食品・日用品の買い物をしているかについて、「できるし、している」が76.3%で最も高く、次いで「できるけどしていない」が15.1%、「できない」が6.0%となっています。

年齢別の結果を性別で見ると、「できない（買い物を「できない」人）」は、女性の「70～74歳」以降と男性のすべての年齢で、高齢になるほど高くなる傾向がうかがえ、「85歳以上」で女性は20.0%を超え、男性は15.0%近くになっています。



買い物を「できない」人【年齢・性別割合】



【実数】(単位：人)

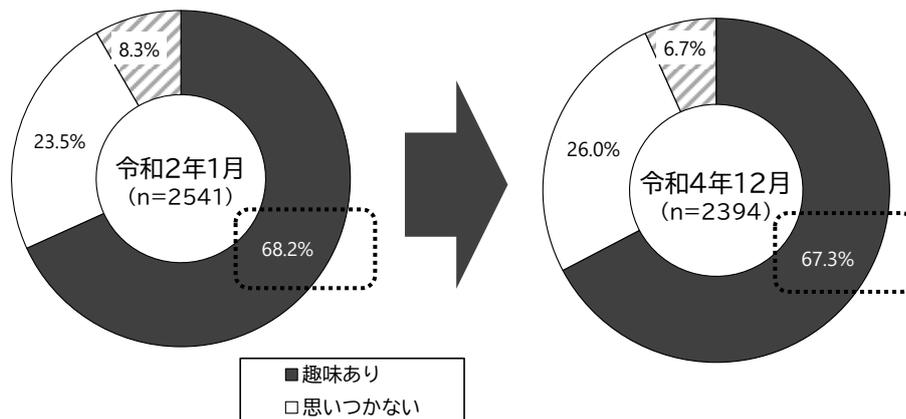
	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
男性	3	11	9	10	25
女性	5	5	8	13	49

▼問 趣味はありますか。

趣味はあるかについて、「趣味あり」が67.3%、「思いつかない」が26.0%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「趣味あり」は前回調査から0.9ポイント減少していますが、大きな変化はみられません。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



▼問 生きがいがありますか。

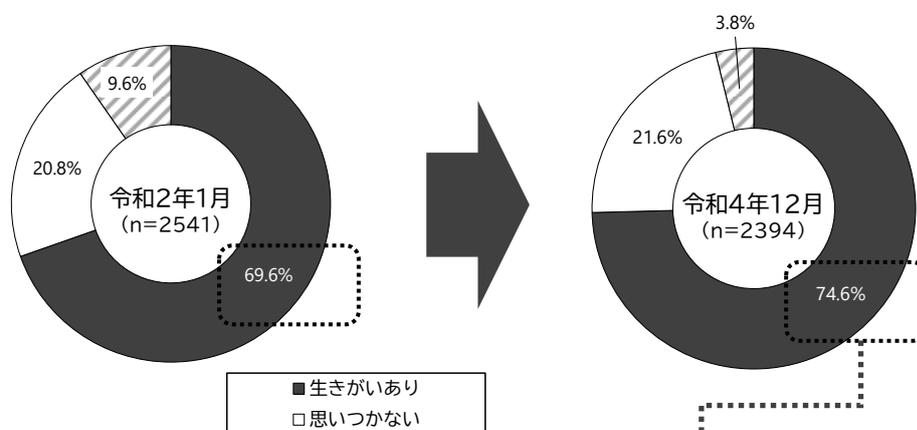
▼問 あなたが生きがいを感じていることはどんなことですか(「生きがいあり」と回答した方のみ)。(複数回答)

生きがいがあるかについて、「生きがいあり」が74.6%、「思いつかない」が21.6%となっています。

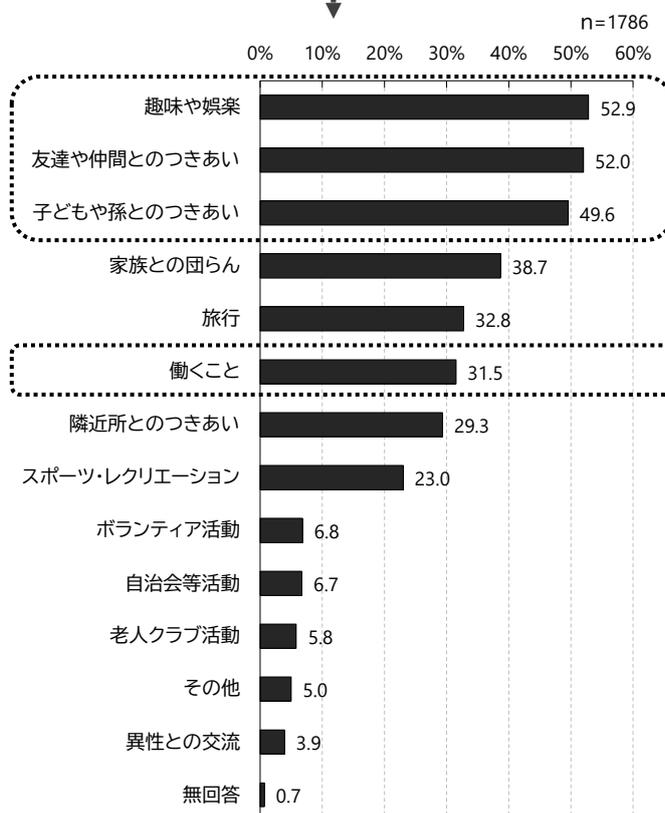
今回調査と前回調査を比較してみると、「生きがいあり」は前回調査から5.0ポイント増加しています。

また、「生きがいあり」と回答した方が、どのようなことに生きがいを感じているかについてみると、「趣味や娯楽」が52.9%で最も高く、次いで「友達や仲間とのつきあい」が52.0%、「子どもや孫とのつきあい」が49.6%となっています。

今回調査(令和4年度)結果と前回調査(令和2年度)結果の比較



「生きがいだと感じること」

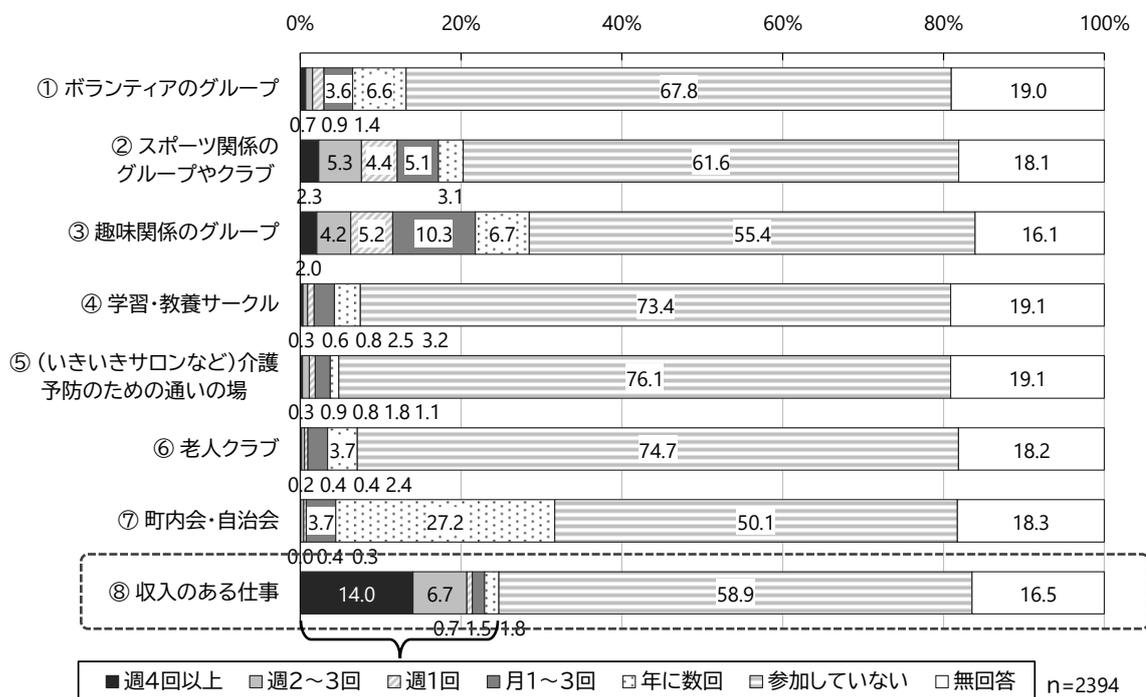


(5) 地域での活動について

▼問 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。

地域での活動への参加頻度について、「参加していない」は「⑤（いきいきサロンなど）介護予防のための通いの場」が76.1%で最も高く、次いで「⑥老人クラブ」が74.7%、「④学習・教養サークル」が73.4%となっています。

『参加している（「参加していない」以外に回答した人）』は「⑦町内会・自治会」が31.6%と最も高く、次いで「③趣味関係のグループ」が28.5%、「⑧収入のある仕事」が24.7%となっています。また、『月に1回以上の参加（「年に数回」と「参加していない」以外に回答した人）』は「収入のある仕事」が22.9%で最も高くなっています。



24.7%が「収入のある仕事をしている」と回答

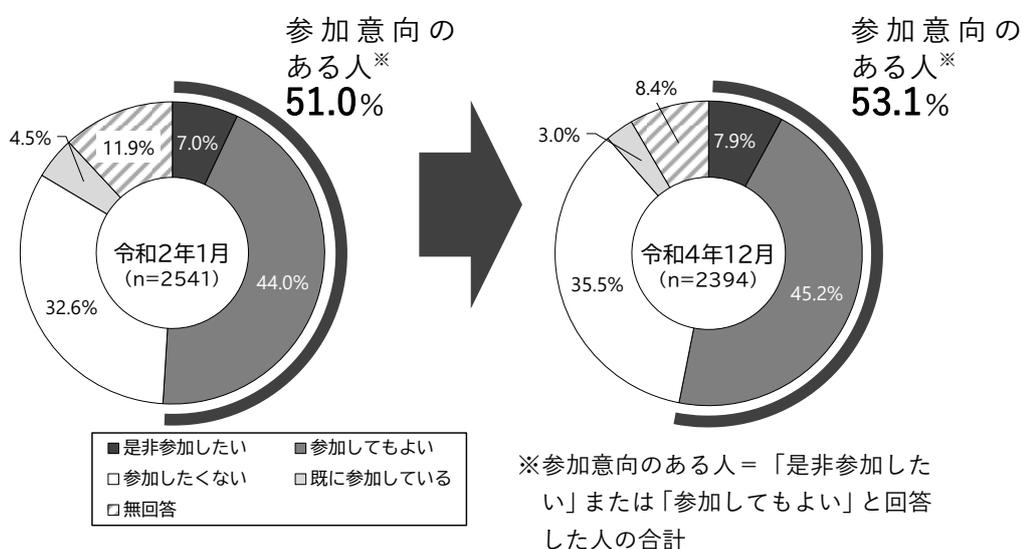
▼問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

地域活動への参加者としての参加意向について、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた『参加意向のある人』の割合は53.1%となっています。

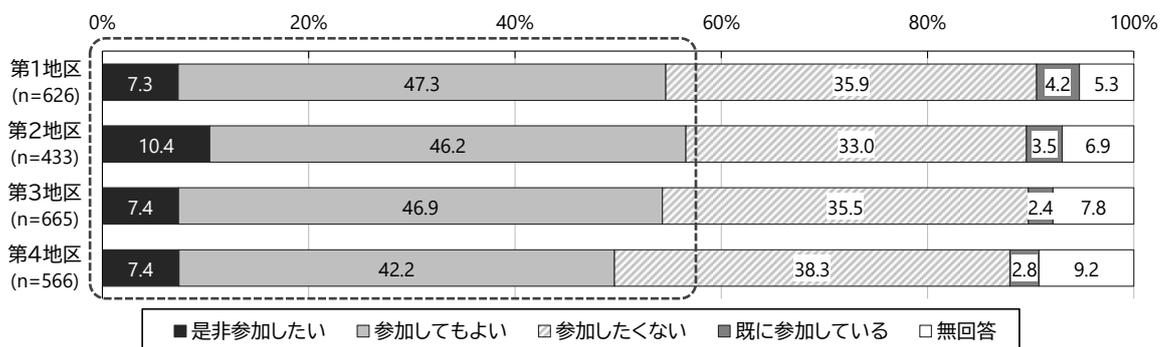
今回調査と前回調査を比較してみると、『参加意向のある人』は前回調査から2.1ポイント増加しています。

圏域別に『参加意向のある人』の割合をみると、第2地区が56.6%で最も高く、第4地区が49.6%で最も低く、地域間でわずかに差がみられます。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



「地域づくり活動への参加者としての参加意向」×属性（圏域別割合）

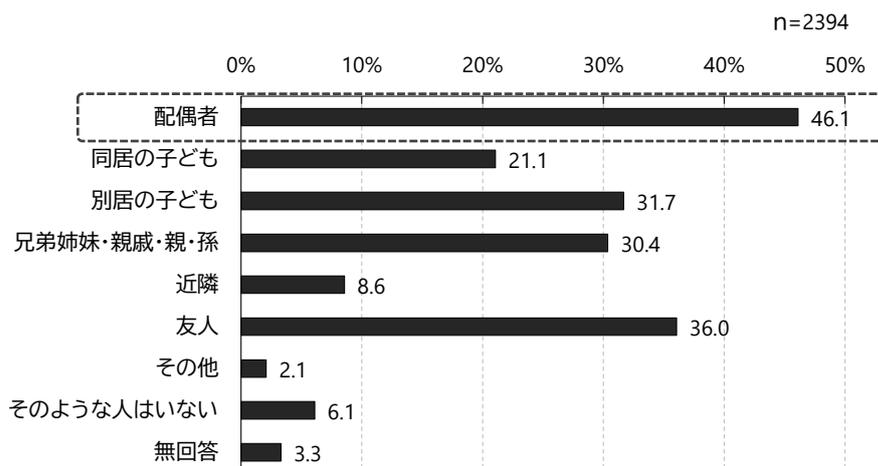


(6) たすけあいについて

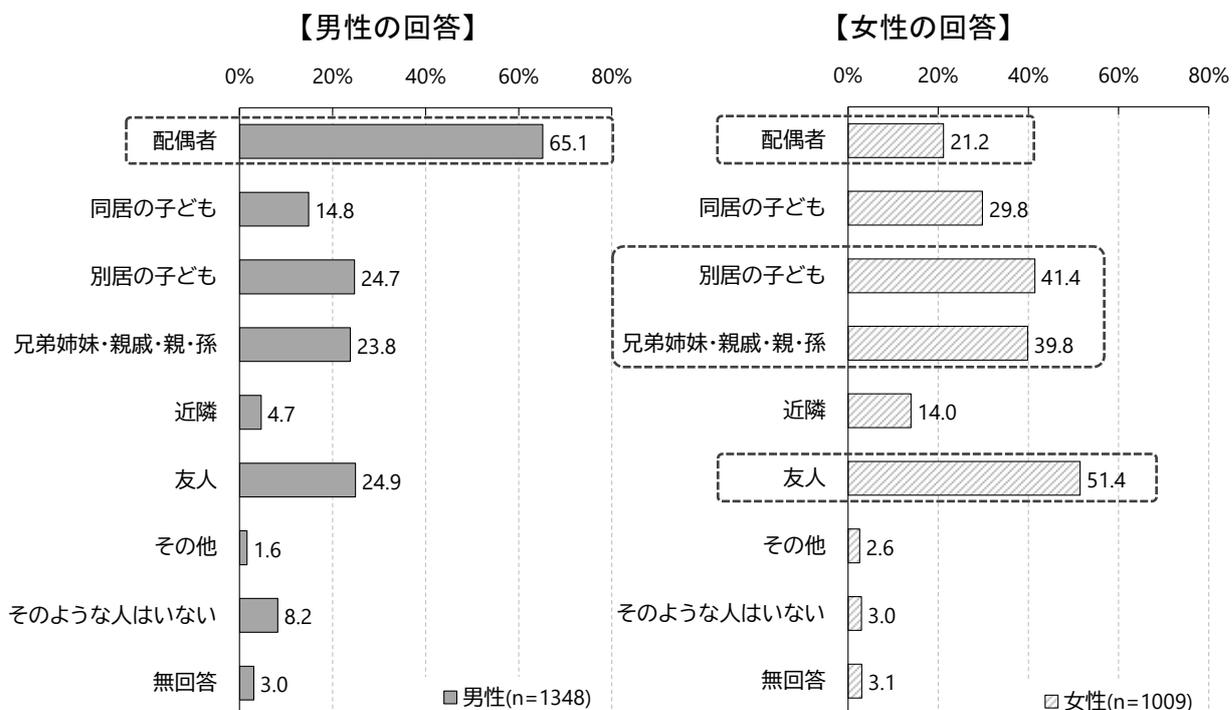
▼問 あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人。(複数回答)

回答者の心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人は、「配偶者」が46.1%で最も高く、次いで「友人」が36.0%、「別居の子ども」が31.7%となっています。

「聞いてくれる人との関係」を男女別にみると、男性は「配偶者」が65.1%で最も高く、次いで「友人」が24.9%、「別居の子ども」が24.7%となっています。一方、女性は「友人」が51.4%で最も高く、次いで「別居の子ども」が41.4%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が39.8%となっています。



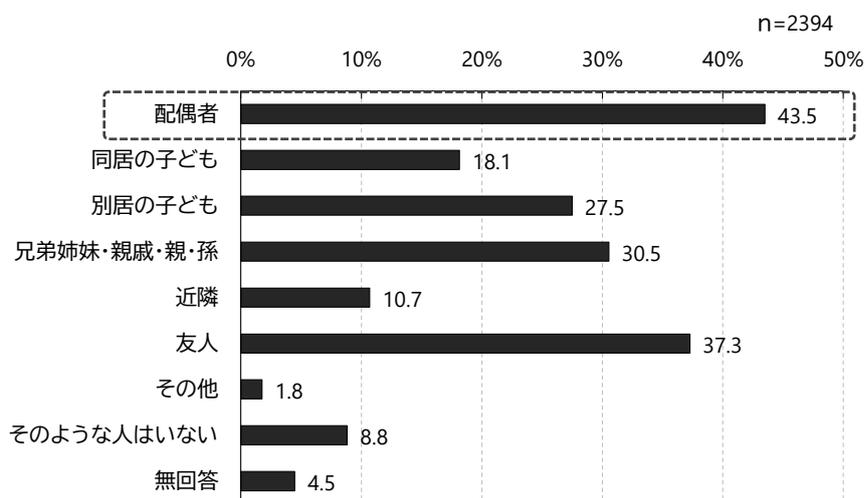
「心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人」×属性(性別割合)



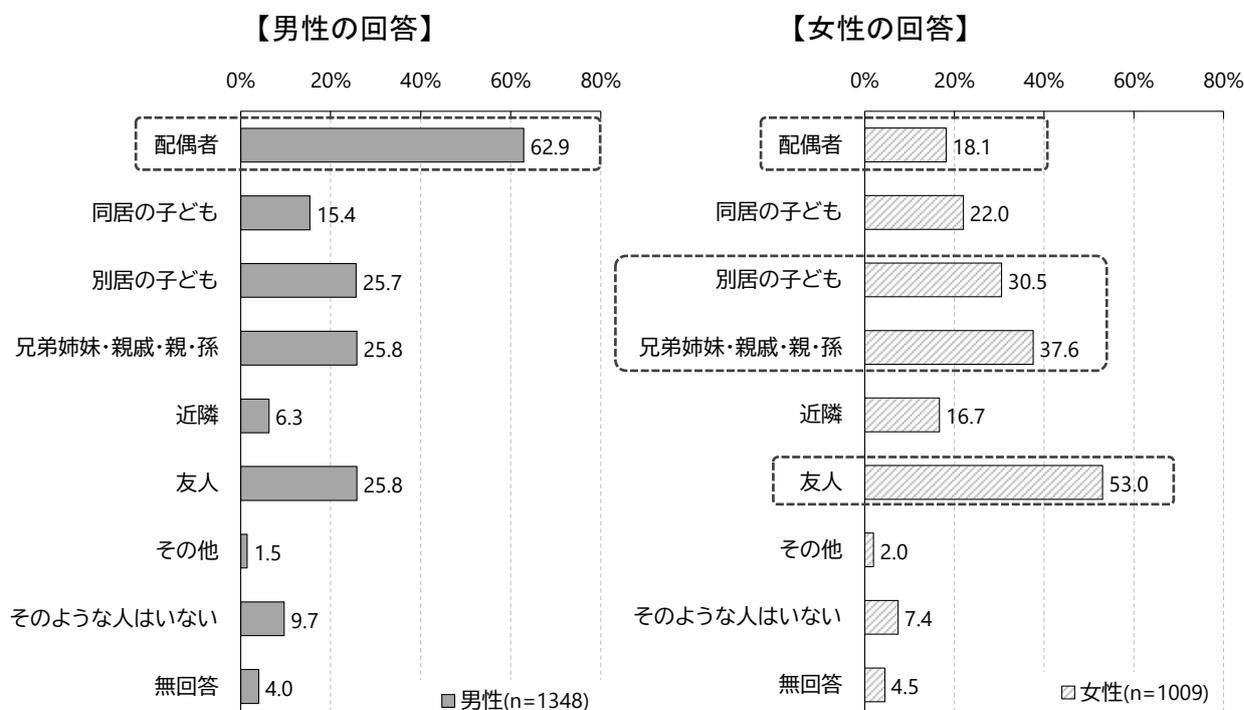
▼問 反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人。(複数回答)

回答者が心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人は、「配偶者」が43.5%で最も高く、次いで「友人」が37.3%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が30.5%となっています。

「聞いてあげる人との関係」を男女別にみると、男性は「配偶者」が62.9%で最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」と「友人」がそれぞれ25.8%、「別居の子ども」が25.7%となっています。一方、女性は「友人」が53.0%で最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が37.6%、「別居の子ども」が30.5%となっています。

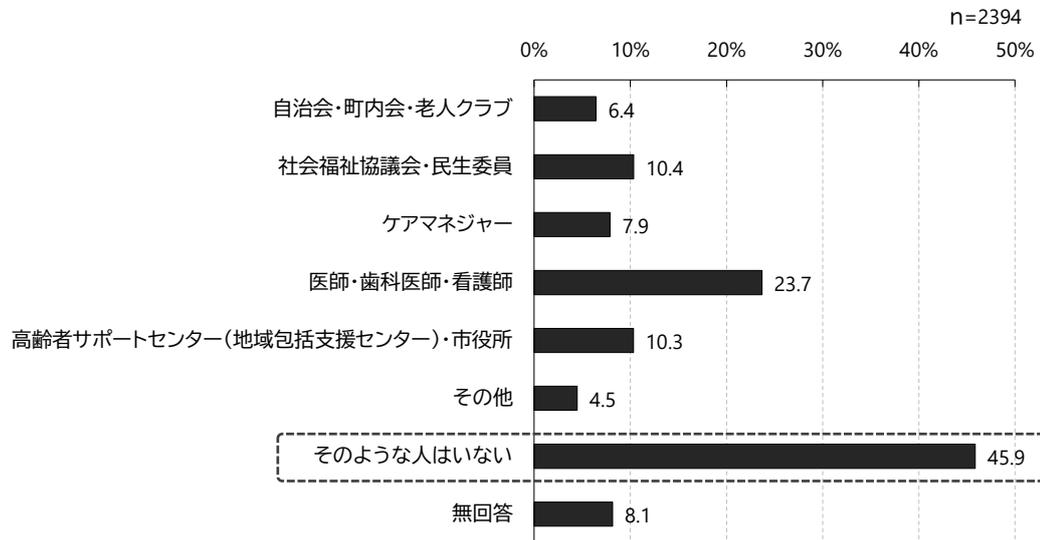


「心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人」×属性(性別)



▼問 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。
(複数回答)

家族や友人・知人以外で回答者が相談する相手は、「そのような人はいない」が45.9%で最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が23.7%、「社会福祉協議会・民生委員」が10.4%となっています。



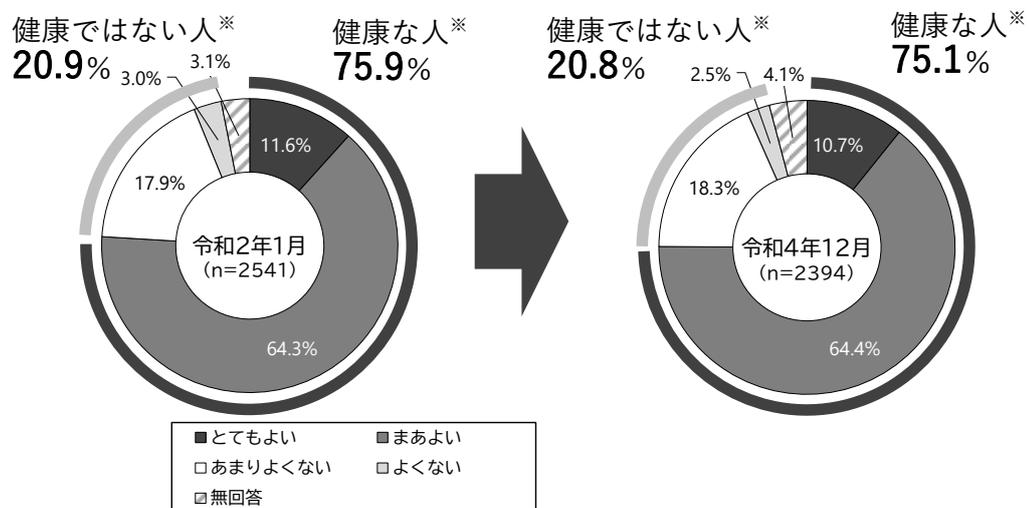
(7)健康について

▼問 現在のあなたの健康状態はいかがですか。

回答者の健康状態は、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『健康な人』は、75.1%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、『健康な人』は前回調査から0.8ポイント減少していますが、大きな差はみられません。

今回調査(令和4年度)結果と前回調査(令和2年度)結果の比較



※健康な人 = 「とてもよい」または「まあよい」と回答した人の合計

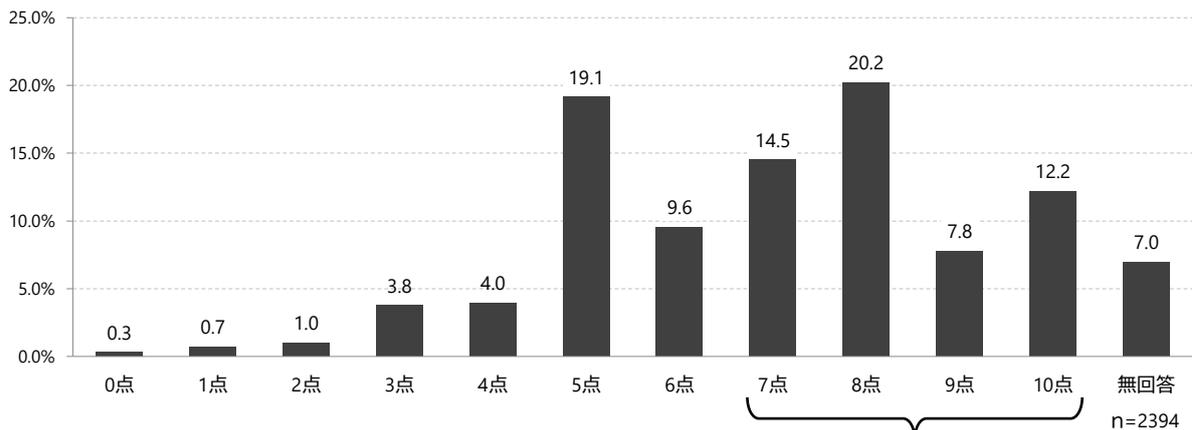
※健康ではない人 = 「あまりよくない」または「よくない」と回答した人の合計

▼問 あなたは、現在どの程度幸せですか。

(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として回答)。

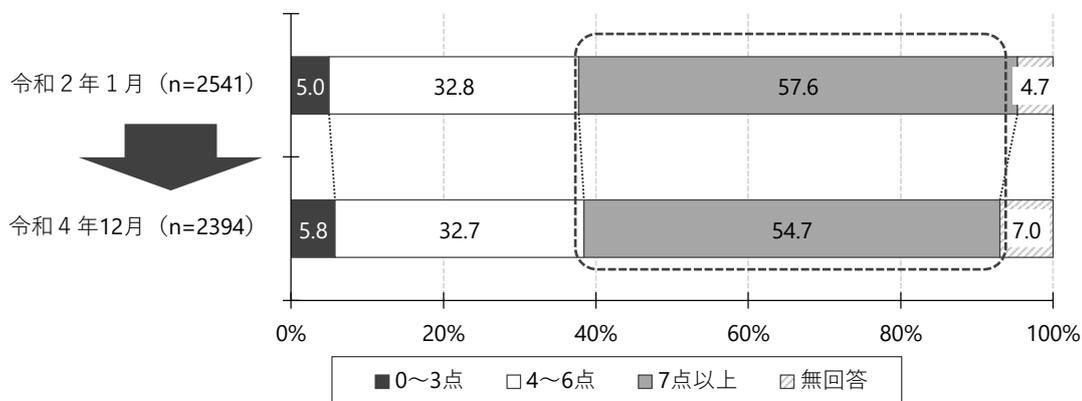
回答者の現在の幸せ度合いは、「7点」、「8点」、「9点」、「10点」のいずれかを回答した『幸せに感じている度合いが高い(7点以上)』の割合でみると、54.7%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、『7点以上』は前回より2.9ポイント減少しています。



54.7%が「幸せに感じている度合いが高い(7点以上)」を回答

今回調査(令和4年度)結果と前回調査(令和2年度)結果の比較



※幸せに感じている度合いが高い(7点以上) = 「7点」、「8点」、「9点」、「10点(とても幸せ)」と回答した人の合計

(8) 認知症に関する相談窓口などについて

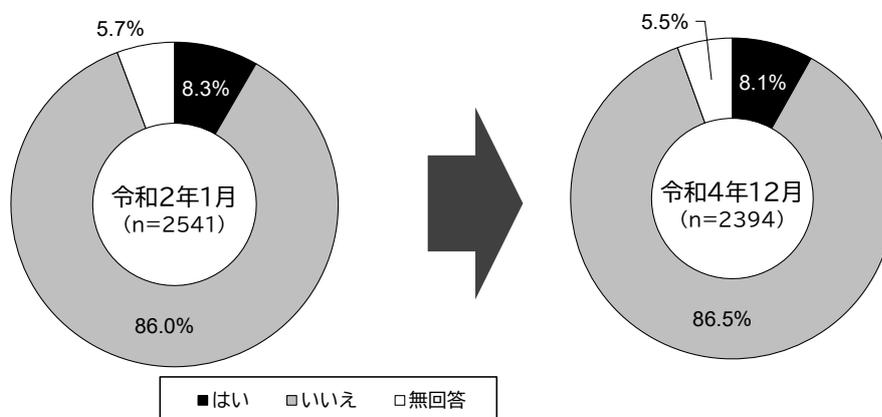
▼問 認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか。

認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいるかについて、「はい」が8.1%、「いいえ」が86.5%となっています。

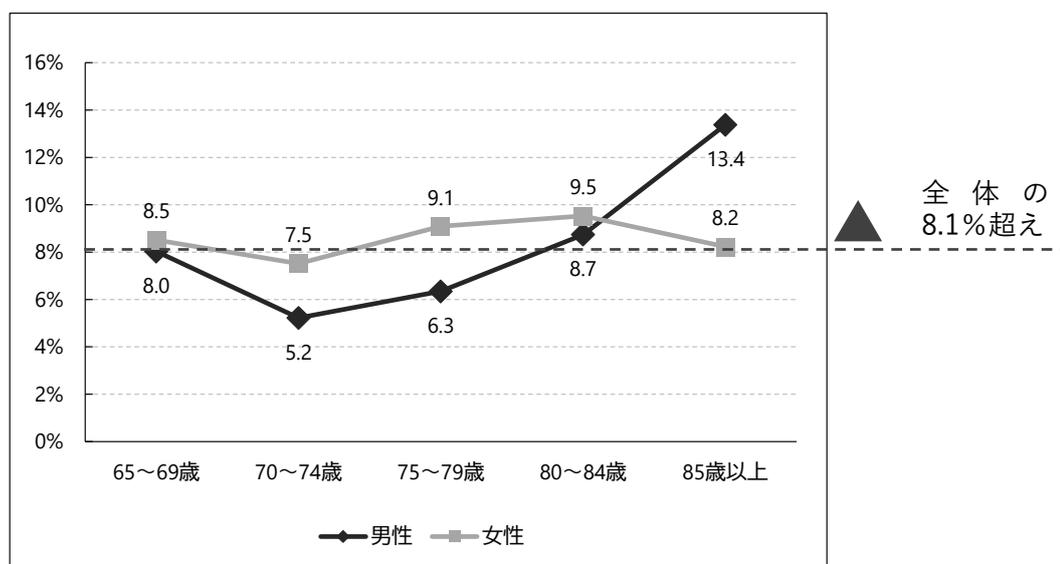
今回調査と前回調査を比較してみると、「はい（認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいる）」の割合は、どちらも1割程度となっており、前回と同様の傾向がみられます。

年齢別の結果を性別で見ると、「はい」の割合が全体の8.1%を超える年代は、女性では「70～74歳」以外のすべての年代で、男性では「80～84歳」以上となっています。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



「認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人」【年齢・性別割合】



【実数】（単位：人）

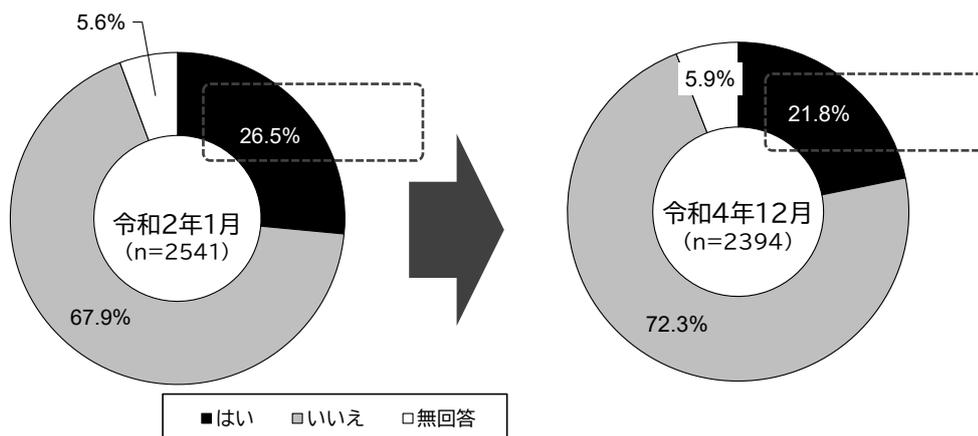
	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
男性	24	21	17	18	23
女性	12	16	21	18	19

▼問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。

認知症に関する相談窓口の認知度は、「はい」が21.8%、「いいえ」が72.3%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「はい（認知症に関する相談窓口を知っている人）」は前回調査に比べて4.7ポイント減少しています。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



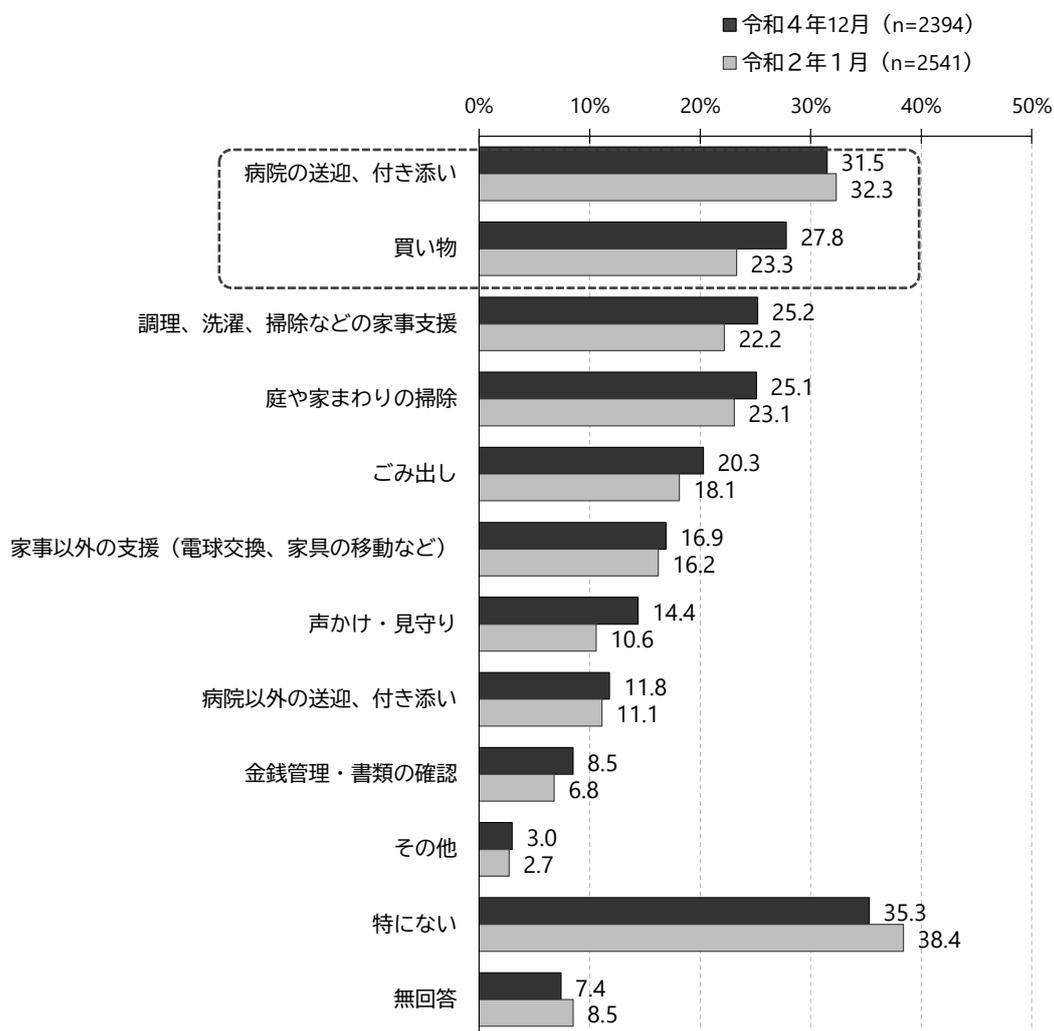
(9)生活支援、見守りについて

▼問 あなたは、普段の生活の中で将来手助けが必要だと思うこと(または手助けをしてほしいこと)は何かありますか。(複数回答)

普段の生活の中で将来手助けが必要(または手助けしてほしい)と思うことのあるかについて、「特にない」が35.3%で最も高く、次いで「病院の送迎、付き添い」が31.5%、「買い物」が27.8%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「特にない」は3.1ポイント減少し、「病院の送迎、付き添い」を除いていずれの項目でも割合が増加しています。

今回調査(令和4年度)結果と前回調査(令和2年度)結果の比較

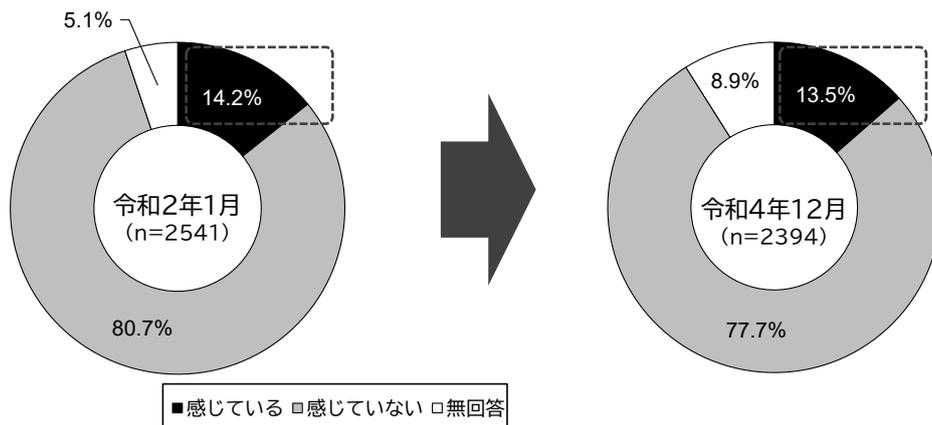


▼問 あなたは、日用品の買い物に不安や不便を感じていますか。

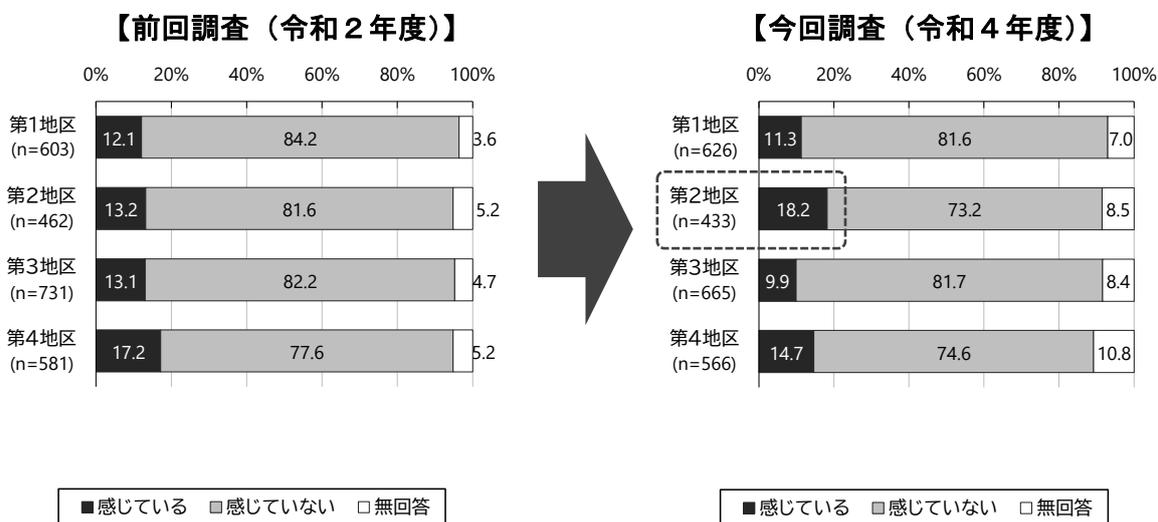
日用品の買い物に不安や不便を感じているかについて、「感じている」が 13.5%、「感じていない」が 77.7%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「感じている」は 0.7 ポイント減少していますが、大きな差はみられません。一方、圏域別に今回調査と前回調査を比較してみると、「感じている」の割合では、「第2地区」の割合が増加しています。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較

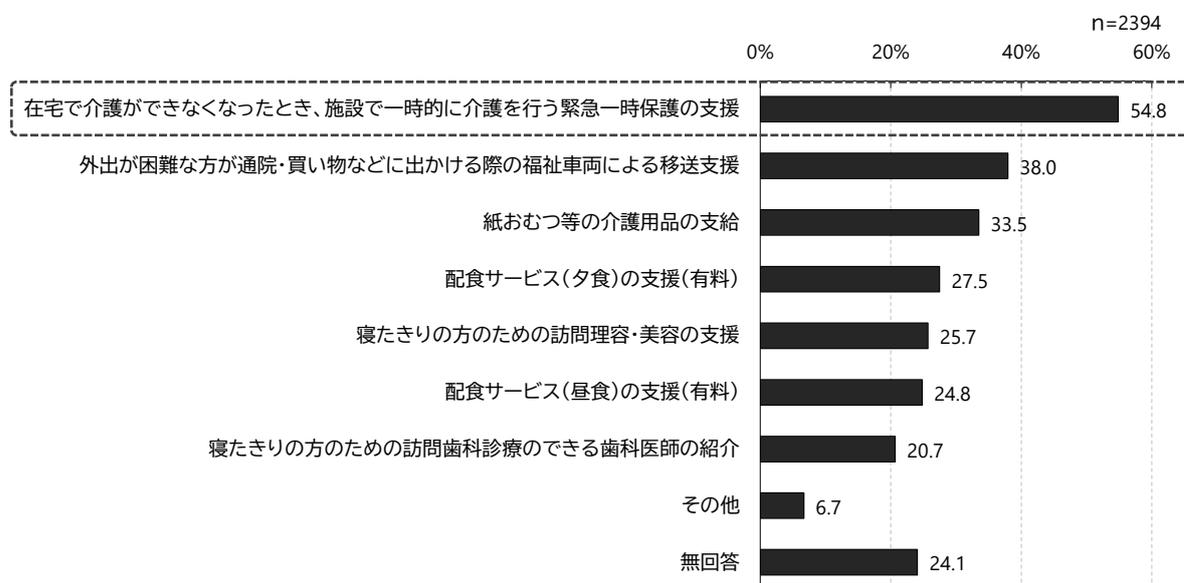


今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較（圏域別）



▼問 あなたの同居家族が寝たきりの状態で、介護が必要になった(または既に介護を必要としている)場合、生活支援として何が必要ですか。(複数回答)

同居人に介護が必要になった際に必要だと思う生活支援は、「在宅で介護ができなくなったとき、施設で一時的に介護を行う緊急一時保護の支援」が 54.8%で最も高く、次いで「外出が困難な方が通院・買い物などに出かける際の福祉車両による移送支援」が 38.0%、「紙おむつ等の介護用品の支給」が 33.5%となっています。



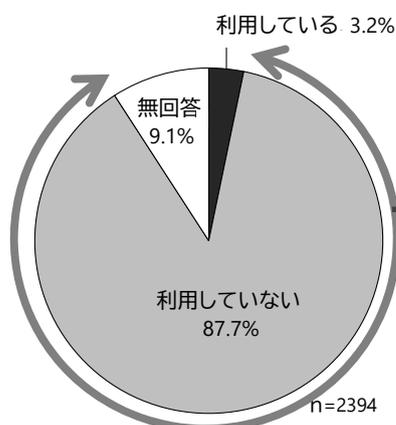
▼問 安否確認のために、自宅に見守り機能がある機器を設置するサービスを利用していますか。(例:感知センサーなどにより異変を検知し、親族等へ連絡するサービスなど)

▼問 利用していない理由は何ですか。(複数回答)

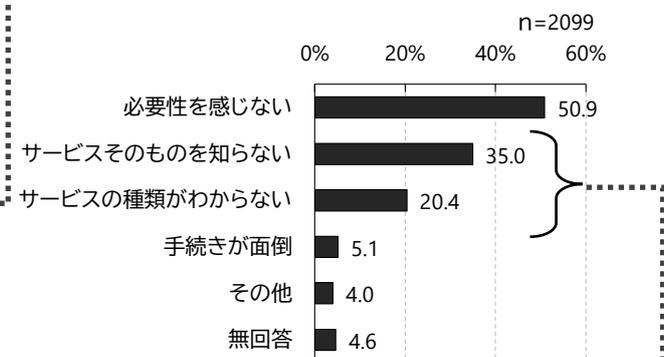
安否確認のための機器設置サービスの利用状況について、「利用している」が 3.2%、「利用していない」が 87.7%となっています。

安否確認のための機器設置サービスを利用していない理由は、「必要性を感じない」が 50.9%で最も高く、次いで「サービスそのものを知らない」が 35.0%、「サービスの種類がわからない」が 20.4%となっています。

【見守り機器を設置するサービスの利用】



【利用していない理由】



55.4%の人がサービスについてよく知らない

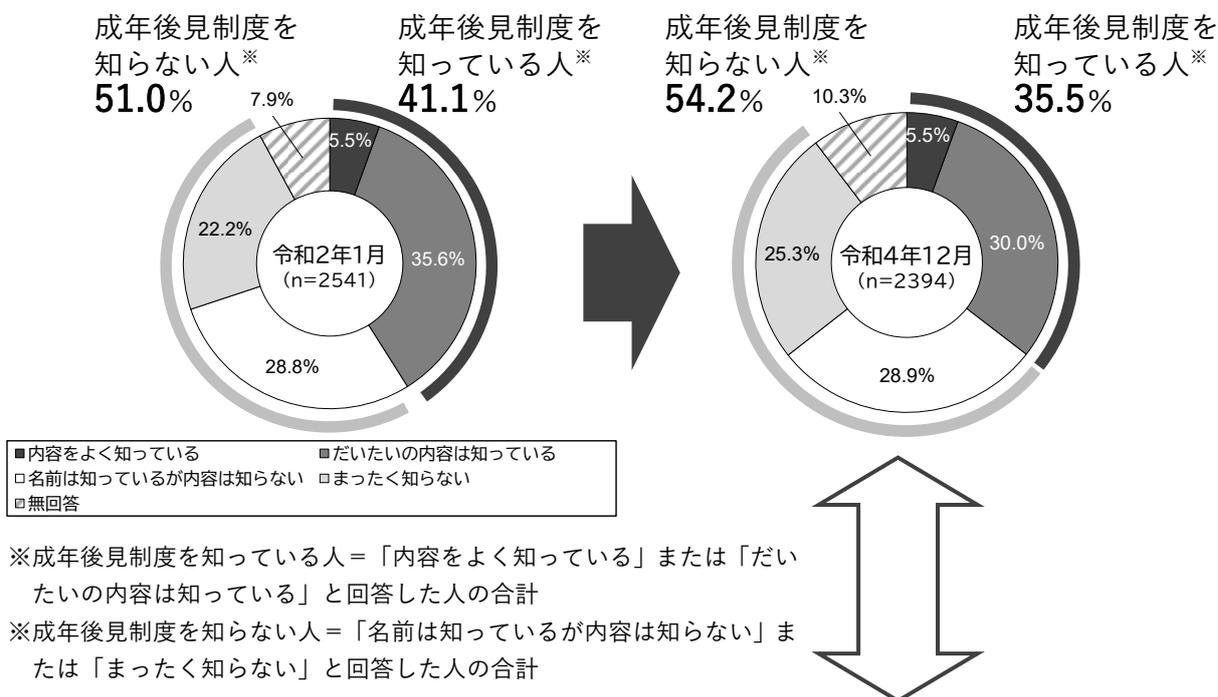
(10) 成年後見制度について

▼問 成年後見制度を知っていますか。

成年後見制度の認知度について、「内容をよく知っている」と「だいたいの内容は知っている」を合わせた『成年後見制度を知っている人』は35.5%、「名前は知っているが内容は知らない」と「まったく知らない」を合わせた『成年後見制度を知らない人』は54.2%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、『成年後見制度を知っている人』は5.6ポイント減少しています。

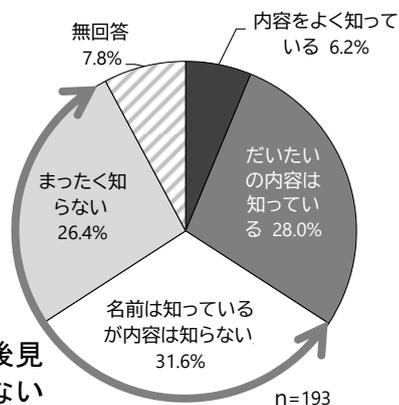
今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



『問 認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか。』（32ページ参照）で「はい」（認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいる）と回答した人【割合】

『問 認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか』の設問で、「はい」と回答した人の成年後見制度の認知度をみると、全体の傾向と大きな差はみられず、『知らない』は58.0%で60.0%近くになっています。

58.0%の人が成年後見制度のことを知らない

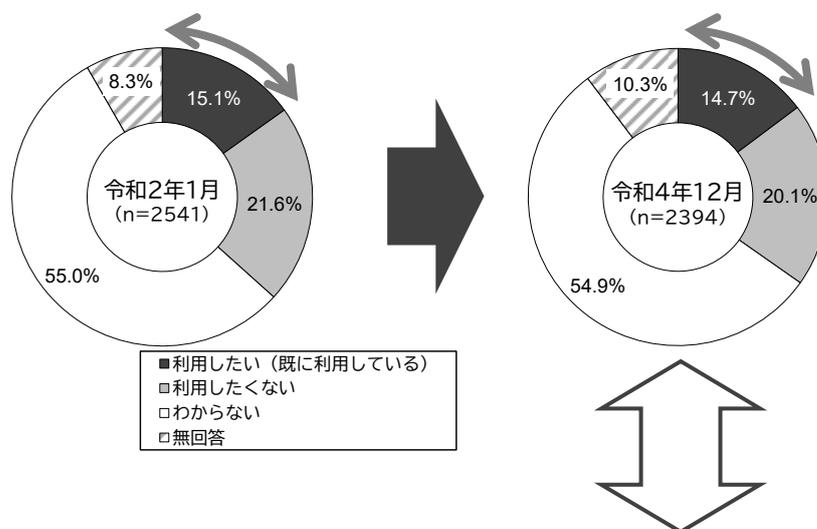


▼問 あなたやご家族が認知症などによって物事を判断する能力が十分ではなくなった場合に、「成年後見制度」を利用したいと思いませんか。

家族に必要性を感じた際の成年後見制度の利用意向について、「わからない」が54.9%で最も高く、次いで「利用したくない」が20.1%、「利用したい（既に利用している）」が14.7%となっています。

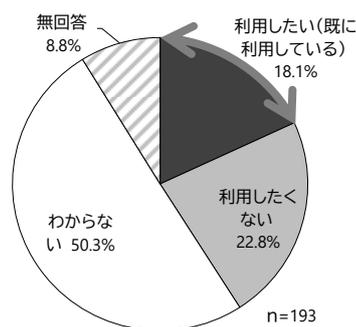
今回調査と前回調査を比較してみると、「利用したい（既に利用している）」は0.4ポイント減少していますが、大きな差はみられません。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



『問 認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか。』（32 ページ参照）で「はい」（認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいる）と回答した人【割合】

『問 認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか』の設問で、「はい」と回答した人の成年後見制度の利用意向をみると、全体の傾向と大きな差はみられず、「利用したい（既に利用している）」は18.1%となっています。



(11) 相談サービスについて

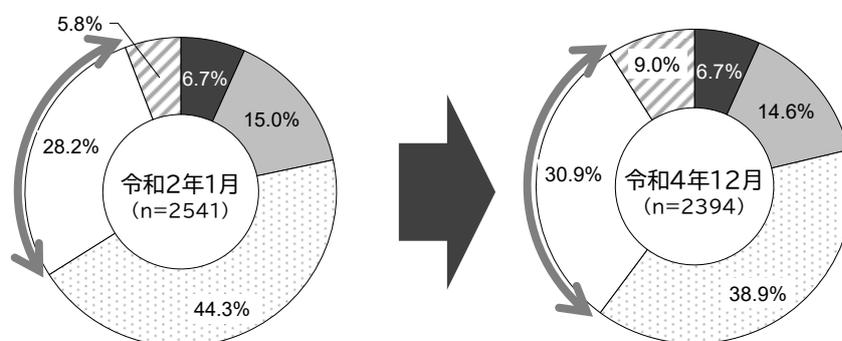
▼問 高齢者の様々な相談を受け付けている高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）を知っていますか。

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の認知度について、「聞いたことはあるが、どこに高齢者サポートセンターがあるかは知らない」が 38.9%で最も高く、次いで「まったく知らない」が 30.9%、「利用したことはないが、どこに高齢者サポートセンターがあるか知っている」が 14.6%となっています。

今回調査と前回調査を比較みると、「まったく知らない」は 2.7 ポイント増加しています。

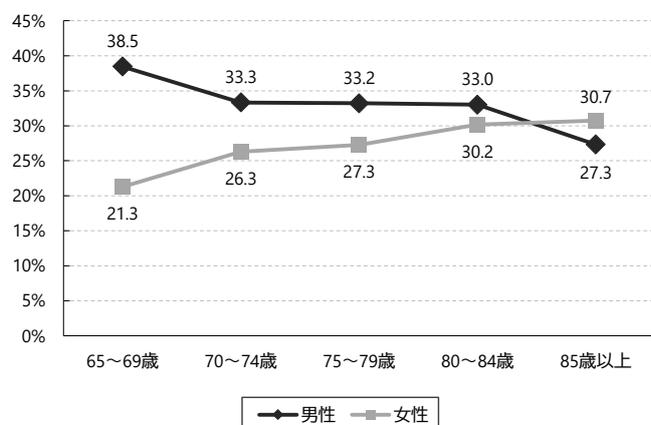
年齢別の結果を性別で見ると、「まったく知らない」は、男性は高齢になるほど低くなる傾向がうかがえ、女性は高齢になるほど高くなる傾向がうかがえます。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較



- 実際に利用したことがあり、知っている
- 利用したことはないが、どこに高齢者サポートセンターがあるか知っている
- 聞いたことはあるが、どこに高齢者サポートセンターがあるかは知らない
- まったく知らない
- 無回答

「(高齢者サポートセンターを) まったく知らない」【年齢・性別割合】



【実数】（単位：人）

	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
男性	115	134	89	68	47
女性	30	56	63	57	71

(12) 人生の最期を迎える場所について

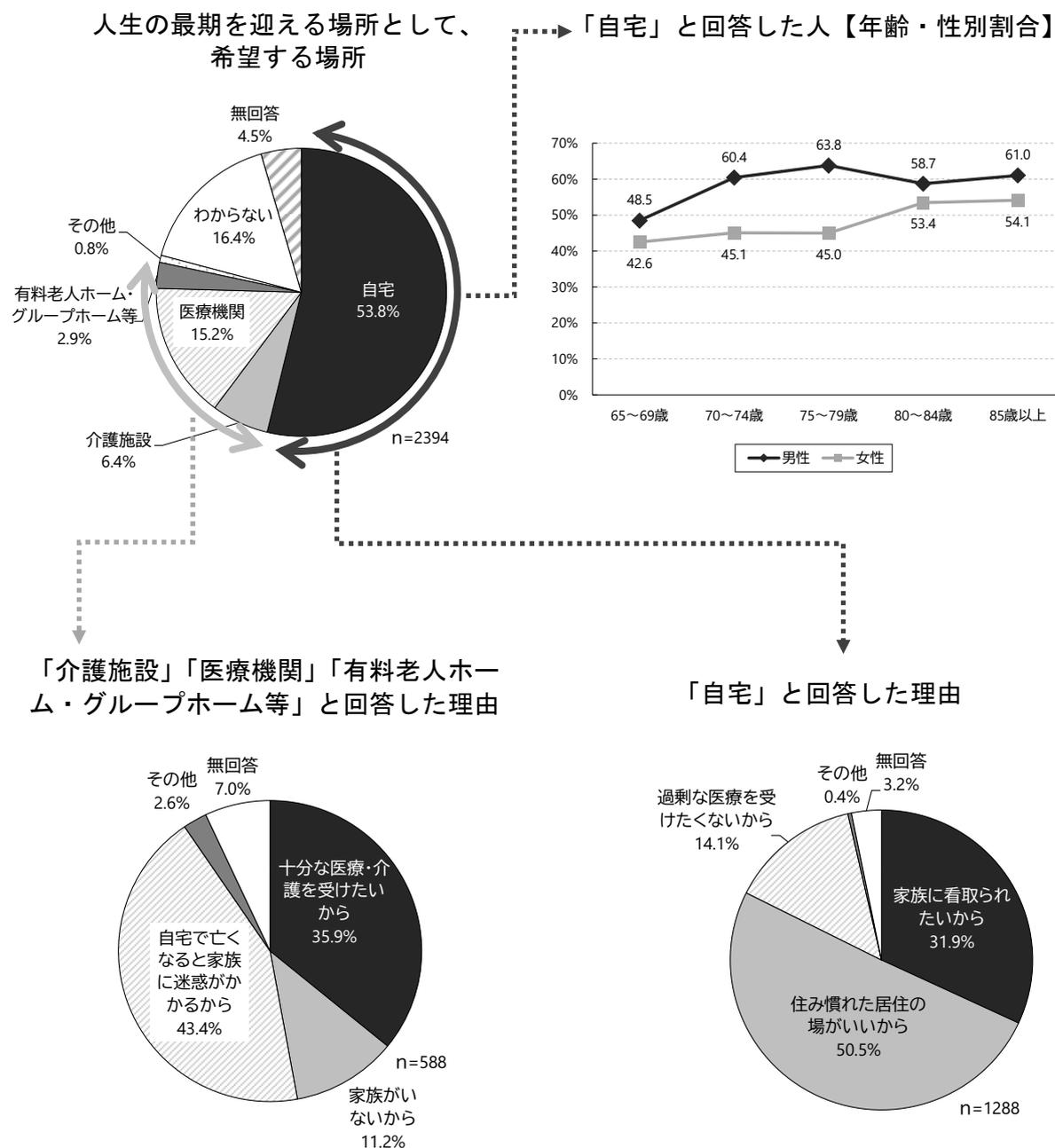
▼問 あなたが将来、人生の最期を迎える場所として、希望する場所を教えてください。

人生の最期を迎える場所として望む場所は、「自宅」が53.8%で最も高く、次いで「わからない」が16.4%、「医療機関」が15.2%となっています。

年齢別の結果を性別でみると、「自宅」は、すべての年齢で男性が女性より高くなっています。

人生の最期を迎える場所として「自宅」を選んだ理由は、「住み慣れた居住の場がいいから」が50.5%で最も高くなっています。

人生の最期を迎える場所として「介護施設」や「医療機関」、「有料老人ホーム・グループホーム等」を選んだ理由は、「自宅で亡くなると家族に迷惑がかかるから」が43.4%で最も高くなっています。



3 在宅介護実態調査結果(抜粋)

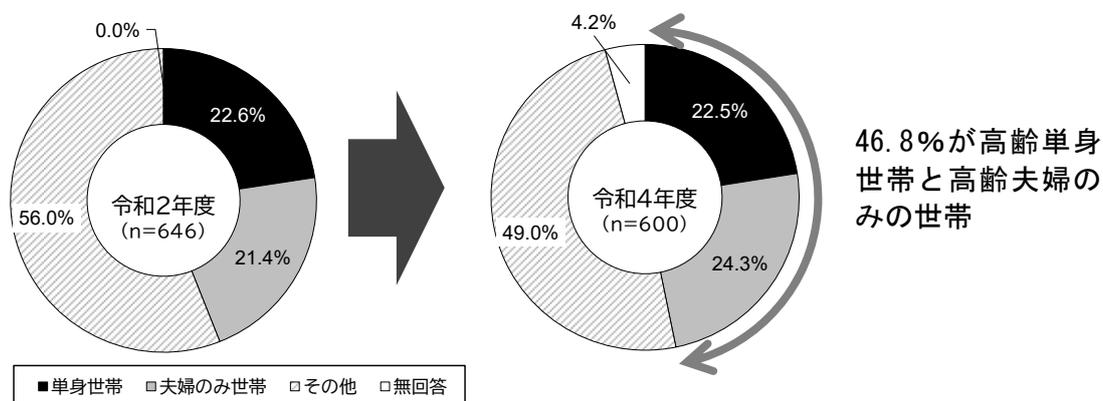
(1)介護を受けている方の回答について

▼問 世帯類型について教えてください。

世帯類型について、「その他」が49.0%と最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」が24.3%、「単身世帯」が22.5%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「単身世帯」は前回調査から0.1ポイント減少し、「夫婦のみ世帯」は2.9ポイント増加しています。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較

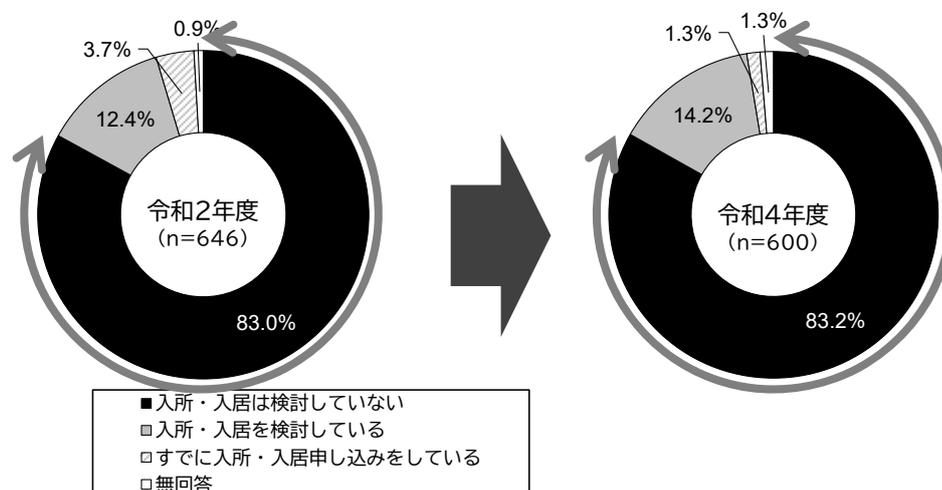


▼問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください。

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、「入所・入居は検討していない」が83.2%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が14.2%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が1.3%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「入所・入居は検討していない」は前回調査から0.2ポイント増加していますが、大きな差はみられません。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較

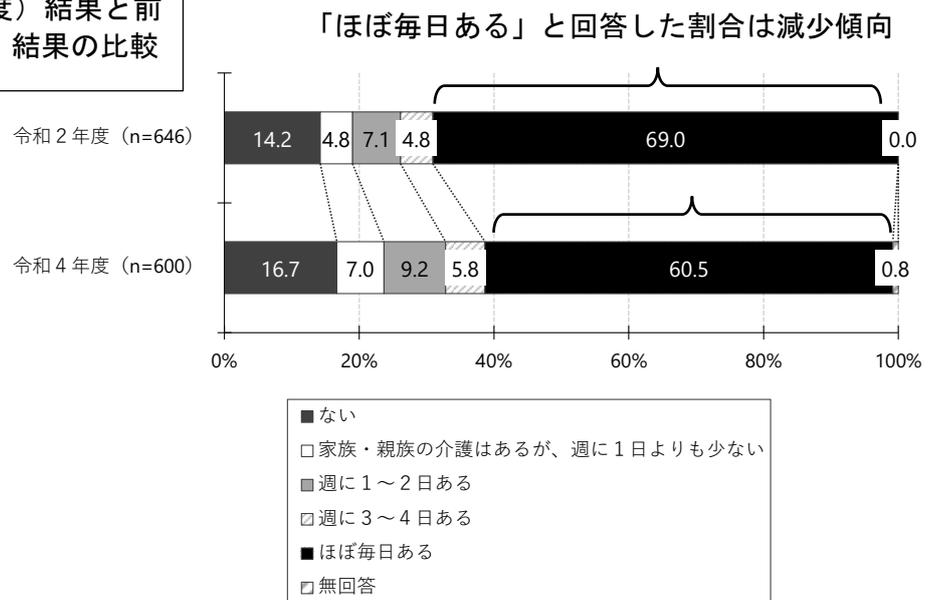


▼問 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)。

家族や親族の方からの介護は、週にどのくらいあるかについて、「ほぼ毎日ある」が60.5%と最も高く、次いで「ない」が16.7%、「週に1～2日ある」が9.2%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」が7.0%、「週に3～4日ある」が5.8%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「ほぼ毎日ある」は前回調査から8.5ポイント減少し、「ない」は2.5ポイント増加しています。

今回調査（令和4年度）結果と前回調査（令和2年度）結果の比較

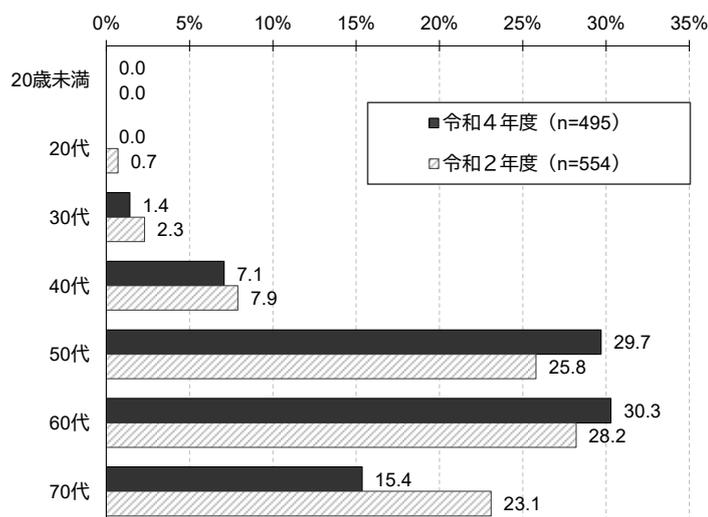


(2) 介護をしている方の回答について

▼問 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。

主な介護者の方の年齢について、「60代」が30.3%で最も高く、次いで「50代」が29.7%、「70代」が15.4%、「40代」が7.1%、「30代」が1.4%、「20代」と「20歳未満」は0%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「50代」と「60代」の割合が増加しています。

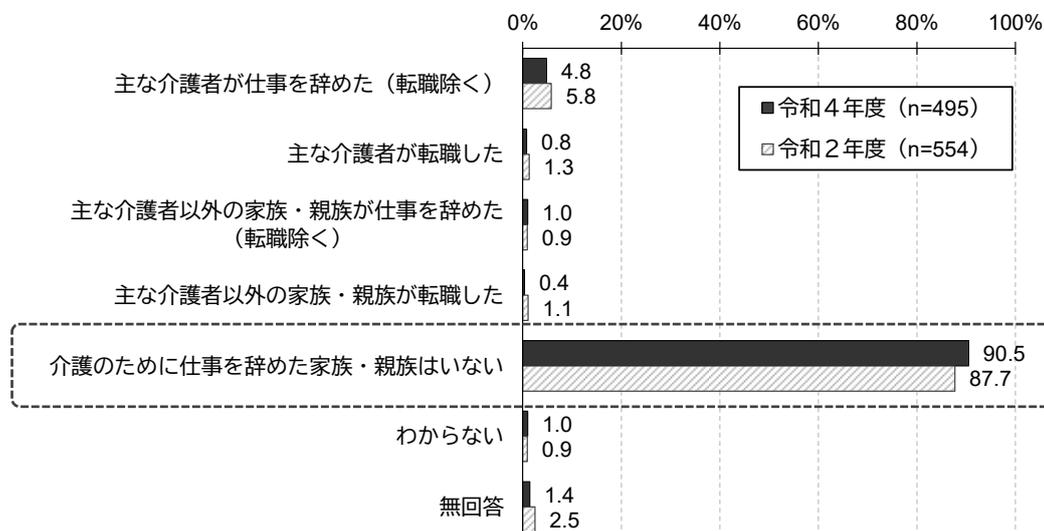


▼問 ご家族やご親族の中で、ご本人(あて名の方)の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません)。(複数回答)

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が90.5%と最も高くなっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」は前回調査から2.8ポイント増加しています。

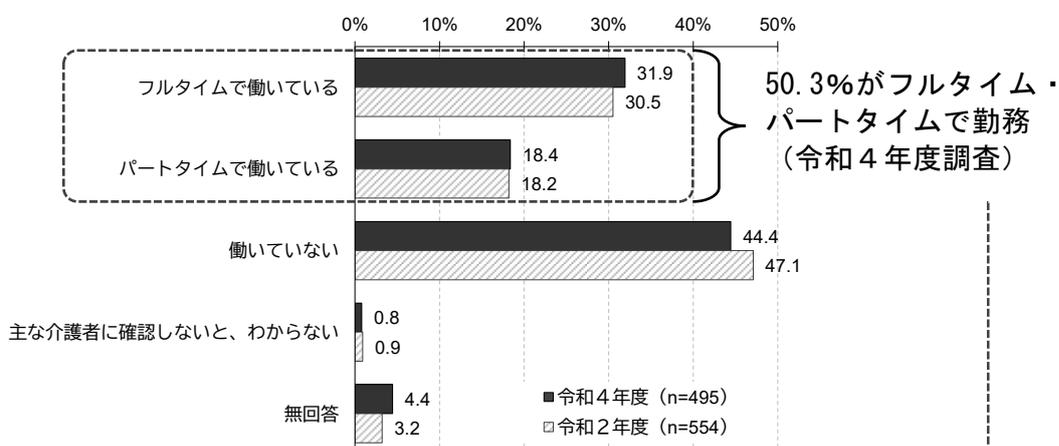
今回調査(令和4年度)結果と前回調査(令和2年度)結果の比較



▼問 主な介護者の方の現在の勤務形態について教えてください。

主な介護者の方の現在の勤務形態について、「働いていない」が44.4%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が31.9%、「パートタイムで働いている」が18.4%となっています。

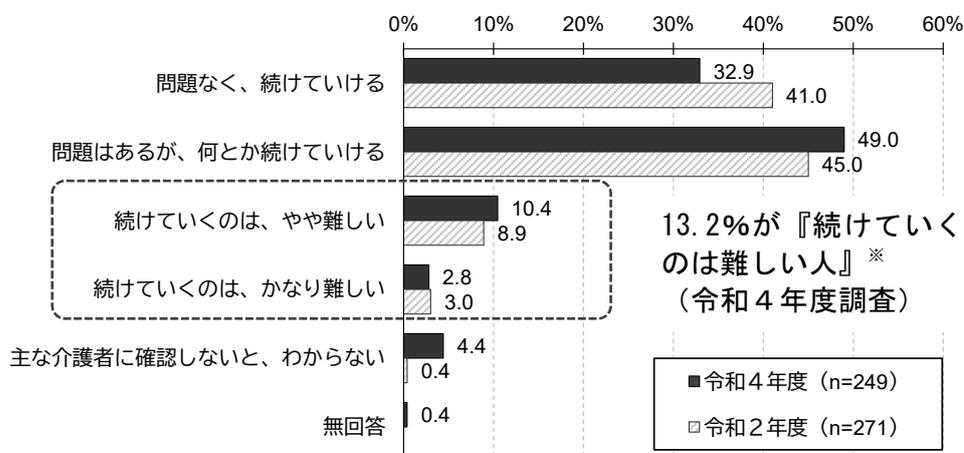
今回調査と前回調査を比較してみると、「働いていない」は前回調査から2.7ポイント減少しています。



▼問 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(上記の問で、「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方のみ)。

今後も働きながら介護を続けていけそうかについて、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『続けていくのは難しい人』の割合は13.2%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、『続けていくのは難しい人』は前回調査(11.9%)から1.3ポイント増加しています。

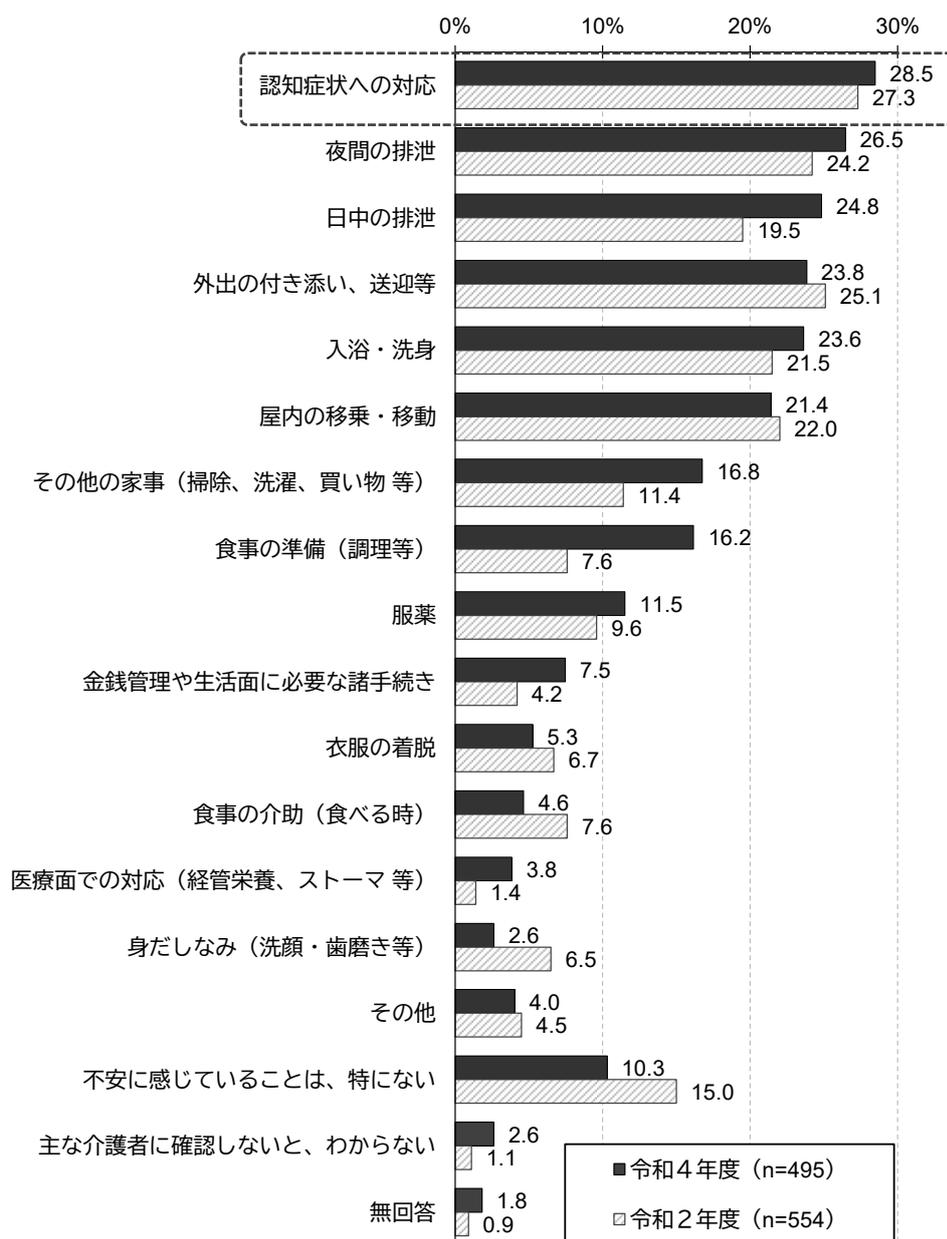


※続けていくのは難しい人 = 「続けていくのは、やや難しい」または「続けていくのは、かなり難しい」と回答した人の合計

▼問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について教えてください(現状で行っているか否かは問いません)。(複数回答)

主な介護者の方が不安に感じる介護等について、「認知症状への対応」が28.5%で最も高く、次いで「夜間の排泄」が26.5%、「日中の排泄」が24.8%、「外出の付き添い、送迎等」が23.8%、「入浴・洗身」が23.6%となっています。

今回調査と前回調査を比較してみると、「認知症状への対応」は前回調査から1.2ポイント増加しています。



第3節 現状と傾向、課題のまとめ

1 進行する高齢化、健康づくり、幸せづくりのさらなる増進が必要

市の総人口は減少傾向にあり、年齢構成別にみると高齢者（65歳以上）の増加率が顕著で、この先、全国の高齢化率を上回る推計となっています。このうち、特に後期高齢者（75歳以上）が占める割合の増加が大きく、令和22（2040）年には5人に1人が後期高齢者（75歳以上）となる予測です。

一方、アンケート調査結果から、市内の高齢者のうち7割以上が健康であると感じ、半数以上が幸せの度合いが高く、7割前後が趣味や生きがいがあるなど、多くの高齢者が暮らしの充実につながっている状態にあることがわかります。加えて、約4人に1人が現在も収入のある仕事に就き、約3人に1人が働くことに生きがいを感じており、活力のある高齢者がいることもうかがえます。

今後、2040年問題を見据え、高齢者を前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）と年齢別に分けて考えることなく、すべての高齢者が今以上に元気で活力に満ちあふれた状態が続くよう、健康づくりや幸せづくりにつながる取組を増進させいくことが重要です。

2 いくつになっても自分らしく地域で過ごしていくために必要な取組の推進

市内のひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、認知症を発症するリスクが高まる年齢層の後期高齢者（75歳以上）は今後も増え続ける予測です。

そのため、地域での孤立化や家庭内だけで悩みや不安を抱えてしまい、つらい思いをする高齢者をなくすためにも、身近な相談支援の充実が求められます。特に、男性は相談相手や頼れる相手として配偶者が多い傾向にあるため、日ごろから交流の機会や相談相手を増やしていくことも様々なリスク回避につながる重要な取組です。

また、アンケート調査結果から、介護者が不安に感じることとして認知症状への対応が最も多い一方で、認知症に関する相談窓口の周知や成年後見制度に対する理解があまり進んでいない状況がわかることから、今後は、総合的な相談先である高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の認知度の向上も含めて、周知の徹底や認知症対策への取組の拡充が求められます。

3 これからも安心して過ごしていける環境づくりへの取組の重要性

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、外出を控えたり、機会を失ってしまった高齢者は多いと推察されます。

アンケート調査結果では、外出を控える人の割合が高くなっており、介護予防の取組や活動、交流、近所への散歩や買い物などの頻度が減ることで、健康面の悪化や要介護度の重度化が懸念されます。今後の感染症拡大や災害等緊急時の対策については、地域活動団体や事業所等とも連携して強化・推進していく必要があります。

また、アンケート調査結果から、本市の在宅で介護を受けている高齢者の8割が施設等への入居・入所を検討しておらず、半数が自宅で人生の最期を迎えたいと考えていることから、引き続き地域で穏やかに暮らしていくための方策が求められます。

自宅で介護を受けながら生活していくためには、特に、介護者の負担軽減が要となりますが、現時点では、介護者の9割が介護による離職はなく、半数以上がフルタイムもしくはパートタイムで働いており、そのうち8割以上が働きながら介護を続けていけると感じています。つまり、1割程度が仕事と介護の両立が困難な状況となっており、決して多くはありませんが、こうした介護者に対してもその家庭にとって適切な支援が届くよう体制を強化していく必要があります。

4 介護者の負担軽減と地域で暮らし続けるためのサービス提供量の検討

本市の要介護認定率はゆるやかな増加傾向で推移しており、令和4（2022）年時点の要介護認定率は全国や県と比べて低いですが、近隣市や県内類似市と比べると比較的高い傾向にあります。

しかし、要介護認定率を軽度認定率（要支援1～要介護2）、重度認定率（要介護3～5）の百分率構成で見ると、重度認定率の占める割合は全国、県、近隣市、県内類似市のいずれよりも低くなっています。その要因には二つのことが考えられます。一つは、要介護度を軽度認定の段階でとどめていること、もう一つは、本市の在宅サービス受給率が比較的高いことからわかるように、在宅サービスの充実や利用促進が的確に図られていることです。

それらを踏まえうえて、引き続き高齢者が末永く住み慣れた地域で暮らし続けていくために、介護保険サービスの適正提供量の検討などを進めていくことが重要になります。

第3章 第8期計画の評価

第1節 基本目標ごとの施策の評価

第8期計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）における各取組内容について、その進捗状況を点検・評価し主な結果をまとめたものが、次の表となります。

点検・評価の方法は、具体的な施策ごとに、実際に推進した（できた）こと、推進できなかったこと（その理由・改善）を整理し、協議検討を行いました。

第9期計画では、この結果を踏まえ、取り組むべき施策等を設定しています。

基本目標Ⅰ 安心していきいきと暮らせる地域づくり

基本施策1	生きがいづくりと就労の促進
推進できたこと	・老人クラブ活動の支援内容を拡充しました。 ・シルバー人材センター事業の財政支援を図りました。
推進できなかったこと(理由・改善)	・老人クラブ数、会員数の減少を抑えられず、活動の周知を継続します。
基本施策2	生涯学習、スポーツ活動の推進
推進できたこと	・古河市民大学講座の新規講座を複数開催しました。 ・誰でも楽しめる体験型イベントを開催しました。
推進できなかったこと(理由・改善)	・コロナ禍で講座数は減少しましたが、オンライン講座を導入しました。 ・コロナ禍で指導者バンク登録者の活用が減少しました。
基本施策3	高齢者福祉サービスの充実
推進できたこと	・補聴器購入や通院タクシー等の助成で経済負担軽減につなげました。 ・有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅を新規開所しました。
推進できなかったこと(理由・改善)	・訪問理美容サービスやはり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費助成などは、制度の周知不足で利用者数の見込みを下回りました。
基本施策4	保健サービスの充実
推進できたこと	・コロナ禍で低下した健康診査受診率が徐々に回復しています。 ・2020年度から中止していた市民公開講座をオンラインで開催しました。
推進できなかったこと(理由・改善)	・特定保健指導の積極的支援の利用率が低いため、利便性の向上を図ります。
基本施策5	安全と安心の確保策の充実
推進できたこと	・防犯カメラ設置の方向性を決定しました。 ・災害時の個別避難計画の作成件数を増やしました。 ・循環バス「ぐるりん号」とデマンド交通「愛・あい号」の運行エリアを調整しました。
基本施策6	任意事業の充実
推進できたこと	・介護用品の支給や徘徊探知システムの利用費用の助成により経済的負担を軽減しました。 ・給食サービスの配達時に安否確認をすることができました。

基本目標Ⅱ 地域包括ケアシステムの推進

基本施策1	介護予防・日常生活支援総合事業の推進
推進できたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者やケアマネジャーに対してサービスや提供事業所に関する情報を共有し、サービス利用へつなげました。 ・シルバーリハビリ体操指導士の活動延べ人数が増加し、指導士の養成も行いました。 ・研修内容を充実させ、介護予防サポーターの質の向上につなげました。
推進できなかったこと(理由・改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍等でも必要なサービス提供が継続して行われるよう、事業所での業務継続計画(BCP)策定及び見直し等を支援します。 ・コロナ禍の影響により、各種イベントや講座、教室、施設開放が困難であったため、利用者数等が見込みよりも低い結果となりました。
基本施策2	地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)の機能強化
推進できたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域包括支援センターに適正な人員を配置しました。 ・高齢者の総合相談窓口として市民や民生委員等へ周知を行いました。 ・地域包括支援センターのランチ(地域の窓口)として、在宅介護支援センターと連携を図りました。
基本施策3	地域ケア会議の充実
推進できたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・事例の検討、課題の解決、情報共有を図り、関係機関や地域のネットワークづくりを行いました。 ・介護・医療・福祉職員等の代表者会議を開催しました。
基本施策4	在宅医療・介護連携の推進
推進できたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策を行いながら市民向け講座を実施しました。 ・在宅医療・介護関係者向けの研修をオンラインで実施しました。
基本施策5	生活支援体制整備の推進
推進できたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域4地域に第2層協議体を設置しました。 ・生活支援コーディネーターを地域住民に担ってもらいました。

基本目標Ⅲ 認知症への対応と高齢者の尊厳の維持

基本施策1	認知症施策の推進
推進できたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する理解促進を図りました。 ・地域の活動の場で認知症予防の普及啓発を実施しました。 ・地域における認知症のバリアフリーを推進しました。
推進できなかったこと(理由・改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で、研修会や講座の開催が困難なときがありました。
基本施策2	成年後見制度の利用促進
推進できたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人が誕生し、支援を行っています。 ・社会福祉協議会と連携し、成年後見制度を推進する「中核機関」を設置しました。
推進できなかったこと(理由・改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人が活動する場が少ないため、新たな市民後見人の養成を延期しました。

基本目標Ⅳ 介護保険サービスの充実

介護サービス及び介護予防サービス等における事業量について、第8期計画の計画値及び実績を踏まえ、第9期計画における適正な計画値を設定します。(詳細は109ページ～149ページを参照)

第2節 重点的に取り組む施策の評価

第8期計画では、4つの重点的に取り組む施策を設定し、その評価を行いました。

重点施策1 要介護状態となることの予防及び重度化防止

項目	具体的な内容
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の通いの場へリハビリテーション専門職を派遣することができ、より具体的に介護予防の取組を支援することができました。 ・主任介護支援専門員等を対象にした研修会を実施するなど、介護支援専門員の質の向上を図りました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域ケア会議から抽出された地域課題を集約から分析へ進める必要があります。
第9期計画に向けた取組及び方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が増加する中、地域における高齢者の実状をより丁寧に把握し、介護支援専門員や地域資源と連携し、適切な対応につなげていく体制を強化します。

重点施策2 地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)の機能強化

項目	具体的な内容
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・市内3か所の地域包括支援センターにおいて、担当地域ごとに個別の事例検討を行い、課題の解決や情報共有を図り、関係機関や地域のネットワークづくりを行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の総合相談窓口機能としての周知をより推進する必要があります。
第9期計画に向けた取組及び方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域包括支援センターの周知と機能強化に向けた事業を継続します。また、在宅介護支援センターの活動内容の充実と連携の継続を図ります。

重点施策3 認知症施策の推進と権利擁護の充実

項目	具体的な内容
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する理解促進に努めたほか、認知症キャンペンブスの設置や広報掲載等で、認知症に関する普及・啓発を推進しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における認知症に関する正しい理解や相談窓口の周知、認知症の人とその家族が安心して地域で生活できる環境の整備に向け、啓発や事業の充実が必要です。
第9期計画に向けた取組及び方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、第8期計画の内容を充実させた事業を実施し、認知症施策の推進を図ります。

重点施策4 介護に取り組む家族等への支援の充実

項目	具体的な内容
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護支援事業として、介護支援講座や認知症の個別相談を実施しました。 ・家族の介護負担軽減のための給付事業を推進しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・介護離職や介護負担の軽減のため、相談体制の充実や介護者同士の交流の場の充実及び周知が必要です。
第9期計画に向けた取組及び方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、介護者の負担軽減に向け事業を継続します。また、介護者同士の交流の場の充実や啓発を図ります。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

【第9期計画の基本理念】

安心できる未来づくり 暮らし続ける地域づくり
包括的に支援するまちづくり、古河

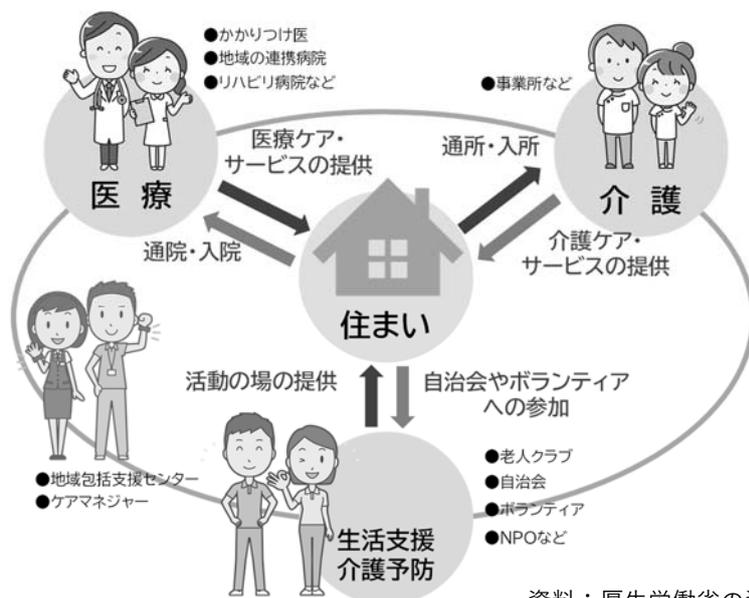
令和6（2024）年から16年後の令和22（2040）年には、市民の約3人に1人が高齢者となる予測です。

第8期計画では、『安心できる未来と地域づくり』を基本理念として掲げ、未来を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、地域共生社会の実現等を主なテーマとして掲げ、高齢者福祉及び介護保険事業に取り組んできました。

第8期計画から3年が経過し、令和22（2040）年に向かう未来の予測図が少しずつ明らかになるに従い、取り組むべきことも段階的に明確にしていく必要があります。

そのためには、第8期計画の基本理念の考えを継承しつつも、古河市における安心できる未来の高齢社会づくりを描き、いくつになっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるための『人と人』、『人と機関』、『人と医療』とがつながる地域づくりを促進し構築していく必要があります。また、災害や感染症などの被害拡大を未然に防げるような備え・防犯・防災、さらには、外出しやすいまちづくりをハード面とソフト面の両面から包括的に支援し、取り組むまちづくりを推進するため、第9期計画の基本理念を『安心できる未来づくり 暮らし続ける地域づくり 包括的に支援するまちづくり、古河』とします。

■地域包括ケアシステムのイメージ



資料：厚生労働省の資料を基に作成

第2節 第9期計画策定のポイント

2025年問題に向けて取り組んできた『地域包括ケアシステム』の構築、深化・推進の状況、そして、ウィズ・コロナやアフター・コロナといわれる社会情勢の中での各事業の展開、さらには、介護人材不足への対策、2040年問題に向けた取組の検討など、現時点で取り組むべきことを明確化していくとともに、将来に向けた体制整備を検討していく段階にあります。

第9期計画策定のポイント

1. 「地域包括ケアシステム」の機能

令和7（2025）年にいわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者になります。後期高齢者は、認知症の発症や介護が必要になる確率が高まる年代であり、各自治体では令和7（2025）年に向けて「地域包括ケアシステム」の構築、深化・推進に取り組んできましたが、それが確実に機能していることを示す必要があります。

2. ウィズ・コロナ、アフター・コロナにおける事業展開

令和2（2020）年から世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症ですが、感染拡大が続く間は、事業の休止や延期を余儀なくされました。しかし今後は、ウィズ・コロナ、アフター・コロナに向けて高齢者福祉、介護の事業をどのように展開していくのか、第9期計画で示す必要があります。

3. 介護人材の不足に向けた対策

高齢者の増加に伴い、介護人材を増やすことは重大な課題となっています。国では、全国で毎年約5万人の介護職員の増員が必要だと試算しています。全国的な課題ですが、古河市としても介護人材不足解消の対策を示す必要があります。

4. 令和22（2040）年を見据えた市の取組

令和22（2040）年には、団塊の世代の子どもたち、いわゆる“団塊世代ジュニア”が65歳以上の前期高齢者になるため、20～64歳の現役世代の1.5人で1人の高齢者を支えるほどに高齢者の割合が急増します。今からその令和22（2040）年の到来に備えられることは何か、取組を示すことが大切になります。

第3節 計画の基本目標

基本理念『安心できる未来づくり 暮らし続ける地域づくり 包括的に支援するまちづくり、古河』の実現に向けて、第9期計画では4つの基本目標と、重点的に取り組む施策を設定します。

基本目標1 将来を見据えた元気・幸せづくりの増進

すべての高齢者が年齢を問わず、いつまでも元気で幸せに日々を過ごせるよう、運動やスポーツをはじめとした健康づくりや生活習慣病の予防など定期的な健診の推進、さらには、地域での活動や働くことでやりがいや生きがいを発揮し、これから先も生きる力を育み、充実感、達成感が満ちる施策を推進します。

基本目標2 自分らしく暮らし続けられる地域づくりの推進

認知症状のある人も、ひとり暮らしの高齢者も、高齢夫婦のみの世帯も、誰もがいつまでも地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、認知症対策や、虐待防止、経済的な側面の支援、医療・介護の支援などが必要な人に十分に行き届く体制づくりと、地域での見守りや交流の機会を創出する施策を推進します。

基本目標3 人と地域と資源をつなぐまちづくりの強化・促進

高齢者の安全、安心、健康、生きがいを地域で一体となって押し進めていけるよう、災害対策や感染症の拡大防止、防犯対策など、地域の実状を勘案しながら、市全域で取り組む予防策や備えを充実させる仕組みづくりを検討し、また、様々な分野が横断し多機関が連携する“地域包括ケア”の機能強化・拡充を図る施策を推進します。

基本目標4 適切な介護保険サービスの充実

介護予防から介護を必要とする人への支援まで、誰もが利用しやすい介護保険サービスの提供に努めるとともに、適切なサービスの提供を計画的に推進し、介護保険事業の円滑な運営に努める施策を推進します。

第4節 日常生活圏域の考え方

古河市の日常生活圏域は、地域包括ケアシステムの深化・推進等から医療・介護・予防・生活支援・住まい等の様々なサービスが一体的に提供できるような地理的条件、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案し、4圏域としています。

■ 4つの日常生活圏域



■地区別の概要

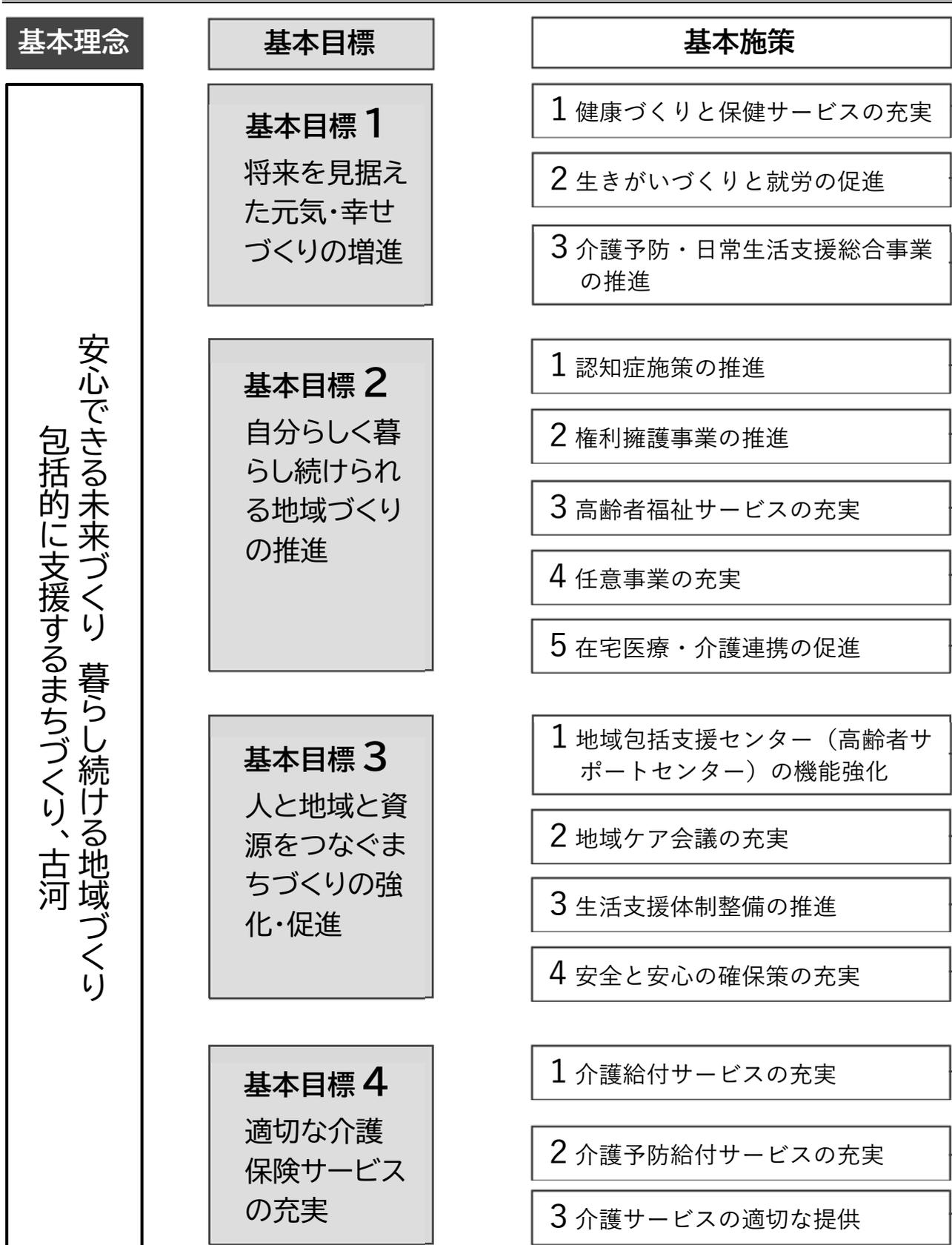
第1地区	
人口	33,480 人
65 歳以上人口	10,466 人
高齢化率	31.3%
後期高齢化率	17.8%
要介護認定者数	1,882 人

第3地区	
人口	48,571 人
65 歳以上人口	12,695 人
高齢化率	26.1%
後期高齢化率	13.1%
要介護認定者率	1,996 人

第2地区	
人口	23,819 人
65 歳以上人口	7,174 人
高齢化率	30.1%
後期高齢化率	15.6%
要介護認定者数	1,205 人

第4地区	
人口	34,832 人
65 歳以上人口	10,906 人
高齢化率	31.3%
後期高齢化率	14.6%
要介護認定者率	1,674 人

第5節 施策体系図



施 策

(1)健康づくりと疾病予防対策の充実

(1)生きがい交流活動の充実 (2)学習機会の充実・活用 (3)スポーツ・レクリエーション活動の促進
(4)就労支援の充実

(1)日常生活支援サービスの充実 (訪問型サービス・通所型サービス)
(2)介護予防ケアマネジメントの充実 (3)介護予防の充実
(4)高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施 (5)要介護状態となることの予防及び重度化防止

(1)普及啓発・本人発信支援 (2)予防 (3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
(4)認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

(1)成年後見制度の利用促進 (2)高齢者の虐待防止の周知 (3)早期発見・対応の推進

(1)ひとり暮らし高齢者等日常生活支援サービス (2)通院等助成
(3)高齢者福祉施設の充実

(1)給食サービス事業 (2)徘徊高齢者家族支援サービス事業 (3)家族介護支援事業
(4)高齢者見守りサポート事業 (5)家族介護用品支給事業

(1)在宅医療・介護連携の促進

(1)総合相談体制の充実 (2)権利擁護の充実 (3)包括的・継続的ケアマネジメントの支援
(4)在宅介護支援センターの充実 (5)地域包括支援センター運営協議会の設置
(6)人員体制の確保及び資質の向上

(1)地域包括支援センターによる地域ケア会議の充実 (2)地域ケア会議を通じたネットワークの強化

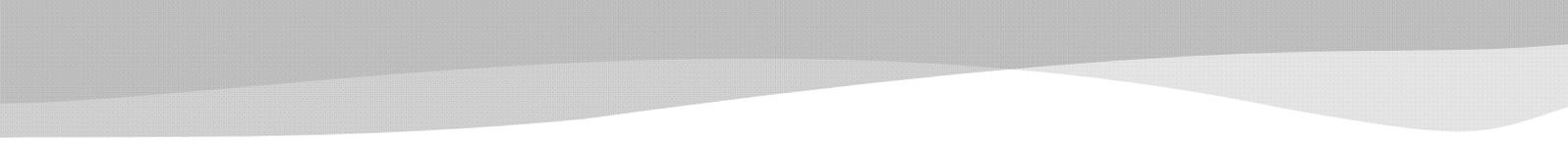
(1)生活支援体制整備の推進

(1)防犯対策の充実 (2)防災対策の充実 (3)感染症対策の充実 (4)交通安全対策の充実
(5)公共交通の充実 (6)公共施設・民間施設のバリアフリー化 (7)道路・公園の整備

(1)居宅サービスの充実 (2)地域密着型サービスの充実 (3)施設サービスの充実
(4)居宅介護支援の充実

(1)介護予防サービスの充実 (2)地域密着型介護予防サービスの充実 (3)介護予防支援の充実

(1)介護給付適正化の推進 (2)介護サービス事業者の質の確保・向上 (3)介護人材の確保



各論

第1章 施策の展開

基本目標1 将来を見据えた元気・幸せづくりの増進

基本施策1 健康づくりと保健サービスの充実

施策の方向性

高齢者自らが主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病予防及び重症化予防、フレイル予防に向けた意識啓発や正しい知識の普及、取り組みやすい環境整備に努めます。

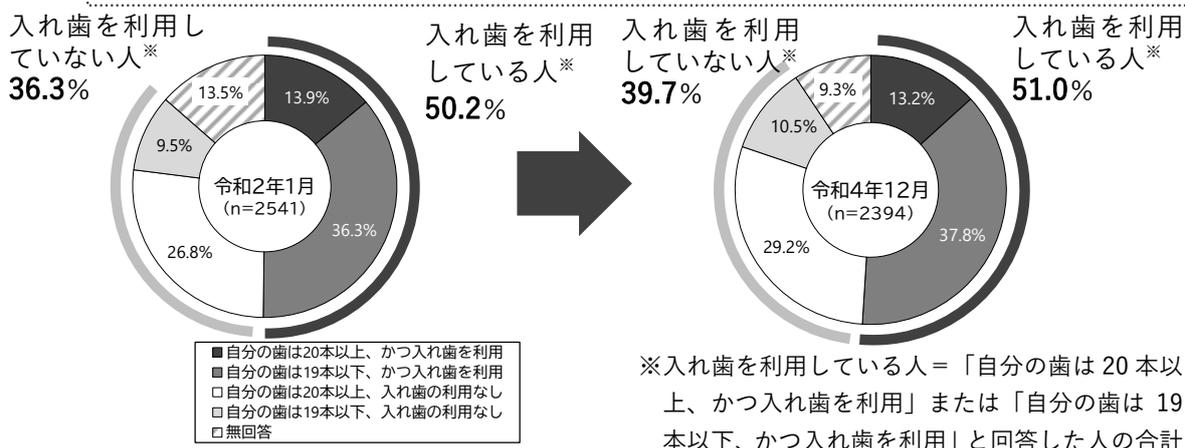
現状と傾向、課題

すべての高齢者福祉の分野において、健康づくりは最も基礎的な部分であり、健康寿命の延伸の観点からも、定期的な健康診査や生活習慣病の予防、口腔環境の健康維持などは重要な取組です。市民アンケート調査結果をみると、高齢者で健康であると回答した人は7割を超えて高く（30 ページ参照）、健康づくりへの取組の効果もうかがえますが、健康ではないと回答している2割の高齢者についても、引き続き定期的な健康診査の勧めと適切な医療機関へつなげる対応や、生活習慣予防等の啓発が求められます。

また、同調査結果から、半数が入れ歯を利用している状況ですが、直近の3年間では大きな変化はみられないことから、口腔環境の大きな悪化はないことを示唆しています。入れ歯のあるなしに関わらず、高齢者に向けた定期的な歯科検診への案内や勧奨を行い、口腔環境の健康維持の重要性とオーラルフレイル予防等の周知・啓発を進めていく必要があります。

問 歯の数と入れ歯の利用状況について

今回調査(令和4年度)結果と前回調査(令和2年度)結果の比較



具体的な取組

施策(1) 健康づくりと疾病予防対策の充実

具体的な施策 1 特定健康診査・後期高齢者健康診査の推進

方針	継続	主担当課	国保年金課	関係課	健康づくり課
目指す状態		<p>被保険者が健康診査を受診することにより、自己の健康管理の意識向上や生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、フレイル予防につなげることができる。</p> <p>保健指導対象者が特定保健指導を利用することにより、生活習慣の改善が図られ、生活習慣病の発症や重症化を予防することができる。その結果、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群が減少し、健康寿命の延伸を目指す。</p>			
現状と目的		<p>被保険者の健康の保持増進のため、特定健康診査・後期高齢者健康診査の実施により、生活習慣病の早期発見、早期治療、フレイル予防につなげるとともに、リスクを抱える方に対しては、特定保健指導等の取組を実施していくことにより、生活習慣の改善を支援し、生活習慣病の発症や重症化を予防していきます。</p> <p>保健事業の実施にあたっては、関係機関との連携・協力が重要であることから、地域の社会資源を活用するなど、実施体制の確保に努め、効果的かつ効率的な事業の実施に取り組みます。</p>			

項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
特定健康診査受診率(%)	30.9	32.9	34.4	35	40	45
特定保健指導実施率(%)	20.1	33.5	33.9	35	40	45
後期高齢者健康診査受診率(%)	20.6	21.5	22.5	23	24.5	26

具体的な施策 2 健康教育

方針	継続	主担当課	健康づくり課	関係課	—
目指す状態		<p>自分に合った健康づくり（介護予防）を理解し実践・継続することで、生活習慣病の発症・重症化、要介護状態を予防した生活を送ることができる。</p>			
現状と目的		<p>自分に合った健康づくりを支援し生活習慣病の発症や重症化予防のため、健康教育を実施しています。</p> <p>また、自身の健康に関心を持つ機会として、市医師会と協働し、講演会を実施する等地域での健康づくりを推進しています。</p>			

具体的な施策 3 健康相談

方針	継続	主担当課	健康づくり課	関係課	—
目指す状態		自分に合った健康づくり（介護予防）を理解し実践・継続することで、生活習慣病の発症・重症化、要介護状態を予防した生活を送ることができる。			
現状と目的		今後も健康診査結果に基づく健康相談と精神科医師による助言が受けられる心の健康相談を継続して実施します。			

基本施策2 生きがいつくりと就労の促進

施策の方向性

高齢者がいつまでも健康でいきいきとした生活が送れるよう、趣味や学び、人との交流、スポーツ活動、就労の機会づくりなどをサポートします。

また、こうした取組を高齢者が主体的に行えるよう、指導者の育成支援も推進します。

現状と傾向、課題

生きがいつくりは、高齢者本人の生きる活力につながるとともに、趣味やスポーツ活動等を通して人と交流することで、地域での孤立化を防ぎ、まち全体の活性化にもつながります。また、就労活動も、経済的な側面のみならず、やはり生きがいや社会参加に通じるところがあります。特に、地域活動に参加する割合が一般的に低い男性は、就労活動を通して社会参加する傾向もうかがえることから、高齢者の就労の機会創出も検討していく必要があります。

市民アンケート調査結果をみると、趣味や生きがいがあると回答している割合はいずれも7割前後と高く、そのうち働くことを生きがいとしている高齢者も3割いる（25 ページ参照）ことから、引き続き市や地域でも、様々な活動を通じて生きがいつくりを推進していく必要があります。

また、同調査結果から、現在も収入のある仕事をしている高齢者は2割以上います（26 ページ参照）が、収入の有無に関わらず働くことが生きがいにつながっていると感じている高齢者も少なくないことがわかります。今後は、そうした就労意欲のある方々の活躍の場の確保や健康寿命の延伸も視野に入れ、シルバー人材センターや地域の活動団体等と連携した取組も検討することが重要です。

具体的な取組

施策(1) 生きがい交流活動の充実

具体的な施策 4 老人クラブ活動の活性化

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	地域の高齢者で組織され、地域での社会奉仕や健康増進、教養講座などの活動を行い、高齢者の生きがいづくりや地域活動の担い手として期待されている。					
現状と目的	老人クラブ連合会や単位クラブに支援金を交付し、地域での社会奉仕活動や健康・生きがいづくり活動を推進し、会員の介護予防・健康増進を図っており、健康寿命の延伸に向け支援しています。 しかし、近年は会員数、単位クラブ数ともに減少傾向にあります。					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
クラブ数 (団体/年度)	130	123	76	70	70	70
会員数 (人/年度)	6516	6087	5149	5000	5000	5000

施策(2) 学習機会の充実・活用

具体的な施策 5

方針	継続	主担当課	生涯学習課 社会教育施設課	関係課	—
目指す状態	高齢者向けの各種講座を開催し参加することで、自身の生きがいづくりや学習意欲の向上につながる。 文化協会会員が発表会や作品展などを開催し、学習の成果を披露することにより充実した生活を送ることができる。				
現状と目的	市民の生きがいと地域への愛着心が育めるよう、生涯学習の機会の充実と学習情報の提供に努めます。今後も、高齢者が学習活動に参加し、知識や教養を高めるだけではなく、社会参加のきっかけになるような講座を提供していきます。【生涯学習課】 市民一人ひとりが社会の一員として、意欲を持っていきいきと充実した生活を送るために、いつでもどこでも学べるように市民ニーズや社会の変化に対応した各種講座を開催し、学習機会の充実を図っています。また、より幅広い年代が参加できる学習機会を提供するために広報や市公式ホームページ等を活用し、学習情報の提供を進めています。【社会教育施設課】				

具体的な施策 6 指導者の育成・確保

方針	継続	主担当課	生涯学習課	関係課	—
目指す状態		高齢者の主体的な学びを支援するため、生涯学習活動の指導者や活動の主体となる人材を発掘することにより、生涯学習活動を希望する市内のグループや団体に、指導者の情報を提供することができる。			
現状と目的		引き続き、生涯学習指導者バンク制度を広く市民に周知するとともに、公民館等への「指導者バンク登録冊子」の配置や市公式ホームページ等の活用を行い、地域における学習活動の推進に向け、生涯学習指導者情報の提供を行ってまいります。			

施策(3) スポーツ・レクリエーション活動の促進

具体的な施策 7 スポーツ・レクリエーション活動の促進

方針	継続	主担当課	スポーツ振興課	関係課	—
目指す状態		高齢者が健康で生きがいを持って社会活動することで、生涯にわたりスポーツを親しめるようになっている。			
現状と目的		健康の維持・改善を目的としてウォーキングの実践、ヨガ、健康体操などのスポーツ教室や卓球、バレーボールなどのスポーツ・レクリエーション大会に多くの高齢者が参加しています。 また、老人クラブやスポーツ協会が主催する輪投げ、グラウンド・ゴルフ、マレットゴルフなどのスポーツ事業を支援しています。			

施策(4) 就労支援の充実

具体的な施策 8 就業の場の確保・創出

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	商工観光課
目指す状態		労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢者の労働力は必要不可欠な資源である。 高齢者が培ってきた知識や能力を労働市場に生かせる環境を整備するためにも、民間企業の理解や財政的な支援を行い、就労を希望する高齢者が就労できるよう関係機関とともに実施することが大切となる。			
現状と目的		高齢者が新たな生きがいや活力を実感し、充実した生活を営むことができるよう、広報や市公式ホームページなどにより、幅広い就業情報の収集・提供等に努めます。			

具体的な施策 9 シルバー人材センターの充実

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	高齢者が「生涯現役」として社会参加し、豊かで生きがいのある生活を目指すため、就業機会の確保及び拡充を図る。				
現状と目的	<p>シルバー人材センター会員の高齢化や会員数の減少が課題となっています。</p> <p>高齢者の労働力を生かせるよう、シルバー人材センターの財政支援を図ります。</p>				

基本施策3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策の方向性

地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの能力をできる限り生かし、介護状態を予防し、自立した日常生活の支援と介護予防を推進します。

現状と傾向、課題

総合事業は、介護保険の要支援認定を受けた方及び事業対象者と認定された方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成されています。

地域全体で高齢者を支える体制づくりや、高齢者自身が地域や社会の中で役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続していけるように、必要に応じて市の実状に合わせたサービス等の見直しや要支援者等への効果的、かつ効率的な支援をしていきます。

■介護予防・日常生活総合支援事業の概要

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できる対象者は、

- ①要支援1・2と認定された方
 - ②介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリスト該当者）
- になります。

また、「一般介護予防事業」の対象者は、
地域に住む65歳以上のすべての高齢者
になります。

なお、「介護予防・生活支援サービス事業」の事業内容は、

- ①訪問型サービス
 - ②通所型サービス
 - ③その他の生活支援サービス
 - ④介護予防ケアマネジメント
- に分けられます。

具体的な取組

施策(1) 日常生活支援サービスの充実(訪問型サービス・通所型サービス)

具体的な施策 10 介護予防訪問サービス事業

具体的な施策 11 家事応援訪問サービス事業

具体的な施策 12 介護予防通所サービス事業

具体的な施策 13 ミニデイ型通所サービス事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	利用者がサービスを利用することにより、住み慣れた地域での自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止することができる。				
現状と目的	地域全体で高齢者を支える体制づくりや高齢者自身が地域や社会の中で役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続していけるように、必要に応じて市の実状に合わせたサービス等の見直しや要支援者等への効果的かつ効率的な支援をしていきます。				

具体的な施策 10 介護予防訪問サービス事業

項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
計画値(人/年度)	3,375	3,476	3,581	3,226	3,307	3,390
実績値(人/年度)	2,964	3,144	3,147			
達成率(%)	87.8	90.4	87.9			

具体的な施策 11 家事応援訪問サービス事業

項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
計画値(人/年度)	543	559	576	296	304	312
実績値(人/年度)	423	395	288			
達成率(%)	77.9	70.7	50.0			

具体的な施策 12 介護予防通所サービス事業

項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
計画値(人/年度)	6,912	7,120	7,333	5,692	5,835	5,981
実績値(人/年度)	5,587	5,336	5,553			
達成率(%)	80.8	74.9	75.7			

具体的な施策 13 ミニデイ型通所サービス事業

項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
計画値(人/年度)	99	102	105	99	102	105
実績値(人/年度)	120	90	96			
達成率(%)	121.2	88.2	91.4			

具体的な施策 14 短期集中介護予防通所サービス事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	利用者がプログラムを行うことにより、運動機能向上・認知機能低下予防につながるきっかけとなり、住み慣れた地域で自立した生活を継続することができる。					
現状と目的	サービスの周知・啓発を行うことにより、利用需要の増加を見込みます。					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
計画値 (人/年度)	12	12	12	12	12	12
実績値 (人/年度)	0	0	3			
達成率 (%)	0.0	0.0	25.0			

施策(2) 介護予防ケアマネジメントの充実

具体的な施策 15

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	<p>介護保険の理念である高齢者の自立支援・重度化防止に視点を置き、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。</p> <p>対象者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づいて、訪問型サービス、通所型サービス等の適切なサービスが包括的・効果的に提供されるよう、ケアマネジメントを行う。</p>					
現状と目的	<p>利用者の現状に関するアセスメント、サービス実行後のモニタリング、評価、支援方法の見直しを行い、常に適切なケアマネジメントが行われているかを確認し支援します。</p> <p>ケアマネジメントの担当者は、利用者の希望や意向を尊重しながら、より望ましい将来の姿を実現するために必要なサービスの提供について、利用者との共通認識を図り、可能な限り生活機能を維持し、より自立した日常生活を送れるよう支援します。</p>					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
計画値 (人/年度)	5,660	5,750	5,180	5,250	5,300	5,350
実績値 (人/年度)	4,808	4,796	4,850			
達成率 (%)	84.9	83.4	93.6			

施策(3) 介護予防の充実

具体的な施策 16 介護予防普及啓発事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	介護予防に関する知識や実技の普及啓発のため、講話や実技を行い、要介護状態となることを予防する。				
現状と目的	65 歳以上の高齢者及び高齢者を中心とする団体を対象に、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を行い、自らの生活習慣を見直し、介護予防のための取組が日常生活で継続的に見えるように支援するための事業を実施します。				

具体的な施策 16 の個別事業 介護予防普及啓発事業							
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
参加人数	計画値 (参加延べ人数/年度)	2005	2355	2430	1,700	1,700	1,900
	実績値 (参加延べ人数/年度)	516	1357	1540			
	達成率 (%)	25.7	57.6	63.4			
実施回数	計画値 (回/年度)	94	99	102	115	115	115
	実績値 (回/年度)	40	101	99			
	達成率 (%)	42.6	102.0	97.1			

具体的な施策 17 地域介護予防活動支援事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	介護予防を推進するためには、地域の高齢者が住民主体の通いの場に参加し、介護予防の取組を行うことが重要である。その活動を支える介護予防サポーターやシルバーリハビリ体操指導士等のボランティアの養成や活動を支援することが、介護予防の推進につながる。				
現状と目的	人と人とのつながりを通じて、生きがいや役割を持って生活できる地域社会の実現を目指し、介護予防に資する住民主体の通いの場等での介護予防活動の支援を行います。				

具体的な施策 17 の個別事業 ①シルバーリハビリ体操指導士

項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
活動人数	計画値 (実人数/年度)	97	97	110	95	95	100
	実績値 (実人数/年度)	85	85	99			
	達成率 (%)	87.6	87.6	90.0			
活動延べ人数	計画値 (活動延べ人数/年度)	2500	2600	2900	2900	2900	2900
	実績値 (活動延べ人数/年度)	1126	2854	2900			
	達成率 (%)	45.0	109.8	100.0			

具体的な施策 17 の個別事業 ②シルバーリハビリ体操教室

項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
参加人数	計画値 (参加延べ人数/年度)	6,750	7,950	12,000	9,600	9,600	9,600
	実績値 (参加延べ人数/年度)	2,661	9,588	9600			
	達成率 (%)	39.4	120.6	80.0			
実施回数	計画値 (回/年度)	450	530	600	590	590	590
	実績値 (回/年度)	226	585	590			
	達成率 (%)	50.2	110.4	98.3			

具体的な施策 17 の個別事業 ③介護予防サポーター

項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
活動人数	計画値 (実人数/年度)	52	60	60	40	40	45
	実績値 (実人数/年度)	44	41	40			
	達成率 (%)	84.6	68.3	66.7			
活動延べ人数	計画値 (活動延べ人数/年度)	360	400	470	500	500	470
	実績値 (活動延べ人数/年度)	330	523	426			
	達成率 (%)	91.7	130.8	90.6			

具体的な施策 17 の個別事業 ④介護予防サポーター活動の教室							
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
参加人数	計画値 (参加延べ人数/年度)	1,845	2,285	2,335	1,500	1,500	1,800
	実績値 (参加延べ人数/年度)	672	1,146	1,370			
	達成率 (%)	36.4	50.2	58.7			
実施回数	計画値 (回/年度)	120	135	135	110	110	120
	実績値 (回数/年度)	59	104	106			
	達成率 (%)	49.2	77.0	78.5			
具体的な施策 17 の個別事業 ⑤住民主体の通いの場 ^{※1}							
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
計画値 (会場数/年度)		1	2	3	2	3	3
実績値 (会場数/年度)		1	1	2			

※1 立ち上げ支援を実施し、活動している団体の数

具体的な施策 18 地域リハビリテーション活動支援事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の整備や地域の中に生きがい・役割を担って生活できる居場所づくり等、バランスの取れたアプローチを実施するため、地域における介護予防の取組を強化する。						
現状と目的	通いの場等にリハビリテーション専門職を派遣し、講話や体力測定を行うことで地域における介護予防の取組の充実を図ります。						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
住民主体の通いの 場利用人数	計画値 (会場数/年度)	8	8	10	7	7	7
	実績値 (会場数/年度)	0	2	7			
	達成率 (%)	0.0	25.0	70.0			
地域ケア個別 会議利用人数	計画値 (回/年度)	18	18	18	18	18	18
	実績値 (回/年度)	12	14	18			
	達成率 (%)	66.7	77.8	100.0			

施策(4) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

具体的な施策 19

方針	継続	主担当課	国保年金課	関係課	健康づくり課 高齢介護課
目指す状態		フレイル予防及び生活習慣病の重症化予防の保健事業を充実させ、高齢者自らが健康を管理する意識を高めることにより、要支援・要介護認定者数増加の抑制及び健康寿命の延伸を図る。			
現状と目的		高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業については、介護・医療・健診等の情報を活用し、関係課が連携して実情に即した取組を進めることが重要となります。茨城県後期高齢者医療広域連合や関係機関等との連携のもと、一体的な実施事業に取り組みます。			

施策(5) 要介護状態となることの予防及び重度化防止

具体的な施策 20 高齢者の予防の取組

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態		高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域参加できる機会を増やしていくことが介護予防につながる。 また、できる限り多くの高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことでよりよい地域づくりにつなげていくことも重要。			
現状と目的		介護予防普及啓発事業の実施や住民主体の通いの場等での担い手となる人材を養成・支援することにより、介護予防活動の場の拡大・充実を図ります。			

具体的な施策 21 要支援・要介護認定者の重度化防止の取組

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	介護保険サービスの提供を適切かつ充実させ、介護支援専門員のケアマネジメント力が向上することにより、要介護認定者等の重度化の防止につながることで、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるようになる。					
現状と目的	要介護認定者等については、介護保険サービスの提供を適切かつ充実させることにより、重度化の防止に取り組みます。また、介護支援専門員を対象に研修会を開催する中で、利用者に適切かつ効果的なサービスが提供されるよう、ケアマネジメント力の向上を図っていきます。					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
第1号被保険者における要支援・要介護認定を受けていない人の割合(%) 【10月1日基準日】	84.6	84.4	83.8	84.1 以上	84.1 以上	84.1 以上
認定更新者の重度化率(要介護度が前回の認定より重度化した人の割合)(%) 【10月1日基準日】	26.0	25.8	25.8	26.0 以下	26.0 以下	26.0 以下

基本目標2 自分らしく暮らし続けられる地域づくりの推進

基本施策1 認知症施策の推進

施策の方向性

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく「認知症施策推進計画」を踏まえた認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた市民が、相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会の実現を目指します。

現状と傾向、課題

高齢化に伴い認知症を発症するリスクは高まり、本市の75歳以上の後期高齢者の数も、全国の傾向と同じくこの先増加傾向のまま推移していく予測となっています。市民アンケート調査結果をみると、認知症に関する相談窓口に対する理解があまり進んでいない状況が見受けられます（33ページ参照）。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症に対する社会の理解を深め、認知症の予防に関する普及啓発、相談体制の整備・周知を図り、早期発見・早期対応ができる体制づくりを推進します。さらに、地域共生社会を目指す中では、認知症があってもなくても同じ社会の一員として、地域をともに創っていくことが重要となります。

「共生」と「予防」とは

「共生」とは、認知症の人が、尊厳を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

また、認知症における「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

具体的な取組

施策(1) 普及啓発・本人発信支援

具体的な施策 22

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態		<p>認知症への社会の理解を深め、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる。</p> <p>認知症に関する情報や相談窓口等を周知することで、普及啓発や本人・家族等からの相談につながるよう努める。</p>			
現状と目的		<p>認知症に関する理解促進を図るため、認知症サポーターの養成講座を推進します。また、「認知症サポーター養成講座」修了者に対して、「ステップアップ講座」を実施します。</p> <p>広報や「認知症ケアパス」等を活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに具体的な相談先や受診先の周知を図ります。</p> <p>認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、普及啓発に取り組みます。</p>			

施策(2) 予防

具体的な施策 23

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態		<p>介護予防普及啓発事業において、認知症予防も含めた介護予防に関する知識の普及啓発を行うことで、介護予防の推進を図る。</p>			
現状と目的		<p>介護予防普及啓発事業において、認知症予防も含めた介護予防に関する知識の普及啓発を行います。地域において身近に通える場における認知症予防に資する活動を推進します。</p>			

施策(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

具体的な施策 24 認知症初期集中支援推進事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態		<p>認知症初期集中支援チームで、早期発見・早期対応することで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる。</p>			
現状と目的		<p>認知機能低下のある人や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう認知症初期集中支援チームを設置します。</p>			

具体的な施策 25 認知症地域支援推進員

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	<p>認知症への社会の理解を深め、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる。 相談体制の整備・周知をすることで、早期発見・早期対応につながる。</p>				
現状と目的	<p>認知症地域支援推進員を配置します。 認知症に関する普及啓発や認知症サポーター養成講座を開催します。 「認知症ケアパス」等を活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに具体的な相談先や受診先を周知します。 認知症の人や家族への相談対応等を行います。</p>				

具体的な施策 26 認知症ケア向上のための研修会

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	<p>医療・介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進することで、医療・介護等の質の向上を図る。</p>					
現状と目的	<p>医療・介護従事者向けに認知症に関する研修会を開催します。</p>					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
参加人数 (実人数/年度)	50	66	70	80	90	100

施策(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

具体的な施策 27 認知症サポーター養成講座

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	<p>認知症サポーター養成講座を広い年齢層や職種において実施し、認知症に関する理解促進を図ることで、地域における認知症のバリアフリーを推進する。</p> <p>認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを構築する。</p>					
現状と目的	<p>認知症に関する理解促進を図るため、認知症サポーターの養成講座を推進します。</p> <p>また、「認知症サポーター養成講座」修了者に対して、「ステップアップ講座」を実施し、「チームオレンジ」（認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み）を構築します。</p>					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
受講者数 (実人数/年度)	862	1,248	1,500	1,500	1,500	1,500
累計数 (延べ人数/年度)	11,824	13,072	14,572	16,000	17,500	19,000

具体的な施策 28 認知症の人にもやさしいお店登録

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	<p>認知症について正しく理解し、温かく見守る事業所等が増えることで、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる。</p>					
現状と目的	<p>事業所、施設、店舗等で認知症サポーター養成講座を実施し、「認知症の人にもやさしいお店登録事業」への登録を勧めます。</p>					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
登録数 (件/年度)	71	71	72	73	74	75

具体的な施策 29 高齢者等見守りに関する協定

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	高齢者等のいる世帯において何らかの異変に気づいたときに関係機関と連携し、早期発見・早期対応につなげることで、安心して暮らし続けることができる。					
現状と目的	高齢者等見守り活動に関する協定を締結し、異変の早期発見・早期対応につなげます。					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
登録数 (件/年度)	45	45	45	46	47	48

基本施策2 権利擁護事業の推進

施策の方向性

高齢者が尊厳のある自分らしい生活を続けられ、地域社会へ参加できる地域づくりを目指し、成年後見制度や高齢者虐待防止の周知・啓発に取り組みます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28(2016)年5月施行)」の第 14 条に基づき、令和 3(2021)年 3 月に策定の第 3 期古河市地域福祉計画に内包されている、「古河市成年後見制度利用促進基本計画」により、成年後見制度の促進について取り組みます。

現状と傾向、課題

市内 3 か所の地域包括支援センターにおいて、認知症等により判断能力が低下した高齢者について、成年後見制度の相談受付や利用案内、関係機関へつなぐ等の早期対応支援を行っています。

また、古河市社会福祉協議会が設置している「成年後見サポートセンターこが」に中核機関を委託設置し、一体的に活動を実施しています。

高齢者の虐待問題は、市内の事業所や施設等への啓発、また、市民や地域においても高齢者虐待の実態や防止策の周知を行い、日ごろから周りの高齢者を気にかける意識の醸成を図っていくことが重要です。

さらに、被害にあっている高齢者を可能な限り早期に発見し、適切な機関と連携して速やかに対応ができるよう、民生委員をはじめ地域活動団体や事業所、関係各課、医療機関等との日ごろからの情報共有が図れるよう体制を強化することが求められます。

具体的な取組

施策(1) 成年後見制度の利用促進

具体的な施策 30 成年後見制度利用支援事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態		<p>市内3か所の地域包括支援センターにおいて、認知症等により判断能力が低下した高齢者について、成年後見制度の相談受付や利用案内、関係機関へつなぐ等の早期対応支援を行う。</p> <p>古河市社会福祉協議会が独自事業として「成年後見サポートセンターこが」を設置し、法人後見事業と日常生活自立支援事業（県社協事業）を実施しているため、市が成年後見制度の中核機関（利用相談、広報・啓発、市民後見人の育成等）を社会福祉協議会に設置し、一体的に活動を実施する。</p> <p>【①市民後見人登録者数】市民後見人を養成し、一定の登録者数を保つことで適切な後見人を立てることができる。</p> <p>【②市民後見人推薦件数】市民後見人が活躍できるケースを相談の段階から把握することで、活躍の場を提供できる。</p> <p>【③成年後見サポートセンター相談件数】成年後見制度の利用や相談窓口の周知を行っていくことで、制度への理解を深め、相談しやすい環境をつくることことができる。</p>			
現状と目的		<p>成年後見制度の推進について取組をさらに充実させるため、古河市社会福祉協議会に委託設置した、同制度を推進する中心的役割となる「中核機関」を通して、4つの機能である「①広報機能」「②相談機能」「③成年後見制度利用促進機能」「④後見人支援機能」の促進を継続的に図ります。</p> <p>また、地域連携ネットワークの推進を図るため協議会を開催し、司法・福祉・医療関係者等の連携強化や本市の同制度推進の方向性を協議します。</p> <p>【①市民後見人登録者数】本人と同じ地域に住む人が市民後見人になることで、市民の目線で、本人の意思を丁寧に把握し、地域に密着した活動を行うことができます。</p> <p>【②市民後見人推薦件数】成年後見制度の中核機関である社会福祉協議会と連携を取りながら、市民後見人の活躍の場を検討していきます。</p> <p>【③市長申立件数】市内3か所の地域包括支援センターにおいて、認知症等により判断能力が低下した高齢者について、同制度の相談受付や利用案内、関係機関へつなぐ等の早期対応支援を行います。</p> <p>古河市社会福祉協議会が独自事業として「成年後見サポートセンターこが」を設置し、法人後見事業と日常生活自立支援事業（県社協事業）を実施しているため、市が制度の中核機関（利用相談、広報・啓発、市民後見人の育成等）を社会福祉協議会に委託し、一体的に活動を実施しています。</p>			

項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
計画値 (実人数/年度)	4	4	5	6	7	7
実績値 (実人数/年度)	6	5	5			
達成率 (%)	150.0	125.0	100.0			

具体的な施策 30 の個別事業 ①市民後見人登録者数						
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
登録者数 (実人数/年度)	12	12	12	24	24	24
具体的な施策 30 の個別事業 ②市民後見人推薦件数						
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
登録者数 (実人数/年度)	1	1	1	2	3	3
具体的な施策 30 の個別事業 ③成年後見サポートセンター相談件数						
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
相談件数 (件/年度)	121	195	200	205	210	215
具体的な施策 30 の個別事業 ④市長申立件数						
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
市長申立件数 (件/年度)	1	1	3	3	3	3

施策(2) 高齢者の虐待防止の周知

具体的な施策 31

方針	新規	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	高齢者への虐待の実態や実状を市民が理解・把握することで、身近な高齢者が虐待を受けていないか気にかけるようになっていく。				
現状と目的	<p>平成18(2006)年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法)が、施行されました。</p> <p>高齢者虐待防止法では、高齢者虐待とは、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待(暴言)、性的虐待、経済的虐待を指しています。</p> <p>市民への周知として、市のホームページ等による情報発信などに取り組みます。</p>				

施策(3) 早期発見・対応の推進

具体的な施策 32

方針	新規	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	虐待を受けている高齢者や虐待に気づいた身近な人が、安心して相談できる窓口をあらかじめ認知して、すぐに相談窓口に向かい、早期発見につながっている。				
現状と目的	<p>市では、施設等（要介護施設従事者等）や在宅生活における虐待に関する相談を、高齢介護課、市内3か所の高齢者サポートセンターにて相談対応を受け付けています。</p> <p>これらの相談窓口や連絡先の周知に努めるとともに、相談を受け付けた際には、適切な早期対応を行います。</p> <p>また、民生委員・児童委員や自治会などの地域の支援者による見守りにより、日ごろから高齢者の状況を把握し、虐待を受けている高齢者の早期発見・対応へつなげられるよう連携体制を強化します。</p>				

具体的な施策 33 高齢者生活管理指導短期宿泊サービス事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	一時保護が必要な高齢者を速やかに受け入れるため、高齢者施設の利用枠を常に確保しておく必要がある。				
現状と目的	虐待等の特別な事情により緊急的に避難させる必要のある場合や生活習慣の欠如など社会生活の適応が困難な高齢者を一時保護し、施設への短期宿泊（原則7日間）により生活管理指導を図り、高齢者の福祉の向上に努めます。				

基本施策3 高齢者福祉サービスの充実

施策の方向性

ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯など、身近な支援が必要になることが考えられる高齢者に対して、介護給付サービス以外の高齢者福祉サービスを適切に提供し、地域での暮らしやすさの向上や、困りごとへの対応を支援します。

現状と傾向、課題

市のひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、核家族化の進行もあることから、今後も増加していくことが示唆されます（15 ページ参照）。

また、在宅で介護を受けている高齢者には、要介護認定度に応じた介護給付サービスを受けることができますが、普段の暮らしの中で、移動手段や緊急時の対応への支援など、介護給付サービスでは補えない部分があります。

市では、こうした高齢者への日ごろの暮らしのさらなる充実に向けて、高齢者福祉サービスの充実に努めているところですが、今後も、高齢者のニーズを的確に把握し、必要な支援について事業の検討と提供に取り組んでいく必要があります。

具体的な取組

施策(1) ひとり暮らし高齢者等日常生活支援サービス

具体的な施策 34 訪問理美容サービス事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	外出が困難な高齢者が、訪問理美容サービスを利用することで、在宅生活の継続や衛生の確保につながる。						
現状と目的	要介護3以上の認定を受けている65歳以上のひとり暮らし高齢者または、高齢夫婦のみの世帯で理美容所へ行くことが困難な方を対象に、訪問理美容サービス指定事業所が訪問し、理髪サービスを実施します。						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)	11	12	13	8	9	10
	実績値 (実人数/年度)	6	9	8			
	達成率(%)	54.5	75.0	61.5			

具体的な施策 35 はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費助成事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧を必要とする高齢者に対し、継続して助成を実施する。						
現状と目的	70歳以上の高齢者、または重度心身障がい者（マル福受給者）を対象に、健康維持と心身の安定を図るため、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費に関わる助成券を交付します。						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)	95	100	105	90	95	100
	実績値 (実人数/年度)	80	75	90			
	達成率(%)	84.2	75	85.7			

具体的な施策 36 救急医療情報カプセル「伝言くん」配布事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	独居高齢者の自宅に伝言くんが保管されていることで、緊急時に病歴の把握や、親族や関係機関へ早急につながるようになる。						
現状と目的	65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢夫婦のみの世帯の方、日中独居となる方で健康上の不安がある方、障がいのある方、療育手帳を持っている方を対象に、緊急時の救急活動に必要な医療情報（緊急連絡先、持病、服薬、かかりつけ医等）をあらかじめ救急医療情報シートに記入し、専用の救急医療情報カプセル（愛称：「伝言くん」）に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、迅速な救命救急活動に役立てます。						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)	100	105	110	150	155	160
	実績値 (実人数/年度)	94	198	170			
	達成率(%)	94.0	188.5	154.5			

具体的な施策 37 寝具類洗濯サービス事業

方針	新規	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態		高齢者に対し、経済的負担の軽減及び寝具類の洗濯等を行い、清潔で快適な生活環境を提供する。					
現状と目的		<p>加齢等の心身機能の低下により、寝具類の衛生管理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢夫婦のみの世帯で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている方が対象となっています。</p> <p>敷布団・掛布団・毛布を対象とし、洗濯及び乾燥等のサービスを行い清潔な住環境を提供します。</p>					
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)			11	12	13	14
	実績値 (実人数/年度)			11			
	達成率(%)			100.0			

施策(2) 通院等助成

具体的な施策 38 通院等交通費助成事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態		在宅の70歳以上の高齢者等が医療機関へ通院する際に利用したタクシー運賃の一部を助成することで、経済的負担や家族による介護負担の軽減につながる。					
現状と目的		在宅の70歳以上の高齢者、または65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯の方、要支援・要介護認定者等を対象に、医療機関などへ通院するためにタクシーを利用した費用の一部を助成します。					
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)	2,600	2,700	2,800	2,900	2,950	3,000
	実績値 (実人数/年度)	2,831	3,007	3,000			
	達成率(%)	108.8	111.3	107.1			

具体的な施策 39 白内障補助眼鏡・補聴器・ストマ用装具購入費等助成事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態		<p>65歳以上の高齢者が白内障手術後に眼鏡用レンズを購入した際の費用を一部助成することで、経済的負担の軽減につなげる。</p> <p>補聴器の購入費用の一部を助成することにより高齢者が補聴器を使用する機会を創出することで、コミュニケーション不足による社会的孤立を防止するだけでなく、認知症予防や介護予防につなげる。</p> <p>ぼうこうまたは直腸機能障害による身体障害者手帳の交付を受けていない高齢者に対し、畜尿袋や蓄便袋の購入費用の一部を助成することで経済的負担の軽減につなげる。</p>			
現状と目的		<p>65歳以上の高齢者を対象に、白内障手術後に医師の指示により白内障補助眼鏡用レンズを購入した方の費用の一部を助成します。</p> <p>65歳以上の高齢者を対象に、補聴器を購入した方の費用の一部を助成します。</p> <p>ぼうこうまたは直腸機能障害による身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、畜尿袋・蓄便袋を購入した方の費用の一部を助成します。</p>			

具体的な施策 39 の個別事業 ①白内障補助眼鏡用レンズ

項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
白内障補助眼鏡用レンズ	計画値 (実人数/年度)	255	260	265	270	280	290
	実績値 (実人数/年度)	249	306	300			
	達成率(%)	97.6	117.6	113.2			

具体的な施策 39 の個別事業 ②補聴器

項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
補聴器	計画値 (実人数/年度)	125	130	135	250	260	270
	実績値 (実人数/年度)	108	108	320			
	達成率(%)	86.4	83.0	237.0			

具体的な施策 39 の個別事業 ③畜尿袋・蓄便袋

項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
畜尿袋・蓄便袋	計画値 (実人数/年度)	30	30	32	30	30	30
	実績値 (実人数/年度)	39	39	31			
	達成率(%)	130.0	130.0	96.8			

具体的な施策 40 シルバーカー購入費助成事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	歩行に不安がある高齢者に対し、シルバーカーの購入費用を一部助成することで、経済的負担の軽減だけでなく、外出していきいきとした生活が送れるよう支援する。						
現状と目的	歩行に不安がある70歳以上の高齢者が、外出していきいきとした生活が送れるよう支援することを目的に、シルバーカーを購入した費用の一部を助成します。						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)	135	140	145	150	155	160
	実績値 (実人数/年度)	178	147	160			
	達成率(%)	131.8	105.0	110.3			

具体的な施策 41 高齢者外出支援タクシー運賃助成事業

方針	新規	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	75歳以上の高齢者に対し、タクシーを利用した際のタクシー運賃の一部を助成することで、外出機会の創出や介護予防の一助となる。						
現状と目的	市内在住の75歳以上の高齢者が外出するためにタクシーを利用した際のタクシー運賃の一部を助成します。						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)			1,000	1,000	1,200	1,300
	実績値 (実人数/年度)			1,000			
	達成率(%)			100.0			

施策(3) 高齢者福祉施設の充実

具体的な施策 42 養護老人ホーム

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	入所要件を満たした高齢者を速やかに保護し、養護老人ホームへ速やかに入所措置する必要がある。						
現状と目的	65歳以上の高齢者のうち、環境上の事情（健康状態や環境状況）及び経済的事情により、在宅において日常生活を営むことが困難な方を、老人福祉法に基づき市の措置により入所する施設です。なお、古河市内に養護老人ホームはなく、近隣の養護老人ホームに入所しています。						
	項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
措置した人数	計画値 (実人数/年度)	12	12	12	12	12	12
	実績値 (実人数/年度)	12	11	11			
	達成率(%)	100.0	91.6	91.6			

※各年度10月1日時点

具体的な施策 43 ケアハウス

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	身体機能が低下してきたり、高齢により生活が不安になってきたなどの理由で、自宅で暮らすことが難しくなった60歳以上の方が、ケアハウスに入居してから、生活支援サービスを受けながら、必要に応じて在宅介護サービスも利用して自立した生活を送ることができる。						
現状と目的	高齢者が安心して住める住まいとして期待されていることから、現在の定員数を確保していきます。						
	項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
	市内入所施設数 (施設)	2	2	2	2	2	2
	入所定員数 (人)	40	40	40	40	40	40
	古河市入居者 (人)	27	30	30	32	32	32

※各年度10月1日時点

具体的な施策 44 有料老人ホーム

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	<p>介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所）では、施設入所者がケアプランに基づき入浴の介助やリハビリなど特定施設入居者生活介護のサービスを受けることができ、個々の身体状態に応じて自立した生活を送ることができる。</p> <p>住宅型有料老人ホームでは、自立～軽度の要介護度で、主に食事の提供や日常生活の世話などを必要とする高齢者が、生活支援サービスを受けながら、必要に応じて在宅介護サービスも利用し、自立した生活を送ることができる。</p>				
現状と目的	<p>住宅型有料老人ホームが市内で一定量整備が進んでいるため、介護付有料老人ホームについては、現在の定員数で供給量は確保できるものと見込みます。なお、介護ニーズの受け皿としての役割があるため、県と連携しながら質の確保を図ります。</p>				

項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
介護付 有料老人 ホーム	市内入所施設数 (施設)	3	3	3	3	3	3
	入所定員数 (人)	158	158	158	158	158	158
	古河市入居者 (人)	93	89	90	92	94	96
住宅 型有料老人 ホーム	市内入所施設数 (施設)	7	7	7	7	7	7
	入所定員数 (人)	153	153	153	153	153	153
	古河市入居者 (人)	106	110	114	114	114	114

※各年度 10月1日時点

具体的な施策 45 サービス付き高齢者向け住宅

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	<p>安否確認などの生活支援サービスを受けながら、必要に応じて在宅介護サービスも利用して自立した生活を送ることができる。</p>				
現状と目的	<p>高齢者がその心身状態やニーズに応じて、適切な居住の場を選択できるよう、情報提供を行っていきます。</p>				

項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
市内入所施設数 (施設)		4	5	6	6	6	6
入所定員数(人)		124	159	199	199	199	199
古河市入居者(人)		94	111	125	135	140	140

※各年度 10月1日時点

基本施策4 任意事業の充実

施策の方向性

主に在宅で介護を受けている高齢者に対して、任意事業による支援の充実により普段の生活における困りごとへの手助けにつなげます。

また、介護をしている家族等の負担の軽減を目的に、生活用品の給付や介護者が抱える悩みや不安への相談支援を推進します。

現状と傾向、課題

任意事業は、地域支援事業にある取組の一つで、介護保険の被保険者、介護者、その他それぞれの事業として市が認める方を対象に、地域の実状に応じて、市の判断で任意に行うものです。

市の高齢化は今後も進行することが予測され、施設入所よりも住み慣れた地域で末永く幸せに暮らしていけるまちづくりを目指していることから、今後在宅での介護事情は多岐にわたることが示唆されます。

そのため、地域の実状に応じ、地域支援事業の理念にかなった事業を市独自の発想や創意工夫した形態で実施し、介護が必要になった高齢者も社会の一員として地域で暮らしていけるよう、様々な支援方を検討していく必要があります。

具体的な取組

施策(1) 給食サービス事業

具体的な施策 46

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	ひとり暮らし高齢者等に昼のお弁当を配達することで、食生活の安定だけでなく安否確認を行い、自立した生活の継続を支援する。						
現状と目的	食の自立支援・食生活の安定及び安否確認のため、お弁当（昼食）を最大週3回まで配達します。						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)	305	310	315	350	360	370
	実績値 (実人数/年度)	398	557	383			
	達成率(%)	130.4	179.6	121.5			

施策(2) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

具体的な施策 47

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	在宅の認知症高齢者を介護している同居の家族が、徘徊探知システムを利用することで、徘徊した高齢者の早期発見につなげる。						
現状と目的	在宅の認知症高齢者を介護している家族を対象に、徘徊探知システムを貸与し、徘徊した場合の早期発見につなげます。 また、利用に係る費用の一部を助成します。						
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	計画値 (実人数/年度)	3	4	5	3	4	5
	実績値 (実人数/年度)	3	2	2			
	達成率(%)	100.0	50.0	40.0			

施策(3) 家族介護支援事業

具体的な施策 48

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	家族介護支援講座を開催することで、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図る。						
現状と目的	介護者の負担軽減、介護者同士の交流の機会として家族介護支援講座を開催します。						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
介護講座支援	開催回数 (回/年度)	8	9	12	12	12	12
	参加人数 (実人数/年度)	277	160	237	240	240	240

施策(4) 高齢者見守りサポート事業

具体的な施策 49

方針	新規	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	<p>独居高齢者等が急病時に緊急通報システムを利用することで、迅速な救命活動につながることや、親族への早急な連絡が可能となり、在宅で安心して生活することができる。</p>						
現状と目的	<p>独居高齢者等に対し、緊急時に民間の受信センターにつながる緊急通報装置等を設置することで、家庭内における 24 時間 365 日体制の見守りを行うだけでなく、健康相談等の対応や定期的な安否確認の連絡を行います。</p>						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)			490	495	500	505
	実績値 (実人数/年度)			490			
	達成率 (%)			100.0			

施策(5) 家族介護用品支給事業

具体的な施策 50 家族介護用品支給事業

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	<p>家族が、要介護者にあった介護用品や使用方法を知ること、紙おむつの交換等の介護負担や金銭的負担の軽減につなげ、在宅で生活していくよう支援していく。</p>						
現状と目的	<p>要介護4以上の方、もしくは要介護3で排尿や排便に介助が必要な方を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を目的として、紙おむつ等の介護用品を支給します。</p>						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用人数	計画値 (実人数/年度)	710	715	720	700	710	720
	実績値 (実人数/年度)	713	680	700			
	達成率 (%)	100.4	95.1	97.2			

基本施策5 在宅医療・介護連携の促進

施策の方向性

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる関係機関等との連携を促進します。

現状と傾向、課題

今後の地域包括ケアシステムの深化・推進において、医療と介護の両方の支援を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、居宅等において提供される訪問診療等の医療（在宅医療）の提供が不可欠となります。

今後令和7（2025）年までに団塊の世代が75歳以上となり、その先も75歳以上の後期高齢者は増え続けていく予測です。

地域において疾病や要介護状態にある高齢者数が大きく増加することが示唆される中、これまでの生活との継続性を持ちつつ、日常生活圏域での在宅医療の提供を含む包括ケアシステムを実現するためには、かかりつけ医をはじめ医師会等と協働し、面的な提供体制を強化していくことが求められます。

具体的な取組

施策(1) 在宅医療・介護連携の促進

具体的な施策 51

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態		<p>市では、医療・介護関係者による協議会を開催し、地域の資源把握や連携における課題の抽出と対応策の検討等を行うとともに、医療・介護職向けに、質の向上や顔の見える関係づくりのための研修会や交流会の開催、市民への普及啓発を行っている。</p> <p>連携体制の構築支援のため、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の多職種との連携や、県事業との連携・調整を図り事業を進めている。</p>				
現状と目的		<p>① 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行います。</p> <p>② 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行います。</p> <p>③ 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行います。</p> <p>④ 医療・介護関係者間の情報の共有を支援し、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行います。</p>				
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
在宅医療・介護に関する市民向け講座開催回数(回/年度)	1	1	1	1	1	1
在宅医療・介護に関する市民向け講座参加人数(人/年度)	50	59	80	120	120	120
在宅医療・介護関係者向け研修会開催回数(回/年度)	4	4	4	4	4	4
在宅医療・介護関係者向け研修会参加人数(人/年度)	407	303	320	320	320	320

基本目標3 人と地域と資源をつなぐまちづくりの強化・促進

基本施策1 地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)の機能強化

施策の方向性

「地域包括ケアシステム」の中核的な役割を担う地域包括支援センターが、地域でより活用されるよう周知への取組を推進します。

また、地域の様々な高齢者事情を把握し、関係機関との連携により支援へつなげ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、機能の強化を図っていきます。

現状と傾向、課題

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を継続することができるように支える、「地域包括ケアシステム」実現のための中核的な機関として位置づけられています。

古河市においては、古河地区・総和地区・三和地区に委託型で設置・運営し、高齢者の総合相談窓口として機能しています。

平成28(2016)年度に「高齢者サポートセンター」という愛称を定め、窓口表示をはじめ電話対応やチラシの配布等により、高齢者の総合相談窓口であることを市民に周知していますが、市民への浸透が不十分な点が課題となっています。

今後、さらなる周知を図るとともに、地域包括支援センターの充実のために、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等が適切に実施されるよう、積極的に取り組んでいく必要があります。

具体的な取組

施策(1) 総合相談体制の充実

具体的な施策 52

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態		市内3か所の地域包括支援センターにおいて、相談者の属性や世代に関わらず相談を受け止め、関係機関との協働により高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように支援をしていく。				
現状と目的		<p>高齢者における総合相談は複雑化、複合化しており、介護や認知症に関する相談等が増加傾向にあります。</p> <p>相談内容の分析や関係機関とのネットワークの強化を図り、重層的に支援していくことが必須となっています。</p> <p>そのため、高齢者の総合相談窓口として周知を強化し、包括的支援体制のあり方についても検討していきます。</p>				
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
相談延べ件数 (件/年度)	3,045	3,362	3,500	3,550	3,600	3,650

施策(2) 権利擁護の充実

具体的な施策 53

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態		<p>高齢者等が家族や介護者から受ける「高齢者虐待」について、市民や警察等関係機関からの通報や相談を随時受け付けし対応していく。</p> <p>権利侵害の予防や対応、権利行使のための支援等を行い、相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用を有していると考えられる場合には、適切な支援へつなぐ。支援を行うにあたり、法テラス等の司法の専門機関や「成年後見サポートセンターこが」、古河市虐待DV対策地域協議会等と連携を図り、より専門的な支援を行っていく。</p>				
現状と目的		<p>尊厳の保持ができるよう、高齢者虐待の予防も含めた迅速な対応や成年後見制度などの活用促進、消費者被害の防止等について、啓発も含め各関係機関との連携を図り、重層的に支援していきます。</p>				
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
虐待相談延べ件数 (件/年度)	155	113	160	165	170	175

施策(3) 包括的・継続的ケアマネジメントの支援

具体的な施策 54

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態		<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、専門職が連携することで、適切な支援を行う。</p> <p>各居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が研修を通してケアマネジメントの質を向上することにより、所属する介護支援専門員へのサポートを行うことができる。</p>			
現状と目的		<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の状況変化に応じた適切な支援を、多職種連携により重層的・長期的に行います。</p> <p>また、介護支援専門員の技術向上のための情報の発信、個々のサポートや困難事例の指導・助言を行います。</p>			

施策(4) 在宅介護支援センターの充実

具体的な施策 55

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態		<p>地域に密着した身近な相談窓口として、高齢者やその家族等に対し在宅介護に関する総合的な相談に応じることで、要介護高齢者等の福祉の向上を図る。</p>			
現状と目的		<p>地域包括支援センターのランチ（地域の窓口）として、24時間365日相談を受け、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯などの見守りや実態把握、高齢福祉サービス等の申請代行の業務を行います。</p> <p>多様化する相談や困難事例などに対しては、地域包括支援センターと連携することで、より重層的で地域に根ざした相談、支援業務を実施します。</p> <p>介護支援講座を実施し、介護者の負担軽減を目指します。</p>			

項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
相談延べ件数 (件/年度)	3,152	4,436	4,450	4,500	4,550	4,600

施策(5) 地域包括支援センター運営協議会の設置

具体的な施策 56

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	地域包括支援センターの運営について、「地域包括支援センター運営協議会」にて協議し、円滑かつ適正な推進を実施する。				
現状と目的	「地域包括支援センター運営協議会」において、地域包括ケアの基盤整備や関係機関のネットワークの構築など、適正な地域包括支援センターの運営ができるよう協議します。				

施策(6) 人員体制の確保及び資質の向上

具体的な施策 57 職員体制の強化と資質の向上

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
目指す状態	地域包括支援センターは地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として適正な人員配置のもと業務を行う。				
現状と目的	<p>各地域包括支援センターの人員配置の基準に応じた適正な人員を配置し、高齢化の進展に伴う相談件数の増加や業務量の増加に対応します。</p> <p>職員の質の確保について研修会への参加等により質の向上に努めます。</p> <p>「地域包括支援センター運営協議会」等による評価の実施、PDCA サイクルの充実等により、継続的な評価の取組を強化します。</p>				

基本施策2 地域ケア会議の充実

施策の方向性

「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、地域の様々な関係機関と協議し、具体的な取組の実現に向けて推進します。

また、関係機関との情報共有、ネットワークを構築する場として、その機能の充実に図ります。

現状と傾向、課題

高齢者個人に対する支援の充実とともに、それを支える社会基盤の整備を行うのに有効な手段の一つが地域ケア会議です。

本市においては、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、福祉等の各種サービスや地域における多様な社会資源の調整等を行い、多職種連携による包括的及び継続的な支援を行うため、地域ケア会議を開催しています。

個別会議で把握された有効な支援方法の普遍化や、高齢者等の地域全体に係る課題を整理し、既存事業や社会資源を活用しての解決や新たな地域資源の発掘・開発に向けた取組を推進する必要があります。

具体的な取組

施策(1) 地域包括支援センターによる地域ケア会議の充実

具体的な施策 58

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	地域ケア個別会議を市内3か所の地域包括支援センターごとに行い、個別の検討事例を通じて、多職種によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげていく。					
現状と目的	担当地域ごとの個別の課題の解決や関係者のネットワークづくりに努めます。また、介護支援専門員が地域ケア個別会議を通して自立支援の視点に立ったケアマネジメントが実践できるよう支援を行っていきます。					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域ケア個別会議 開催回数 (回/年度)	12	16	18	18	18	18
地域ケア個別会議 検討事例数 (件/年度)	22	30	36	36	36	36

施策(2) 地域ケア会議を通じたネットワークの強化

具体的な施策 59

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—	
目指す状態	市全体の地域ケア会議を開催し、抽出された地域課題の整理や、課題解決のための制度や体制づくりの協議を行っていく。					
現状と目的	<p>地域に共通する課題について、既存事業や社会資源を活用しての解決や、新たな地域資源の発掘や開発に向けた取組を進めていきます。</p> <p>地域に関わる多職種によるネットワークを連結し、地域包括ケアシステムの実現を目指していきます。</p>					
項目	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域ケア会議開催回数 (回/年度)	1	1	1	1	1	1

基本施策3 生活支援体制整備の推進

施策の方向性

高齢者の自立した日常生活の支援及び要介護状態になることの予防または軽減、悪化の防止を図るため、日常生活を支援する体制の整備を推進していきます。

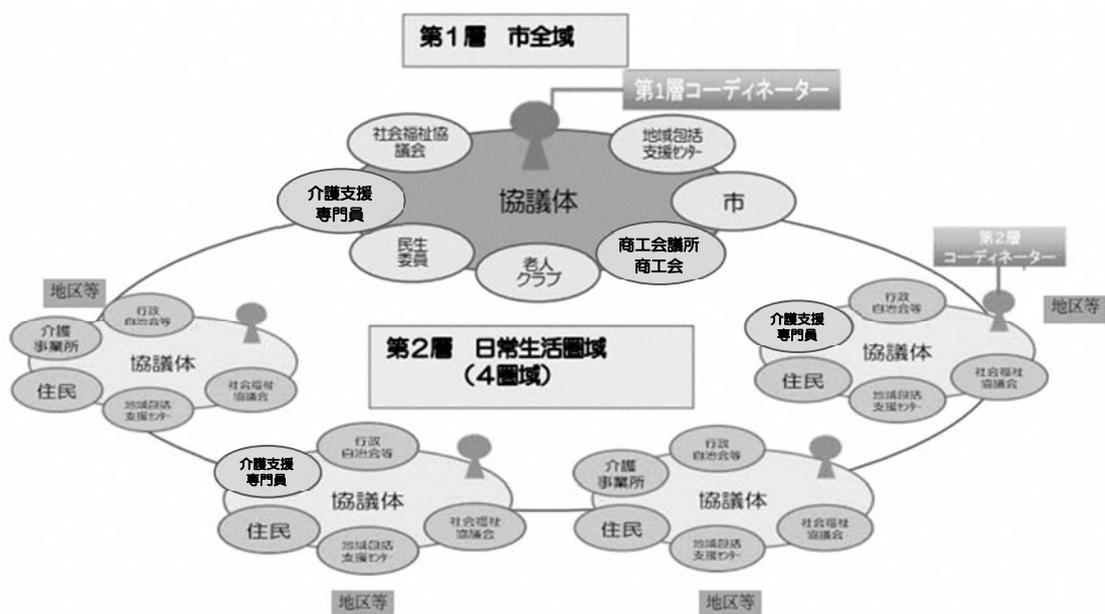
現状と傾向、課題

高齢化に伴い、単身世帯や高齢者世帯等が増加し、日常生活上の支援ニーズが高まることが見込まれます。

多様な主体（行政自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、民間企業等）と連携しながら、様々な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会的役割・社会参加の推進を一体的に図る必要があります。

情報交換や新たな支援（サービス）の検討を行う場である協議体を設置するとともに、地域ニーズの集約、協議体の運営及び新たな支援（サービス）の働きかけなどを担う生活支援コーディネーターの配置の推進が求められます。

■生活支援体制の整備イメージ



具体的な取組

施策(1) 生活支援体制整備の推進

具体的な施策 60

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—		
目指す状態	地域における支え合いの基盤づくりに向けた協議を行い、新たな地域資源の開発、住民主体のサービスの充実等に向けての検討を行う。						
現状と目的	<p>第1層（市全域）・第2層（日常生活圏域）における生活支援コーディネーターや協議体の設置を推進します。</p> <p>各圏域の取組において、地域の課題や資源の把握・共有を図るとともに、資源のネットワーク化、人材の育成、活動ニーズのマッチング等を図り、地域づくりを推進します。</p> <p>多様・複雑化する地域の課題解決のため、庁内関係各課への周知、地域住民や様々な社会資源、事業者等と連携・協働を図り、生活支援体制の整備を目指します。</p>						
項目		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
(市第1層 全域)	生活支援コーディネーター人数 (人)	1	1	1	1	1	1
	協議体設置数 (件)	1	1	1	1	1	1
(日常生活圏域 第2層)	生活支援コーディネーター 人数(人)	1	3	3	4	5	6
	協議体設置数 (件)	3	4	4	5	6	7

基本施策4 安全と安心の確保策の充実

施策の方向性

高齢者や障がい者等を含むすべての市民の利便を図るため、機能性・快適性・安全性などに配慮した施設や道路、公共交通等のバリアフリーのまちづくりを進めます。

また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、事業所等と連携した対策の実施や必要な物資の備蓄等を進めます。

さらに、地域と連携した防犯対策の充実を図ります。

現状と傾向、課題

東京オリンピック・パラリンピック 2020 の開催に向けて、新たに平成 29 (2017) 年 2 月に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が閣議決定され、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりは全国で推進されました。

現在は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシー継承を掲げ、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を引き続き発展させるよう理解促進に継続して取り組むこととしています。

本市においても、中長期的な整備事業として計画的に取り組んでおり、引き続き、各整備事業の推進が求められます。

また、令和元 (2019) 年から現在に至るまで続く、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、多くの事業やイベントが中止や休止となり、施設や事業所においても、安全性の確保から制限の厳しい環境下での支援対応を推進しているところです。

加えて、阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模地震や、全国で甚大な被害を及ぼしている台風、洪水、土砂崩れなどが頻発していることから、今後も続く新型コロナウイルス感染症感染拡大や自然災害への対策として、地域や事業所等と連携した感染予防や防災対策の推進と、避難所経路や避難所設備の強化が重要です。

さらに、防犯の観点からみると、これまでの消費者問題や詐欺などへの啓発に取り組むとともに、インターネットの普及による“ネット犯罪”などの新しい犯罪に対する高齢者への周知・啓発の取組も求められます。

具体的な取組

施策(1) 防犯対策の充実

具体的な施策 61

方針	継続	主担当課	交通防犯課	関係課	—
目指す状態		警察や防犯関係団体との連携により犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。			
現状と目的		警察や防犯関係団体と連携し、市民の犯罪に対する意識の向上支援及び地域ぐるみの防犯対策を支援することで安全安心なまちづくりの促進を図ります。また、防犯カメラ、防犯灯を計画的に設置し犯罪抑止力を高めます。			

施策(2) 防災対策の充実

具体的な施策 62 災害につよいまちづくりの推進

方針	継続	主担当課	消防防災課	関係課	福祉推進課
目指す状態		高齢者自身が事前に避難について考え行動することで「逃げ遅れゼロ」を目指す。 また、高齢者が適切に避難行動を取れるように、適切に避難情報の発信を行う。			
現状と目的		高齢者が自分自身で考え行動できるように、出前講座等を通じて啓発を行います。また、高齢者が早めの避難を行えるように多様な手段を用いて避難に関する情報の発信を行います。			

具体的な施策 63 介護保険施設における災害対応支援

方針	継続	主担当課	消防防災課 高齢介護課	関係課	—
目指す状態		浸水想定区域内の施設について水害時には事前に作成した避難確保計画を用いて避難を行う。			
現状と目的		必要に応じ避難確保計画の見直しを呼びかけ、適切な避難ができるように定期的な見直しを行います。			

具体的な施策 64 災害時の避難行動要支援者の支援体制の充実

方針	継続	主担当課	福祉推進課	関係課	—
目指す状態		災害時避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、介護サービス等の利用者に対し、一人ひとりの個別避難計画を作成する。			
現状と目的		災害対策基本法に基づき、災害時避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を居宅介護支援事業所等に委託し作成を行います。			

施策(3) 感染症対策の充実

具体的な施策 65

方針	継続	主担当課	健康づくり課	関係課	—
目指す状態		国、県、市による対策だけでは限界があることから、事業者や市民一人ひとりが、感染状況に応じた感染予防や感染拡大防止のための適切な行動及び備蓄などの準備を行う必要がある。			
現状と目的		感染症の発生に備え、情報の収集・提供体制を組織し、正確かつ適切な情報を市民へ提供し、感染症に対する知識の普及・啓発を行い、感染拡大防止に努めます。			

施策(4) 交通安全対策の充実

具体的な施策 66

方針	継続	主担当課	交通防犯課	関係課	—
目指す状態		警察や交通安全関係団体との連携を強化しながら交通事故のないまちづくりを目指す。			
現状と目的		警察や関係機関等と連携しながら街頭キャンペーン、パトロール等の実施により市民の意識の高揚を図るとともに、幼児から中学生に向けての交通安全教育を実施し、交通事故防止対策に取り組みます。			

施策(5) 公共交通の充実

具体的な施策 67

方針	継続	主担当課	交通防犯課	関係課	—
目指す状態		鉄道や路線バスに加え、市で運行する循環バスとデマンド交通などによる持続可能な公共交通体系を構築し、高齢者をはじめすべての人が安全で快適に移動できる環境を整備する。			
現状と目的		「古河市地域公共交通計画」に基づき、電車、路線バス、タクシー、そして循環バスとデマンド交通が連携し、地域の実状に応じた持続可能な交通ネットワークを形成し、日常生活の円滑な移動ニーズに対応した公共交通体系の整備に取り組みます。			

施策(6) 公共施設・民間施設のバリアフリー化

具体的な施策 68

方針	継続	主担当課	財産活用課	関係課	—
目指す状態		法令・県条例の整備基準に基づいて、階段やトイレ等、誰もが使いやすいよう公共施設の整備・改善を推進し、高齢者をはじめ多様な人が安心して利用できる環境を整える。			
現状と目的		古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針による「質の改革」に基づき、時代の要請に応じた施設機能を確認するために、施設の利用状況等を鑑みながら、ユニバーサルデザインの導入を推進していきます。			

施策(7) 道路・公園の整備

具体的な施策 69

方針	継続	主担当課	道路河川課 都市計画課	関係課	—
目指す状態		道路の利便性・安全性を向上させることで、誰もが使いやすい道路となっている。【道路河川課】 公園利用者が、公園の利便性・安全性が向上することによって、誰もが使いやすい公園となっている。【都市計画課】			
現状と目的		高齢者を含めたすべての市民にとっての交通安全対策として、歩道の整備や老朽化した舗装・道路構造物等の適切な整備を図るとともに、幅員の狭い道路の拡幅等、安全な歩行通路や歩行空間の確保を推進しています。【道路河川課】 市内の公園は、子どもから高齢者まで利用できる憩いの場として、また、災害時の避難場所として多様な機能を有する公園整備を進めています。【都市計画課】			

基本目標4 適切な介護保険サービスの充実

基本施策1 介護給付サービスの充実

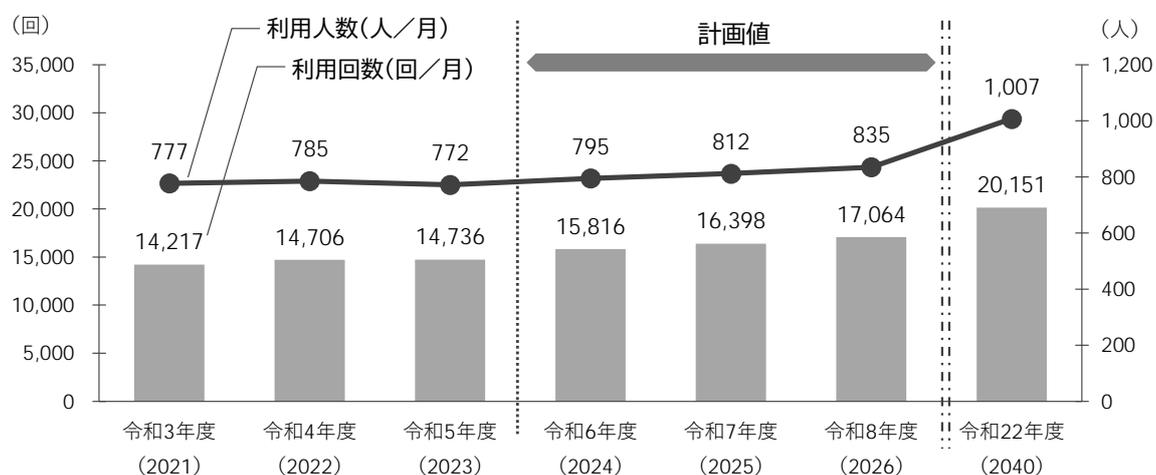
施策(1) 居宅サービスの充実

具体的な施策 ① 訪問介護

現状と目的

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要介護者等の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活の手助けを行うことによって、在宅生活を支援します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	777	785	772	795	812	835	1,007
利用回数 (回/月)	14,217	14,706	14,736	15,816	16,398	17,064	20,151

今後の方向性

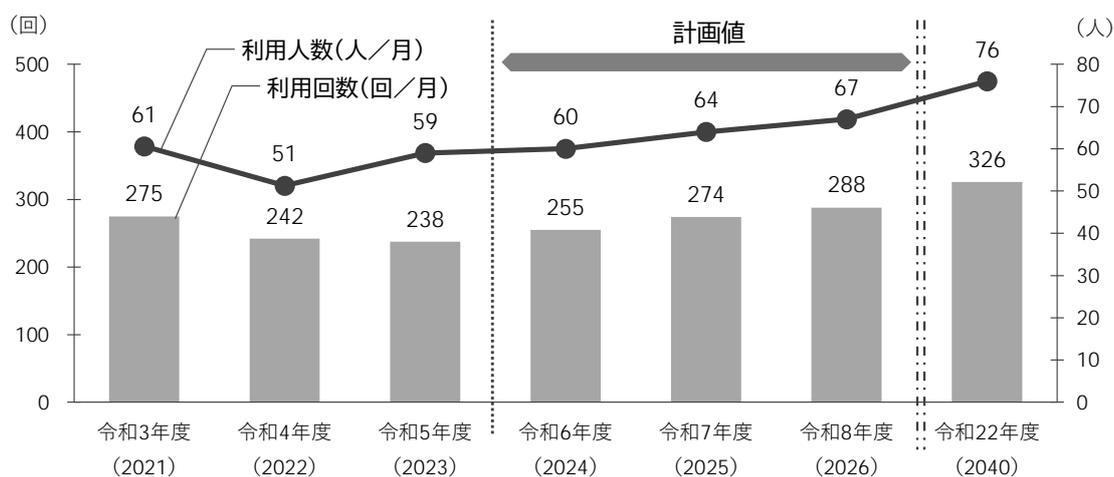
利用人数は増減していますが、利用回数は増加傾向にあります。利用者が多いサービスであることから、過去3か年の傾向から増加を続けていく見込みです。

具体的な施策 ② 訪問入浴介護

現状と目的

要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、浴槽を室内に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	61	51	59	60	64	67	76
利用回数 (回/月)	275	242	238	255	274	288	326

今後の方向性

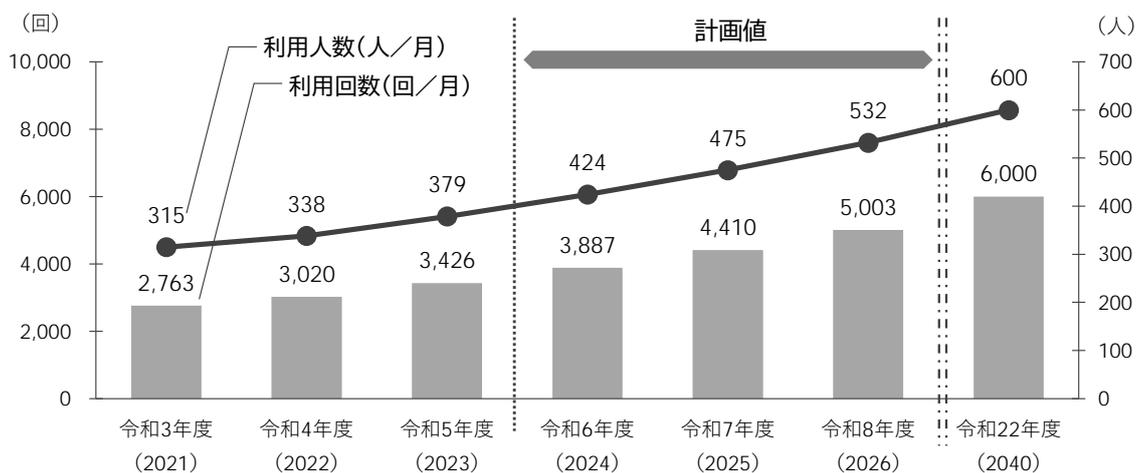
利用回数は減少傾向にありますが、一定の利用ニーズがあるため、新型コロナウイルス感染症以前の利用量となる見込みです。

具体的な施策 ③ 訪問看護

現状と目的

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が要介護者の家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の世話や必要な診療の補助を行って在宅生活を支援します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
利用人数(人/月)	315	338	379	424	475	532	600
利用回数(回/月)	2,763	3,020	3,426	3,887	4,410	5,003	6,000

今後の方向性

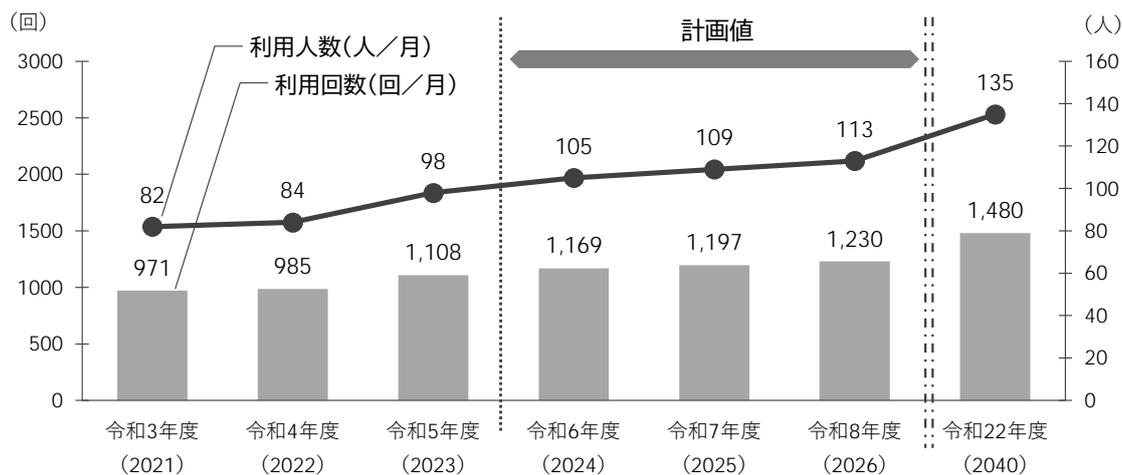
利用人数、利用回数ともに増加傾向にあります。今後も利用需要は増加する見込みを考慮し、今後の計画値を算定しました。

具体的な施策 ④ 訪問リハビリテーション

現状と目的

病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士が要介護者等の家庭を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を援助するため、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行って在宅生活への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	82	84	98	105	109	113	135
利用回数 (回/月)	971	985	1,108	1,169	1,197	1,230	1,480

今後の方向性

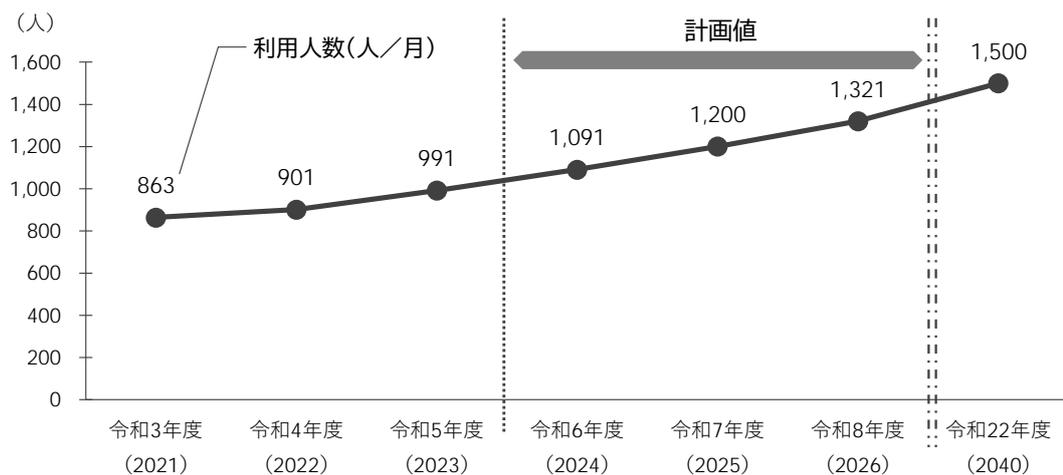
利用人数、利用回数ともに増加傾向にあります。病院等からの退院後、利用者の療養状況に応じて機能訓練等のリハビリテーションが必要な方にサービスを提供するため、医療機関との連携を図りながら、増加する利用量に対応できるよう今後の計画値を算定しました。

具体的な施策 ⑤ 居宅療養管理指導

現状と目的

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが通院困難な要介護者の家庭を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、薬の飲み方、食事などの療養上の管理及び指導を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	863	901	991	1,091	1,200	1,321	1,500

今後の方向性

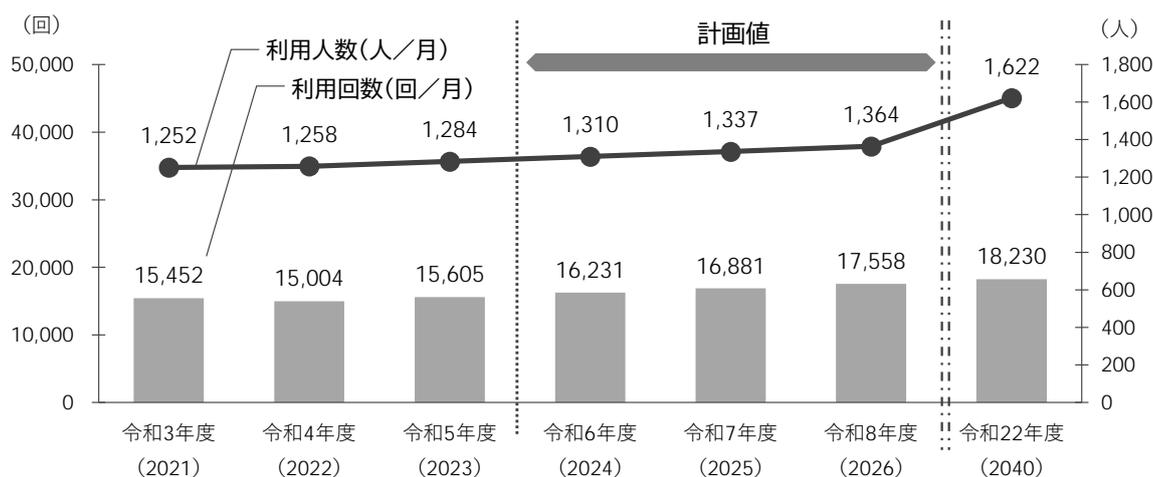
利用人数は増加傾向にあります。重度の要介護者の増加とともに、利用も伸びる傾向があります。また、在宅医療と介護の連携から、今後も増加する利用量に対応できるよう計画値を算定しました。

具体的な施策 ⑥ 通所介護

現状と目的

在宅の要介護者等が、デイサービスセンター等に通い、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
利用人数(人/月)	1,252	1,258	1,284	1,310	1,337	1,364	1,622
利用回数(回/月)	15,452	15,004	15,605	16,231	16,881	17,558	18,230

今後の方向性

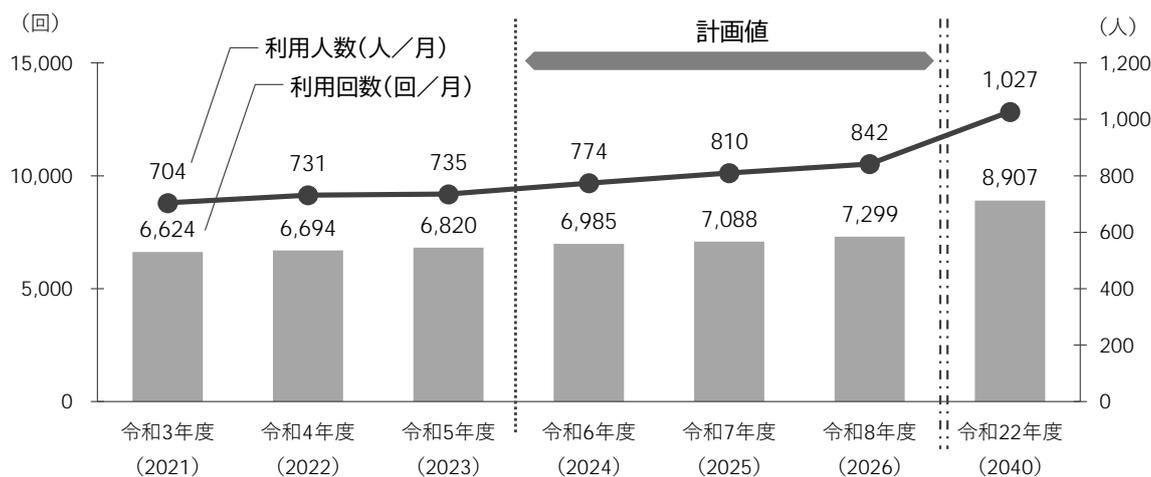
ほかの在宅サービスに比べて利用の多いサービスで、居宅サービスの中心となるサービスです。また、利用者の生きがいや楽しみにも関わるサービスであることから、今後多くの需要が見込まれることを踏まえ、計画値を算定しました。

具体的な施策 ⑦ 通所リハビリテーション

現状と目的

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設や病院、診療所等に通り、心身の機能回復のため理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	704	731	735	774	810	842	1,027
利用回数 (回/月)	6,624	6,694	6,820	6,985	7,088	7,299	8,907

今後の方向性

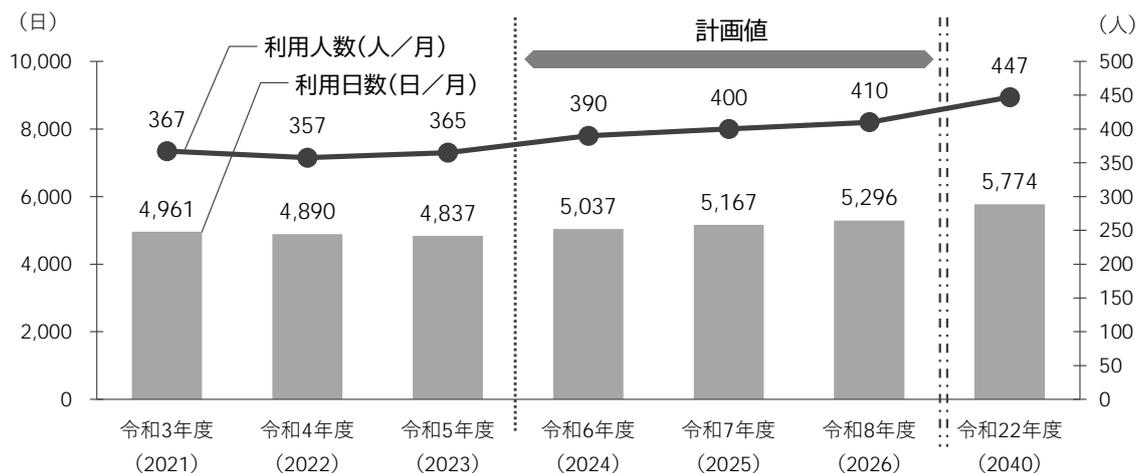
第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、在宅生活を継続することを重視する観点から、サービス提供量が引き続き増加傾向を維持することを見込み、今後の計画値を算定しました。

具体的な施策 ⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

現状と目的

在宅の要介護者等が、特別養護老人ホーム等に短期入所し、食事、入浴、排せつなどの介護及び日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
利用人数(人/月)	367	357	365	390	400	410	447
利用回数(回/月)	4,961	4,890	4,837	5,037	5,167	5,296	5,774

今後の方向性

第8期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、今後もサービス提供量が増加していくことが見込まれます。

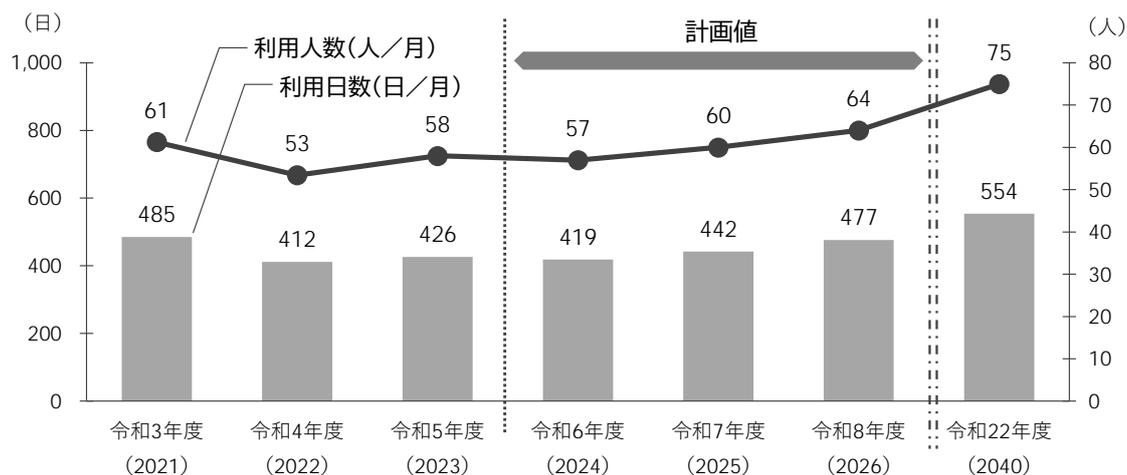
また、長期間の滞在者に対しては、短期入所生活介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

具体的な施策 ⑨ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

現状と目的

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
利用人数(人/月)	61	53	58	57	60	64	75
利用回数(回/月)	485	412	426	419	442	477	554

今後の方向性

第8期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、今後もサービス提供量が増加していくことが見込まれます。

具体的な施策 ⑩ 短期入所療養介護（病院等）

現状と目的

在宅の要介護者等が、介護療養型医療施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

今後の方向性

第8期計画期間中の実績において、利用されていない状況であるとともに、介護療養型医療施設は令和6（2024）年3月までに転換されることから、サービス提供量は見込んでいません。

具体的な施策 ⑪ 短期入所療養介護（介護医療院）

現状と目的

在宅の要介護者等が、介護医療院に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

今後の方向性

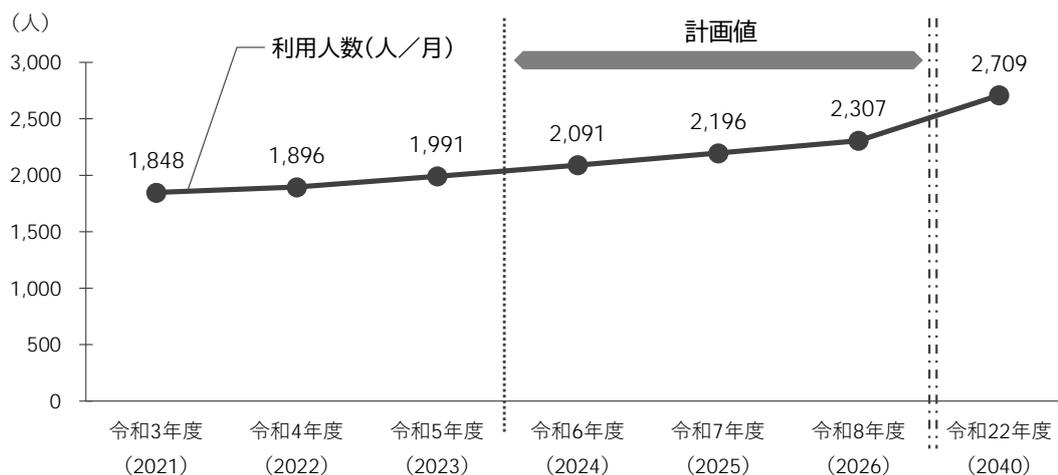
第8期計画期間中の実績において、利用されていない状況であることから、サービス提供量は見込んでいません。

具体的な施策 ⑫ 福祉用具貸与

現状と目的

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者が、日常生活上の便宜や機能回復訓練を目的とした福祉用具（車いすやベッド等）の貸与によって、在宅生活への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	1,848	1,896	1,991	2,091	2,196	2,307	2,709

今後の方向性

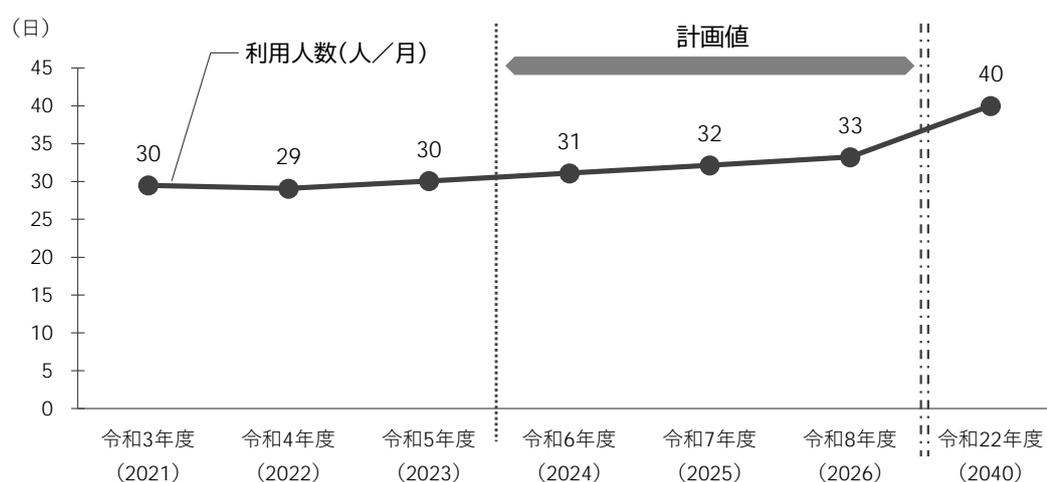
中重度者の在宅生活を継続するためのサービスとして重要であり、今後も利用が増える見込まれることから、適正なサービス利用を図っていきます。

具体的な施策 ⑬ 特定福祉用具購入

現状と目的

在宅の要介護者等へ、貸与になじまない入浴または排せつ等に用いる福祉用具の購入費用を支給し、日常生活の介護に利用することによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	30	29	30	31	32	33	40

今後の方向性

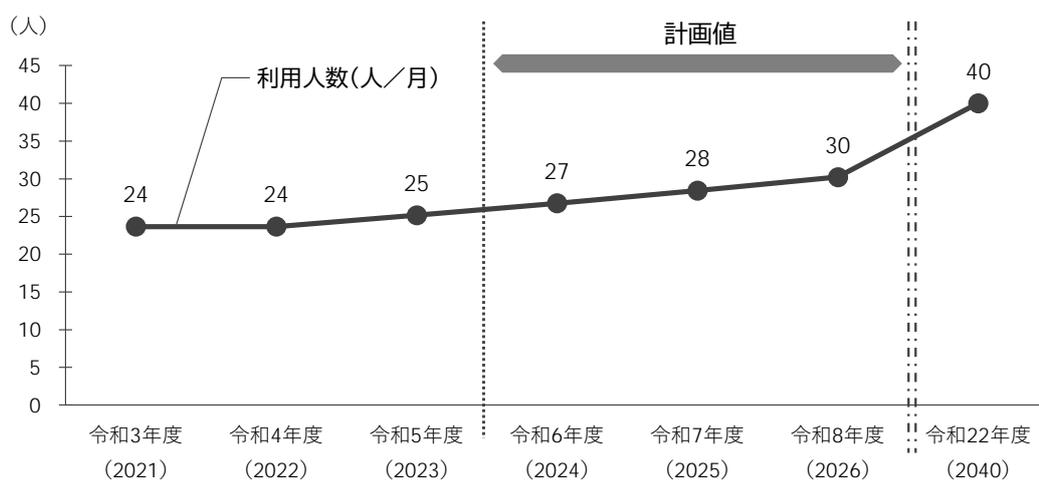
第8期計画期間中の実績は横ばいで推移していることから、今後も一定数の利用者が見込まれるため、利用状況の実績を基にサービス提供量を見込みました。

具体的な施策 ⑭ 居宅介護住宅改修

現状と目的

在宅の要介護者等が、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅介護住宅改修費を支給します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	24	24	25	27	28	30	40

今後の方向性

第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量は横ばいで推移するものと見込みました。

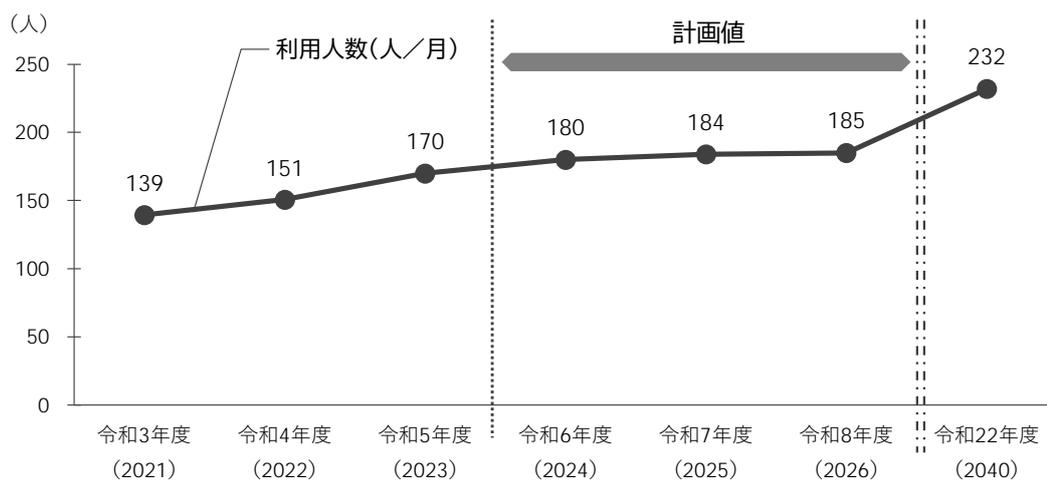
また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、介護支援専門員や施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な情報提供を行います。

具体的な施策 ⑮ 特定施設入居者生活介護

現状と目的

要介護者等が指定を受けた有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能回復訓練、療養上の世話を受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	139	151	170	180	184	185	232

今後の方向性

第8期計画期間中、増加傾向で推移しており、高齢者が増加していく中でこれからも増加が見込まれますが、サービス提供量は充足しており、現在の必要量を維持します。

施策(2) 地域密着型サービスの充実

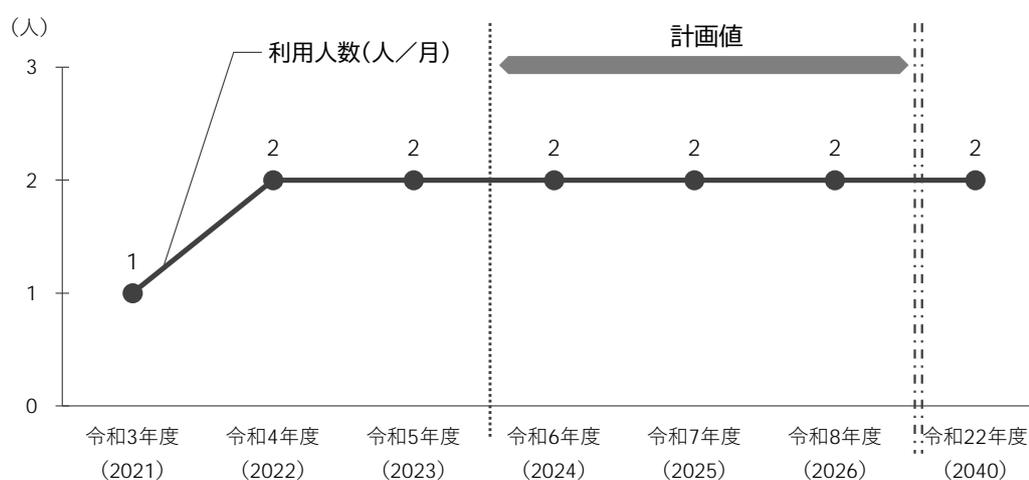
具体的な施策 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

現状と目的

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

市内に事業所が整備されていないため、計画はありませんでしたが、利用者はいました。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	1	2	2	2	2	2	2

今後の方向性

利用者数は多くありませんが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は利用者にとって負担が少ないサービスです。これから実施する事業所の確保やサービス内容の浸透により一定のニーズがあるものとし、横ばいの利用人数を見込みました。

具体的な施策 ② 夜間対応型訪問介護

現状と目的

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）等が夜間定期的に自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や掃除などの生活援助を行い、また、医療ニーズが高い高齢者にも対応する「夜間対応型訪問介護」については、厚生労働省の想定する事業規模が人口規模 20～30 万人で 300～400 人の利用者を見込んでいるものであるため、本市単独での整備は難しい状況です。

今後の方向性

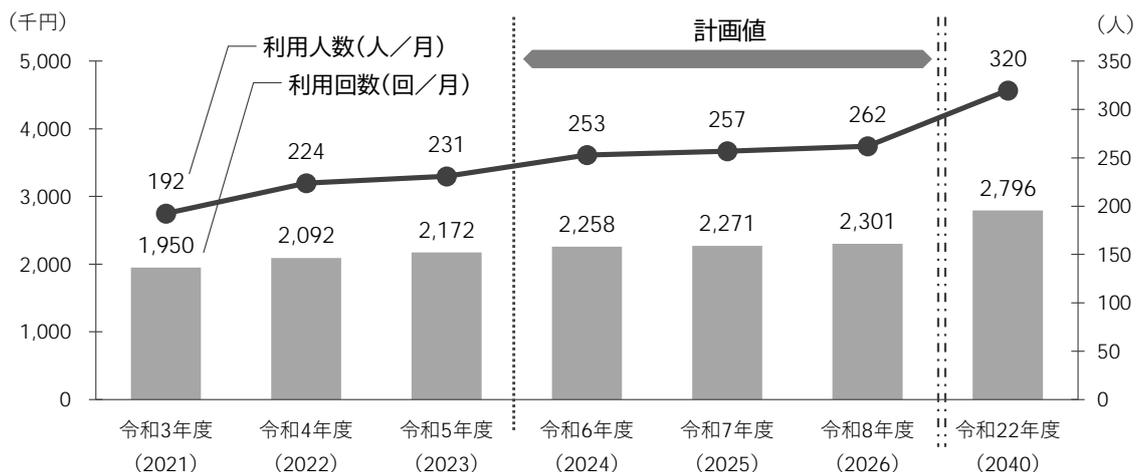
第 8 期計画期間中の実績において、利用されていない状況であることから、サービス提供量は見込んでいません。

具体的な施策 ③ 地域密着型通所介護

現状と目的

利用定員数が18人以下の小規模な通所事業所で、在宅の要介護者等が、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能回復訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
利用人数(人/月)	192	224	231	253	257	262	320
利用回数(回/月)	1,950	2,092	2,172	2,258	2,271	2,301	2,796

今後の方向性

要介護認定者の増加とともに、利用需要は増加することを見込み、今後の計画値を算定しました。

具体的な施策 ④ 認知症対応型通所介護

現状と目的

認知症の要介護者がデイサービスセンター等に通って食事、入浴、排せつなどの介護や機能回復訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

今後の方向性

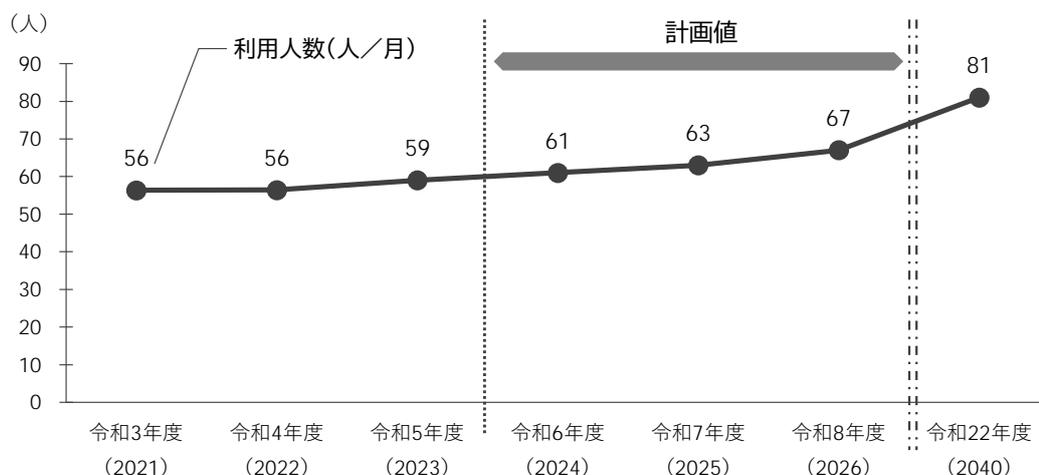
第8期計画期間中の実績において、利用されていない状況であることから、サービス提供量は見込んでいません。

具体的な施策 ⑤ 小規模多機能型居宅介護

現状と目的

在宅の要介護者等が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	56	56	59	61	63	67	81

今後の方向性

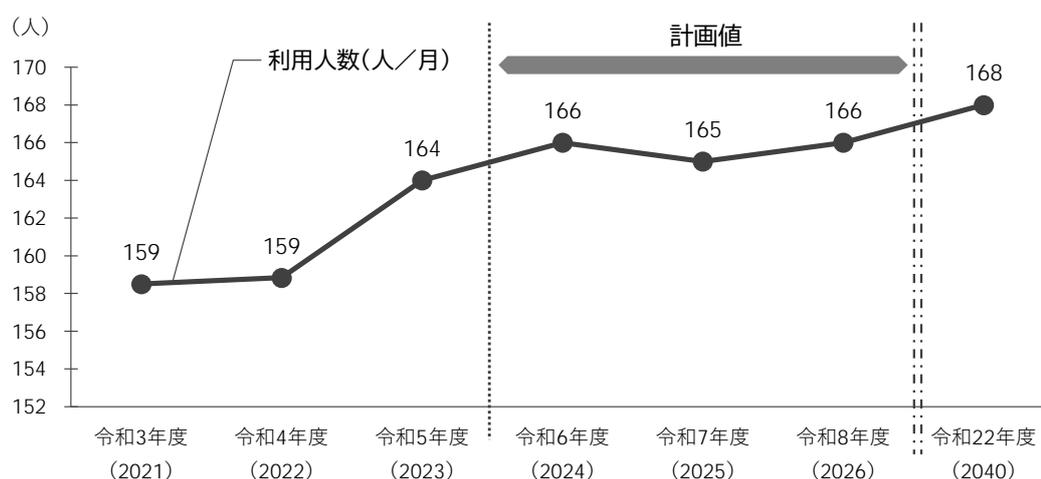
日常生活圏域のバランスを鑑み、第1地区においてのみ1施設までの新設を可とします。

具体的な施策 ⑥ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

現状と目的

認知症の要介護者等が、グループホームにおいて共同生活を行いながら、食事、入浴、排せつなどの介護や機能回復訓練を受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	159	159	164	166	165	166	168

今後の方向性

第8期計画期間中の実績に基づき、必要なサービス提供量を見込んでいます。また、現在、該当する施設は、すべての圏域にバランスよく配置されていることから、第9期計画期間中の増床は行いません。

具体的な施策 ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

現状と目的

特定施設入居者生活介護の指定を受けたもののうち、介護専用型（要介護者のみが入居できる）であって、定員 29 人以下の規模のものであり、食事、入浴、排せつなどの介護等を中心に行うサービスです。

本市には、現在、該当する施設がないことから、利用実績はありません。

今後の方向性

今後についても、施設の整備を見込まないことから、サービス提供量は見込んでいません。

具体的な施策 ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

現状と目的

一定規模以下（29 人以下）の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けることができます。

本市には、現在、該当する施設がないことから、利用実績はありません。

今後の方向性

今後についても、施設の整備を見込まないことから、サービス提供量は見込んでいません。

具体的な施策 ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

現状と目的

小規模多機能型居宅介護事業所と訪問看護などを組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊など、利用者に対し柔軟に提供するサービスです。第 5 期計画から要介護認定者を対象にサービスが始まっています。

本市には、現在、該当する施設がないことから、利用実績はありません。

今後の方向性

今後についても、施設の整備を見込まないことから、サービス提供量は見込んでいません。

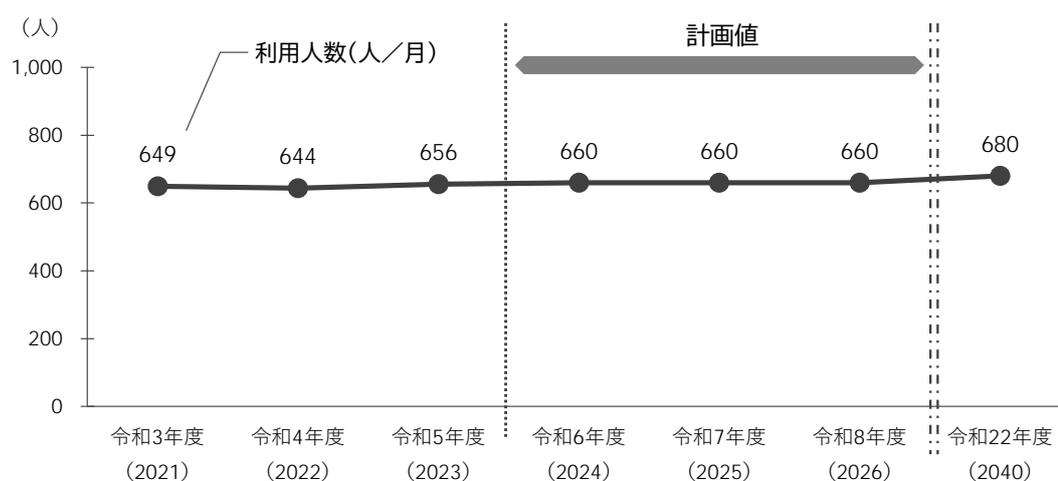
施策(3) 施設サービスの充実

具体的な施策 ① 介護老人福祉施設

現状と目的

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所します。
介護保険の施設サービス計画に基づく食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活の世話、機能回復訓練、健康管理などを受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	649	644	656	660	660	660	680

今後の方向性

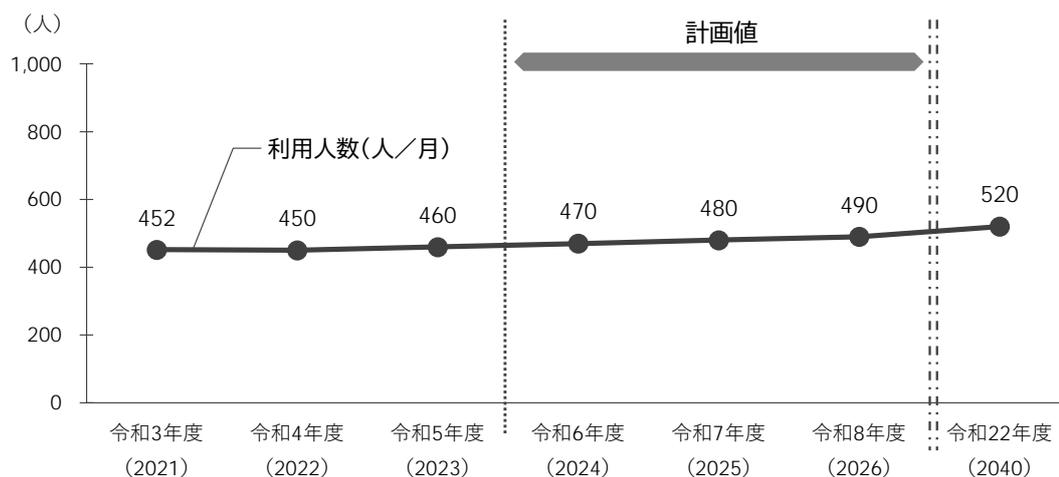
第8期計画期間中の実績に基づき、第9期計画期間における必要なサービス提供量を見込んでいます。また、第9期計画期間中の増床は行いません。

具体的な施策 ② 介護老人保健施設

現状と目的

症状が安定し、治療より看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。介護保険の施設サービスに基づく医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	452	450	460	470	480	490	520

今後の方向性

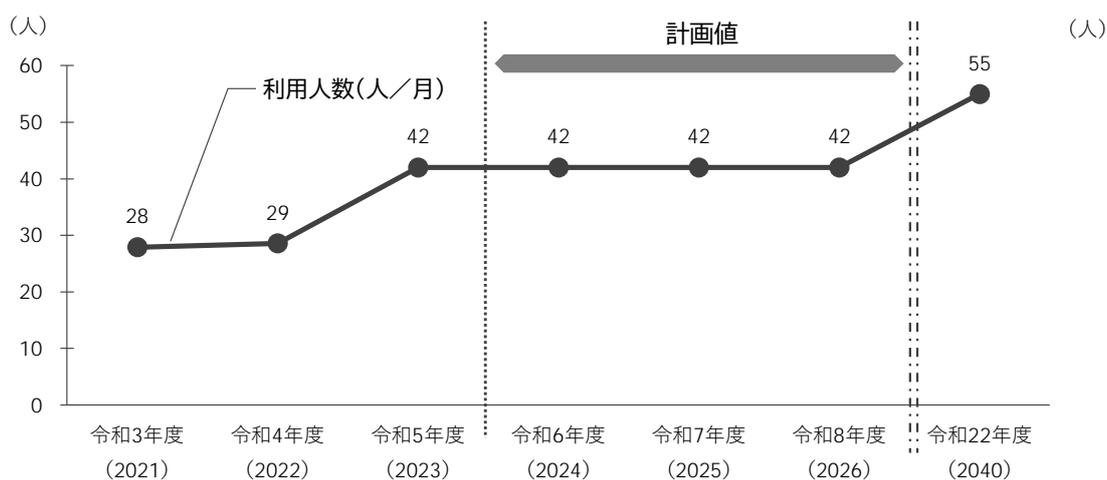
現在の開設状況に加え、市外施設の利用も増加していることを加味して、必要な提供量を見込んでいます。また、第9期計画期間中の増床は行いません。

具体的な施策 ③ 介護医療院

現状と目的

介護医療院は、医療と介護の連携を推進する観点から、日常的な医学管理や看取りターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備える施設です。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	28	29	42	42	42	42	55

今後の方向性

介護医療院は、令和6(2024)年3月までに介護療養型医療施設が介護医療院に順次転換することとされていることから、第9期計画期間中では転換後となる令和7(2025)年度から見込むこととしています。

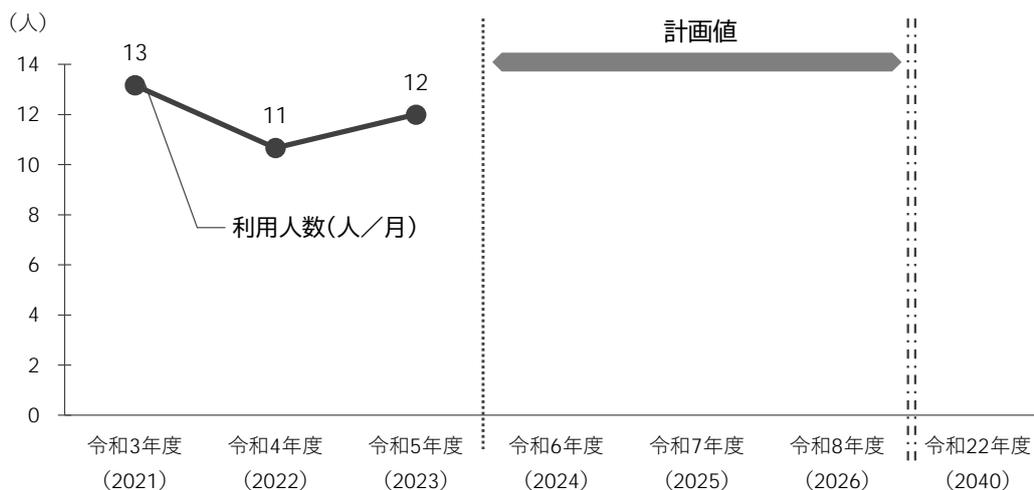
第8期計画期間中の実績に基づき、転換予定の市内施設について加味しながら、必要なサービス提供量を見込んでいます。また、第9期計画期間中の増床は行いません。

具体的な施策 ④ 介護療養型医療施設

現状と目的

急性期の治療が終わり、長期の治療を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。介護保険の施設サービス計画に基づく医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、その他の世話及び機能訓練などを受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	13	11	12				

今後の方向性

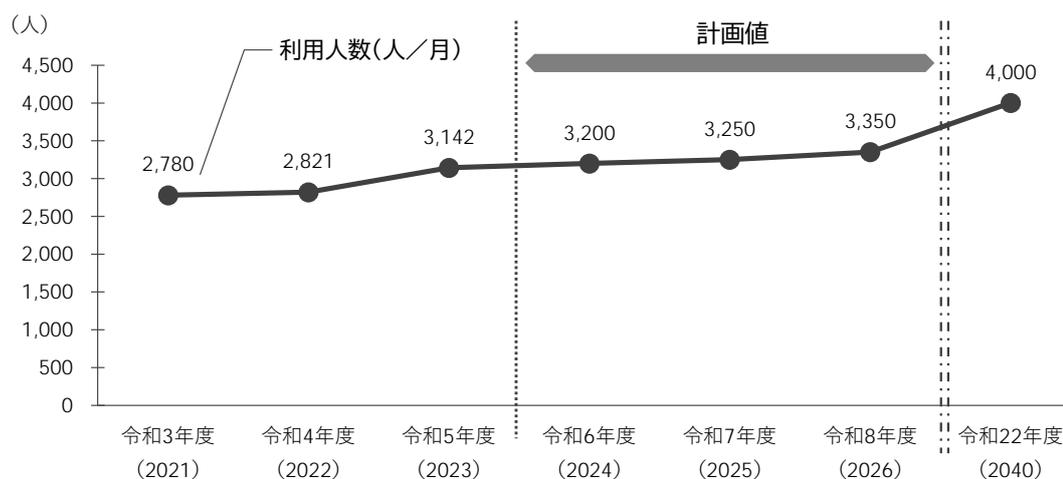
介護療養型医療施設は、平成 30 (2018) 年 3 月末が設置期限とされていましたが、経過措置期間が令和 6 (2024) 年 3 月までに延長され、この間に介護療養型医療施設は介護医療院に順次転換することとされています。市内の施設は転換予定のため、第 9 期計画期間以降のサービス提供量はありません。

施策(4) 居宅介護支援の充実

現状と目的

在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるよ
うに、要介護者等の依頼を受けた介護支援専門員が、心身の状況、環境、本人や家族の
希望等を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス事業者との連絡調整及び介護
保険施設等への紹介等を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	2,780	2,821	3,142	3,200	3,250	3,350	4,000

今後の方向性

要介護者の増加に伴い、提供量も増加するものと見込みました。

また、第8期計画に引き続き介護給付適正化事業を推進することにより、事業者への運営指導等を行い、適正な介護計画を作成できるよう介護支援専門員を対象にスキルアップを図るほか、適正な居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されるよう、ケアプランチェックを行っていきます。

基本施策2 介護予防給付サービスの充実

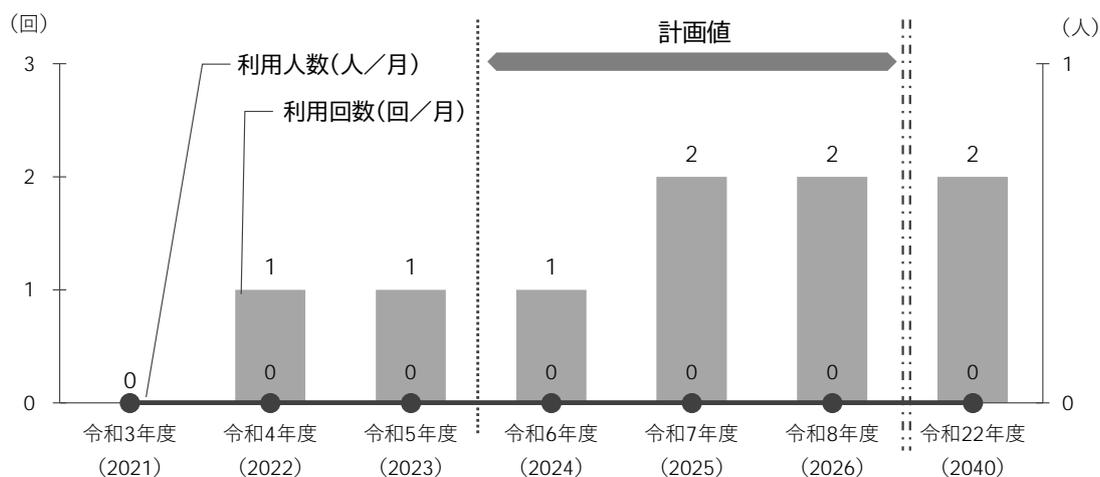
施策(1) 介護予防サービスの充実

具体的な施策 ① 介護予防訪問入浴介護

現状と目的

要支援者が感染症等の理由により、その他の方法で入浴できない場合は、要支援者の居宅に浴槽を持ち込んで入浴を行い、心身機能の維持・向上を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
利用回数 (回/月)	0	1	1	1	2	2	2

今後の方向性

1か月あたりの利用人数に換算すると0になりますが、年間でみると利用されています。

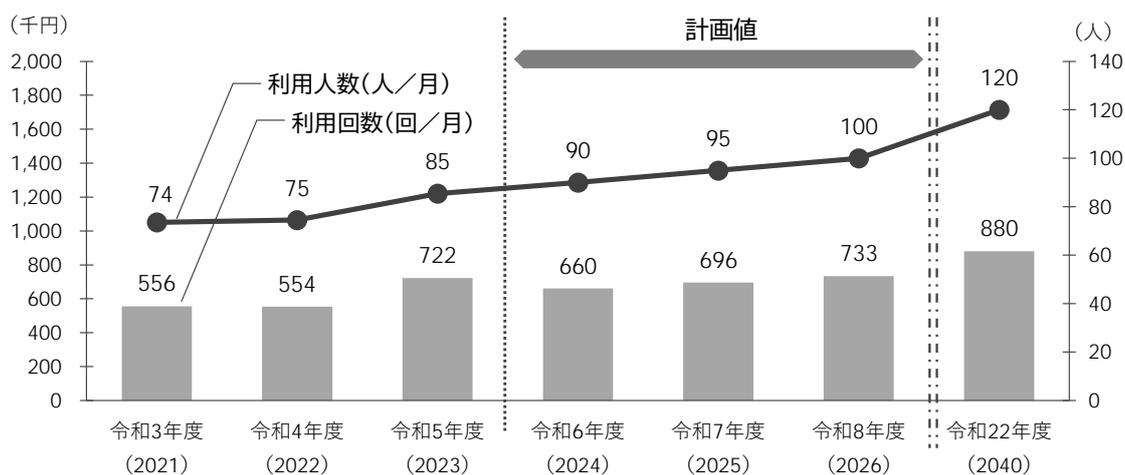
ひとり暮らしや高齢者世帯の増加によるサービス利用の可能性を考慮し、過去の実績を参考に今後の計画値を算定しました。

具体的な施策 ② 介護予防訪問看護

現状と目的

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者の自宅を訪問して、心身機能の低下を防ぐため、療養上の世話などを行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	74	75	85	90	95	100	120
利用回数 (回/月)	556	554	722	660	696	733	880

今後の方向性

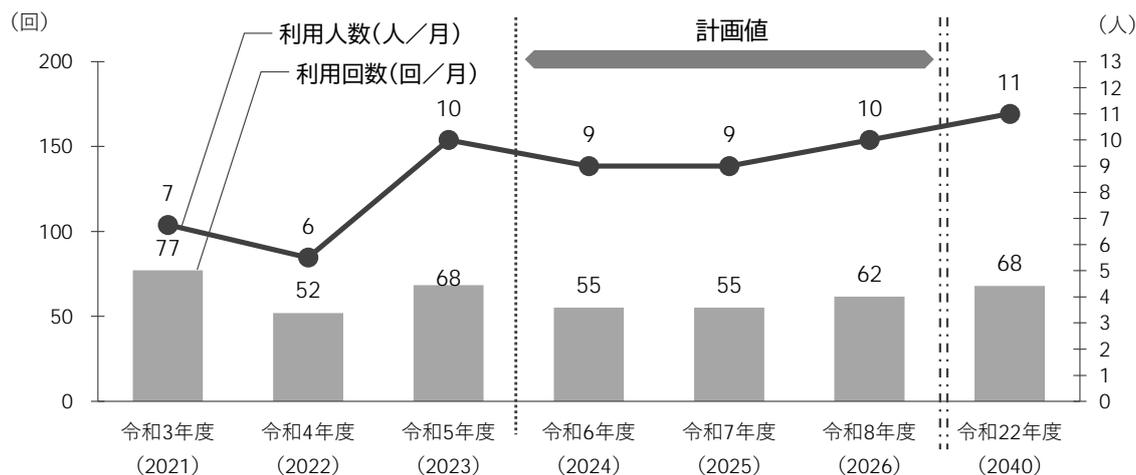
利用人数、利用回数ともに増加傾向にあります。今後も利用需要は増加する見込みを考慮し、今後の計画値を算定しました。

具体的な施策 ③ 介護予防訪問リハビリテーション

現状と目的

高齢者が要介護状態等になることを予防する目的で行われる、介護予防サービスで、自宅などに住む高齢者の元へ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	7	6	10	9	9	10	11
利用回数 (回/月)	77	52	68	55	55	62	68

今後の方向性

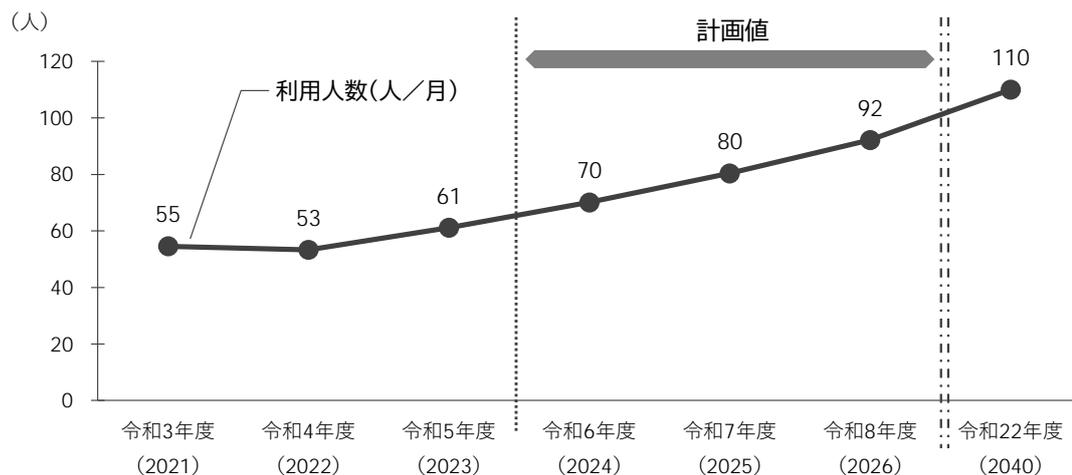
第8期計画期間中の実績を踏まえてサービス提供量は横ばいで推移する見込みとしました。心身機能を維持し、在宅生活を継続するうえで重要なサービスであり、必要量はおおむね提供できる見込みです。

具体的な施策 ④ 介護予防居宅療養管理指導

現状と目的

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などにより薬の飲み方、食事などの療養上の管理、指導を受けることによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	55	53	61	70	80	92	110

今後の方向性

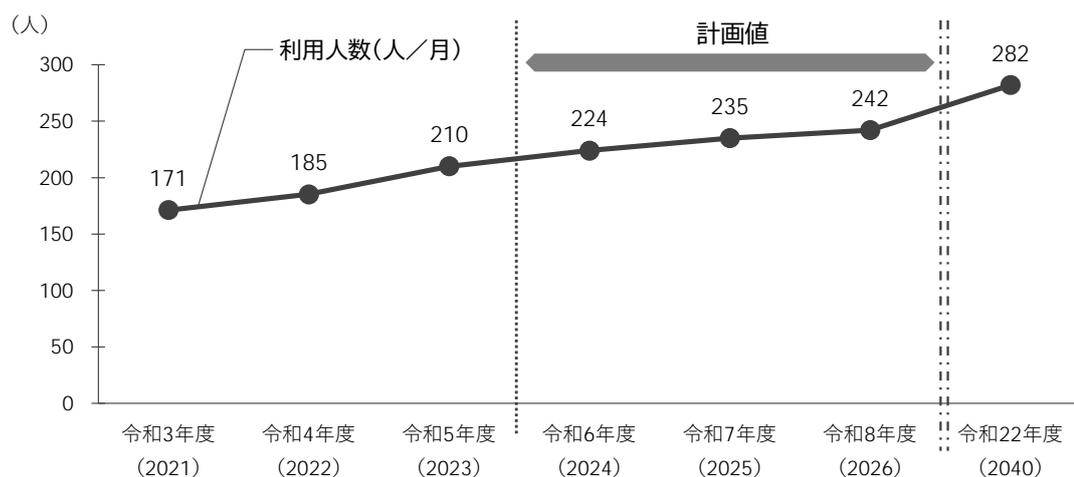
利用人数は増加傾向にあります。利用需要は増加する見込みを考慮し、今後の計画値を算定しました。

具体的な施策 ⑤ 介護予防通所リハビリテーション

現状と目的

要支援者が介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、当該施設において一定期間にわたり介護予防を目的とした理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けることによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	171	185	210	224	235	242	282

今後の方向性

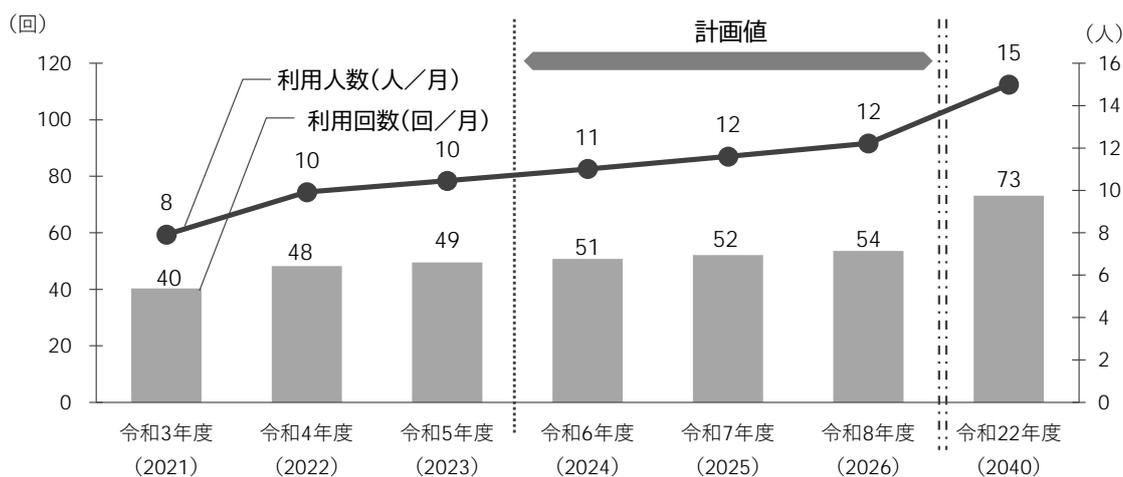
第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、介護予防を重視する観点から、サービス提供量が増加で推移するものと見込みました。

具体的な施策 ⑥ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

現状と目的

要支援者が特別養護老人ホーム等に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能回復訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
利用人数(人/月)	8	10	10	11	12	12	15
利用回数(回/月)	40	48	49	51	52	54	73

今後の方向性

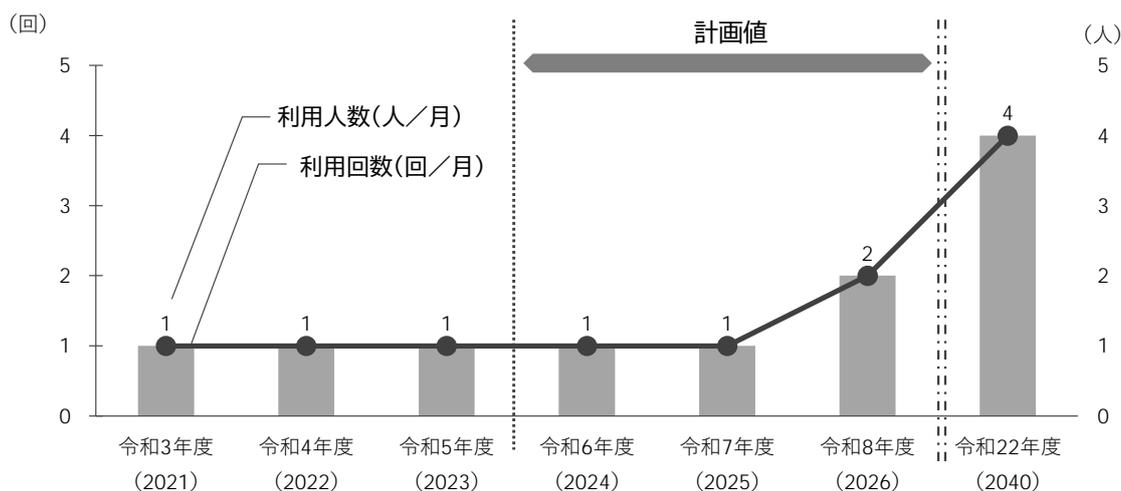
第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、介護予防を重視する観点から、サービス提供量が増加で推移するものと見込みました。

具体的な施策 ⑦ 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

現状と目的

要支援者が介護老人保健施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能回復訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	2	4
利用回数 (回/月)	1	1	1	1	1	2	4

今後の方向性

第8期計画期間中の実績は一定に推移していることから、今後も一定数の利用者が見込まれるため利用状況の実績を参考にサービス提供量を見込みました。

具体的な施策 ⑧ 介護予防短期入所療養介護（病院等）

現状と目的

要支援者が介護療養型医療施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能回復訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

今後の方向性

第8期計画期間中の実績において、利用されていない状況であるとともに、介護療養型医療施設は令和6（2024）年3月までに転換されることから、サービス提供量は見込んでいません。

具体的な施策 ⑨ 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)

現状と目的

要支援者が介護医療院に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

今後の方向性

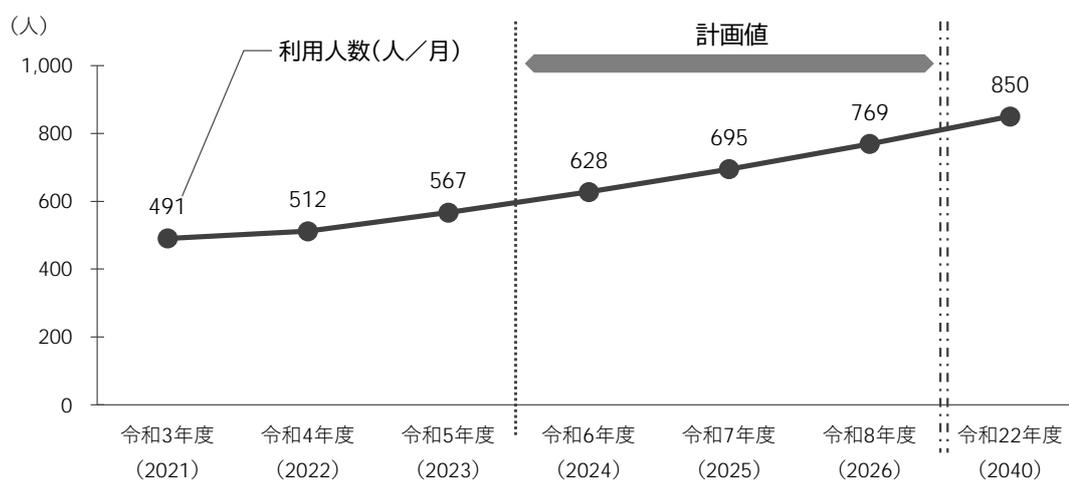
第8期計画期間中の実績において、利用されていないことから、サービス提供量は見込んでいません。

具体的な施策 ⑩ 介護予防福祉用具貸与

現状と目的

要支援者が、介護予防に資する福祉用具の貸与を受け、これを利用することによって介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	491	512	567	628	695	769	850

今後の方向性

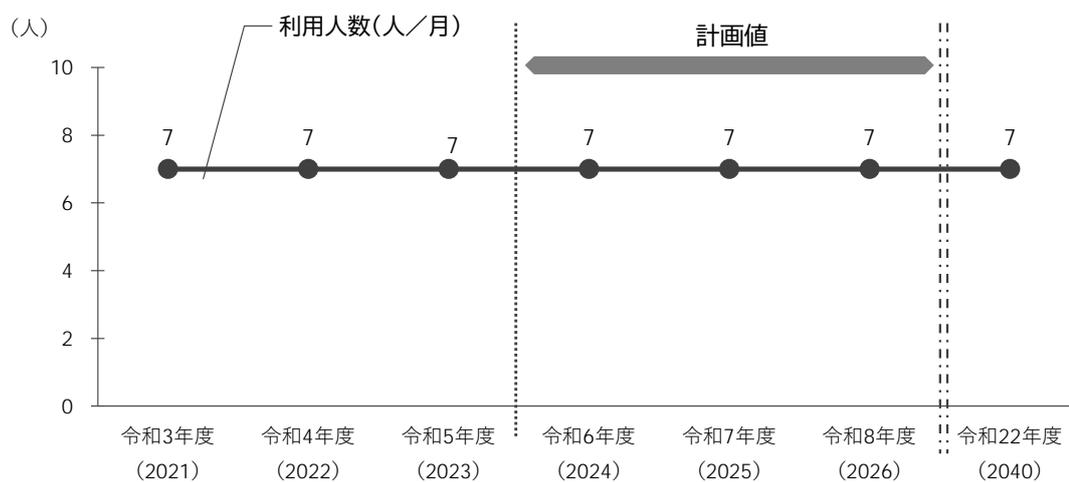
第8期計画期間中の実績は伸びており、また、今後も利用が増える見込まれることから、適正なサービス利用を図っていきます。

具体的な施策 ⑪ 特定介護予防福祉用具購入費

現状と目的

要支援者の心身機能の状態を踏まえ、介護予防に資する入浴または排せつ等に用いる福祉用具の費用を支給します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	7	7	7	7	7	7	7

今後の方向性

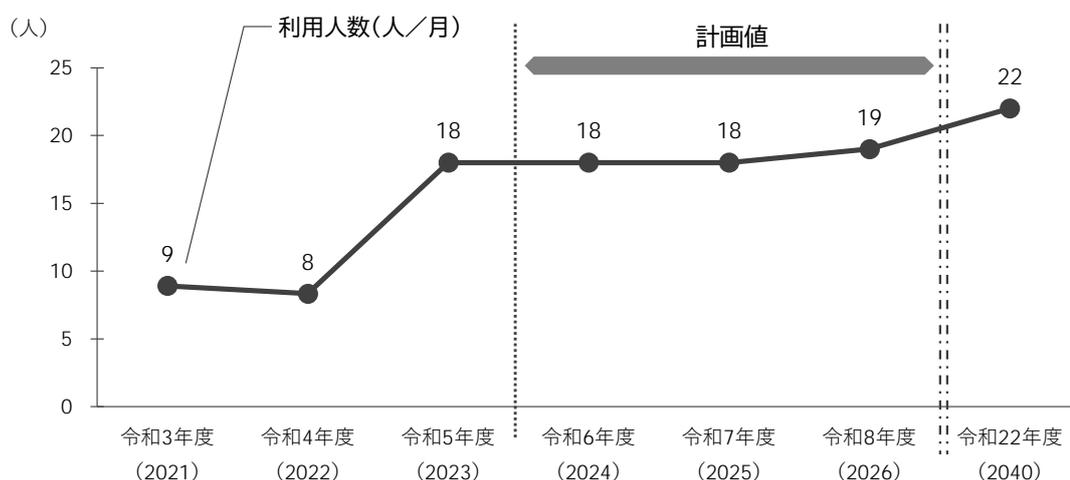
第8期計画期間中の実績は横ばいで推移していることから、今後も一定数の利用者が見込まれるため、利用状況の実績を基にサービス提供量を見込みました。

具体的な施策 ⑫ 介護予防住宅改修

現状と目的

在宅の要支援者が、手すりや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅支援住宅改修費を支給します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	9	8	18	18	18	19	22

今後の方向性

第8期計画期間中の実績を踏まえてサービス提供量を見込みました。

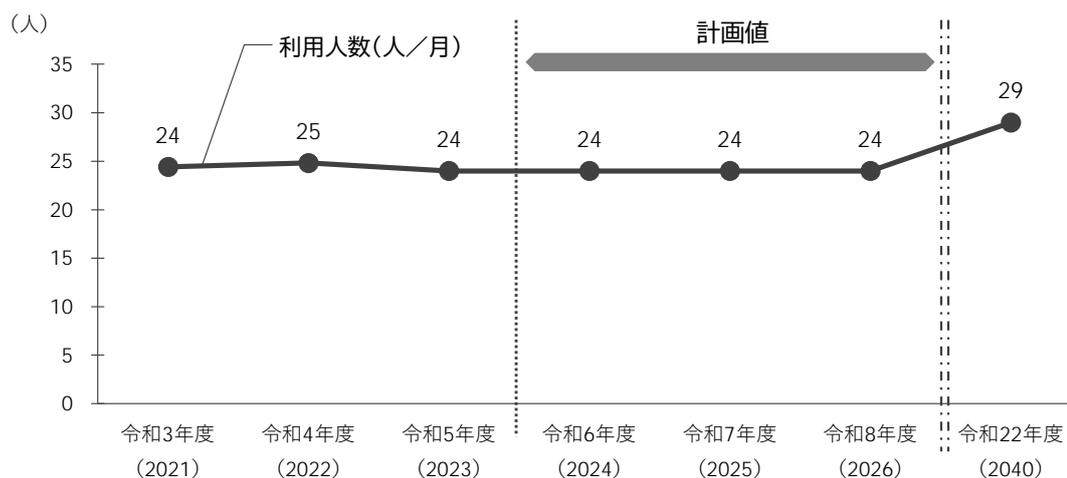
また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な情報提供を行います。

具体的な施策 ⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護

現状と目的

有料老人ホームや軽費老人ホームなど特定施設に入居している要支援者が、期間を区切って集中的に日常生活を想定しながら、心身機能の低下を防ぐことを目的とし、運動器の機能向上などの機能回復訓練を中心に行うことによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	24	25	24	24	24	24	29

今後の方向性

第8期計画期間中は横ばいで推移しており、サービス提供量は充足していることから、現在の必要を継続します。サービスの性質上、月により利用者数の変動のあるサービスですが、今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努め、適正なサービス提供量の確保を図ります。

施策(2) 地域密着型介護予防サービスの充実

具体的な施策 ① 介護予防認知症対応型通所介護

現状と目的

通所施設において、軽度の認知症にある方であって、日常生活を想定しながら、短期集中的に、心身機能の低下を防ぐために運動器の機能向上などの機能回復訓練を中心に行います。

今後の方向性

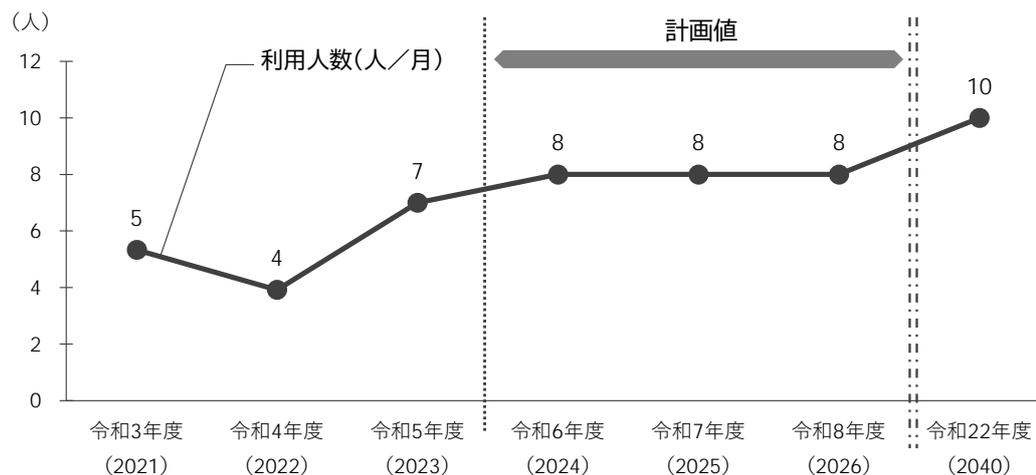
第8期計画期間中にも利用者はいないことから、今後も利用者は見込んでいません。

具体的な施策 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護

現状と目的

要支援者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、入浴・排せつ・食事等の介護のほか、運動器の機能向上等の機能回復訓練を行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	5	4	7	8	8	8	10

今後の方向性

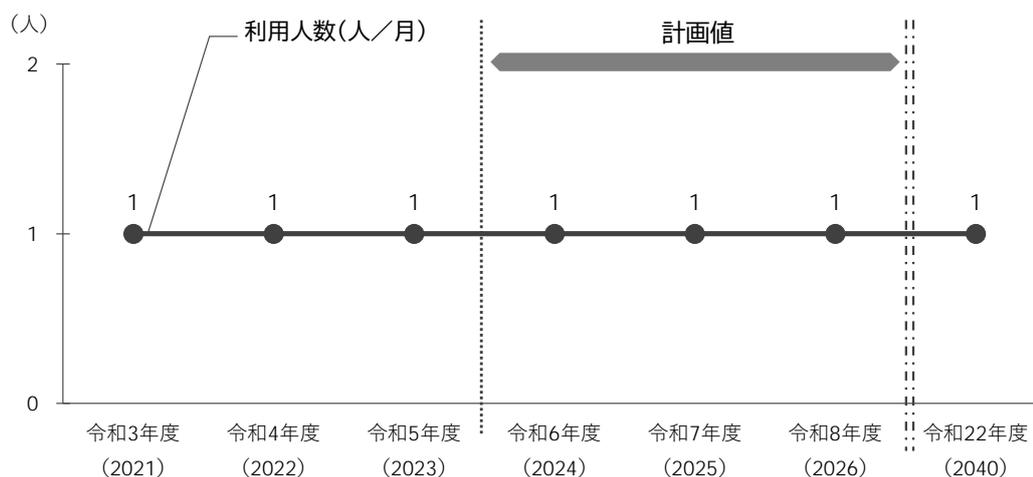
日常生活圏域のバランスを鑑み、第1地区においてのみ1施設までの新設を可とします。

具体的な施策 ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

現状と目的

軽度の認知症の方が、共同で生活できる場で、食事や入浴などの介護や支援、機能回復訓練が受けられます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1	1

今後の方向性

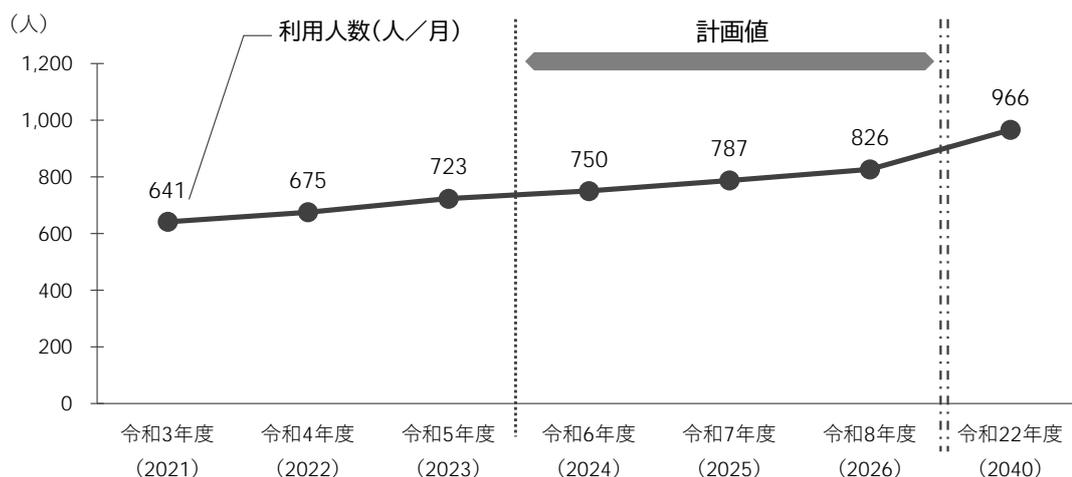
第8期計画期間中の実績に基づき、必要なサービス提供量を見込んでいます。また、現在、該当する施設は、すべての圏域にバランスよく配置されていることから、第9期計画期間中での増床は行いません。

施策(3) 介護予防支援の充実

現状と目的

要支援者が、予防給付サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が中心となって、介護予防サービス計画の作成や、介護予防サービス事業者との調整などを行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
利用者数 (人/月)	641	675	723	750	787	826	966

今後の方向性

要支援者の伸びに合わせて、提供量も推移すると見込みました。

なお、要支援者の状態を適切に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントが行われるよう、計画作成者のスキルアップを図っていきます。

基本施策3 介護サービスの適切な提供

施策(1) 介護給付適正化の推進

高齢化の進展に伴う介護サービス利用者の増加等により、介護給付費が増加する中で、適切なサービスの確保と費用の効率化を図ることが重要な課題となっています。

そのため、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要とするサービスを過不足なく、また、適切に提供するために介護給付の適正化の取組が求められています。

介護給付費等費用適正化にかかる主要3事業と事業所の指導を中心に介護サービスの適正な提供と質の向上に努めます。

具体的な施策 ① 要介護認定の適正化

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
現状と目的		認定調査員全員が、同じ判断基準の解釈で認定調査を実施するために、認定調査員相互で調査内容の確認を行うほか、市職員が再点検し適正化を推進します。また、定期的な研修や意見交換会を実施し、認定調査の平準化を図ります。			
項目	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和22年度 (長期計画値)
要介護認定調査の実施	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自己研修の実施	随時	随時	随時	随時	随時
審査員連絡会 における 情報交換と情報提供	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施

具体的な施策 ② ケアプランの点検

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
現状と目的		<p>【ケアプラン点検】 介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、事業者に資料提出を求めまたは訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、過不足のないサービスが適切に提供されるよう促すとともに、利用者に適したサービスが確保されるよう指導します。</p> <p>【住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査】 住宅改修工事の着工前に、工事見積書の点検や利用者の身体及び介護状況の実態を確認し、不適切または利用者の状態にそぐわない不要な改修が行われないよう審査します。</p> <p>また、福祉用具購入・貸与者に対し、福祉用具の利用状況を点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を防ぐとともに、利用者の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用を進めます。</p> <p>いずれも市職員が一定数の利用者宅を訪問し、施行状況・利用状況を確認します。</p>			

項目	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和22年度 (長期計画値)
ケアプランチェックの実施件数(件)	20	20	20	20	20
住宅改修の点検(件)	10	10	10	10	10
福祉用具購入・貸与調査(件)	10	10	10	10	10
国民健康保険団体連合会のデータを活用した点検の実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施

具体的な施策 ③ 縦覧点検・医療情報との突合

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
現状と目的		<p>縦覧点検・医療情報との突合点検については、茨城県国民健康保険団体連合会に支援処理業務を委託しています。この業務委託による審査を実施した結果に基づいて、保険者及び事業者が請求誤り等のデータについて必要に応じて過誤・再請求を行うことで、給付の適正化を図ります。</p>			

項目	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和22年度 (長期計画値)
縦覧点検・医療情報との突合	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

施策(2) 介護サービス事業者の質の確保・向上

具体的な施策 ① 事業所の指導監督

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
現状と目的		介護保険事業の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定したうえで、利用者が真に必要とするサービスを、介護サービス事業者がルールに従って適切に提供することが重要です。			
今後の方向性		地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所が運営基準等を遵守して適正に運営されているかについては、「古河市介護サービス事業者等指導要綱」及び「古河市介護サービス事業者等監査要綱」に基づき、6年に1回以上実地指導を行います。 あわせて、集団指導を行うことにより、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正内容、過去の指導事例等について講習等を行い適切な事業所運営の推進を図ります。			

具体的な施策 ② 介護サービス事業所との連携強化

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
現状と目的		地域密着型サービス事業所運営推進会議における支援を通し、事業所との連携強化を図り、介護の現場で起きる様々な課題への対応、事業所のサービスの質の向上を支援していきます。			
項目	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和22年度 (長期計画値)
運営推進会議 参加事業所数 (事業所)	29	29	30	30	30

具体的な施策 ③ 制度の普及啓発

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
現状と目的		介護保険制度の改正によりサービス内容等が変更された場合には、介護サービス事業所や介護支援専門員等に対して研修会や集団指導を通して、周知と事務手続の円滑化に努めます。			

施策(3) 介護人材の確保

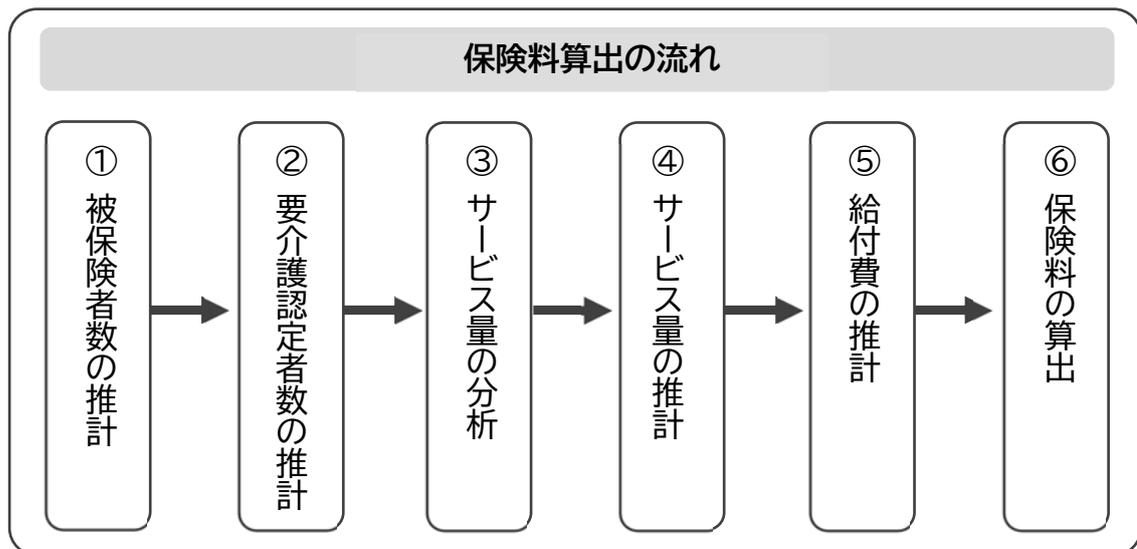
具体的な施策 ①

方針	継続	主担当課	高齢介護課	関係課	—
現状と目的		<p>介護事業所の慢性的な人員不足は、本市においても例外ではなく、特に事業所運営にあたり配置が必要な介護職員や看護職員、及び理学療法士等の専門職、夜勤者の確保が課題となっています。</p>			
今後の方向性		<p>介護事業者や県、関係機関・団体と連携を図るとともに、集団指導や運営指導を通して職員の待遇を改善するため、処遇改善加算等の取得の促進を図り、市内事業所の人材の確保に努めます。</p> <p>また、事業所職員を対象とする研修の実施などを通して資質の向上等の支援に努めます。</p> <p>さらに、今後は教育機関との連携を図り、児童・生徒に介護の仕事を身近に感じられる機会の確保を検討します。</p>			

第2章 介護保険事業費の見込み

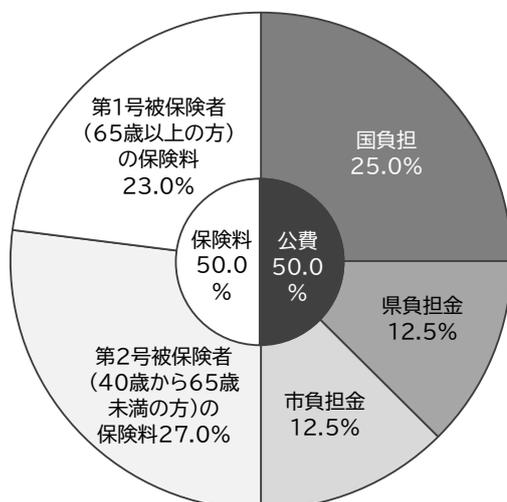
第1節 保険料算定の流れ

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料については、次のような流れで算定されます。



第2節 介護保険料の負担割合

介護保険サービスに要する経費のうち、国が25.0%、県が12.5%、市が12.5%と、全体の半分を公費で負担します。残りの半分のうち、23.0%を第1号被保険者（65歳以上の方）が負担し、27.0%は社会保険診療報酬支払基金を通じて納入される第2号被保険者（40歳から64歳の方）の保険料を充てます。



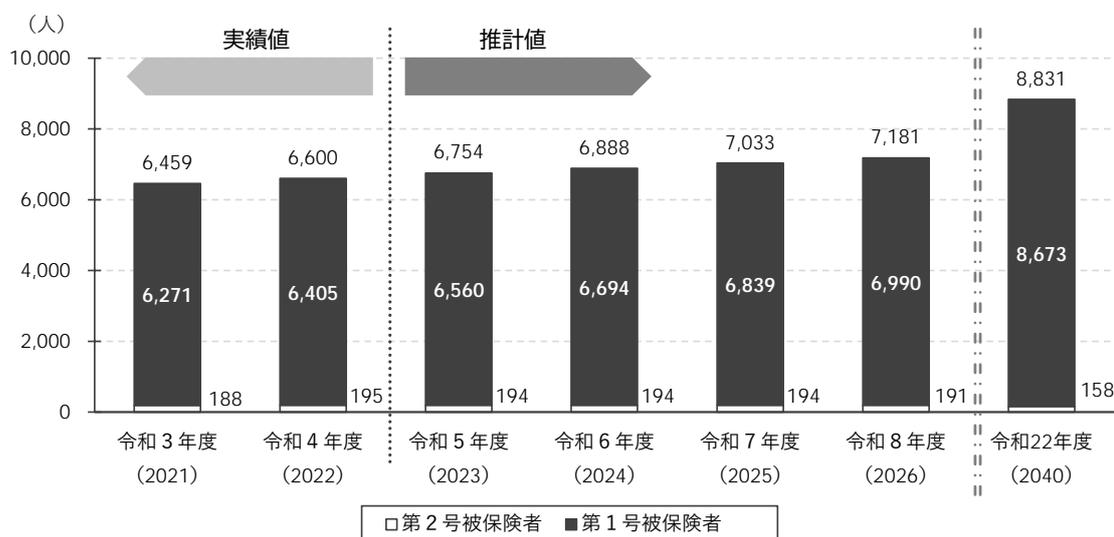
※第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、計画ごとに全国ベースの人口比率で定められます。

第3節 認定者数の実績と将来推計

古河市の認定者数は令和5（2023）年度において、第1号被保険者（65歳以上の方）が6,560人、第2号被保険者（40歳から64歳の方）が194人、合計6,754人になっています。令和3（2021）年度と比較すると、この2年間で295人増加しています。

これまでの認定者の実績から、将来の認定者数を推計すると、第9期計画期間の令和6（2024）年度には、第1号被保険者が6,694人、令和7（2025）年度には6,839人、令和8（2026）年度には、6,990人、また、令和22（2040）年度には8,673人になると推計されます。

■認定者数の推計



	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
第1号被保険者	6,271人	6,405人	6,560人	6,694人	6,839人	6,990人	8,673人
第2号被保険者	188人	195人	194人	194人	194人	191人	158人
合計	6,459人	6,600人	6,754人	6,888人	7,033人	7,181人	8,831人

資料：「見える化」システムより

第4節 介護保険給付費の実績と推計

■介護サービス給付費の実績

(単位：千円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	第8期計画 給付実績額
(1)居宅サービス				
訪問介護	496,104	517,452	532,205	1,545,761
訪問入浴介護	40,803	36,218	40,552	117,574
訪問看護	166,151	185,657	216,025	567,833
訪問リハビリテーション	32,219	34,817	37,898	104,933
居宅療養管理指導	108,255	116,339	131,197	355,791
通所介護	1,400,536	1,367,660	1,383,136	4,151,333
通所リハビリテーション	697,768	700,253	708,876	2,106,896
短期入所生活介護	490,539	483,368	490,407	1,464,314
短期入所療養介護(老健)	67,060	56,421	55,929	179,410
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	311,310	325,366	343,013	979,689
特定福祉用具購入費	10,209	10,548	14,552	35,309
住宅改修費	30,693	29,432	25,151	85,276
特定施設入居者生活介護	317,226	338,902	352,975	1,009,104
小計	4,168,873	4,202,433	4,331,916	12,703,223
(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,708	2,742	1,819	6,268
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	163,755	173,063	172,023	508,842
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	124,345	124,379	137,293	386,016
認知症対応型共同生活介護	472,093	477,959	502,572	1,452,624
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
小計	761,901	778,143	813,706	2,353,751
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	2,064,027	2,062,000	2,108,086	6,234,113
介護老人保健施設	1,529,544	1,534,797	1,521,006	4,585,347
介護医療院	116,421	121,899	126,669	364,989
介護療養型医療施設	38,009	29,314	41,088	108,411
小計	3,748,001	3,748,010	3,796,849	11,292,860
(4)居宅介護支援	476,637	495,477	500,491	1,472,604
合計 介護サービスの総給付費(I)	9,155,412	9,224,064	9,442,962	27,822,439

※令和5年度(2023)は見込値

※千円単位のため四捨五入の関係で小計及び合計が合わない箇所があります。

■介護予防サービス給付費の実績

(単位：千円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	第8期計画 給付実績額
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	27	89	83	199
介護予防訪問看護	24,053	25,083	23,190	72,326
介護予防訪問リハビリテーション	2,544	1,780	3,290	7,614
介護予防在宅療養管理指導	6,750	6,572	8,134	21,456
介護予防通所リハビリテーション	75,146	80,775	94,144	250,065
介護予防短期入所生活介護	3,224	3,938	2,321	9,482
介護予防短期入所療養介護(老健)	63	141	113	317
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	43,659	47,687	51,584	142,930
特定介護予防福祉用具購入費	2,235	1,958	1,574	5,767
介護予防住宅改修	11,864	12,354	16,170	40,388
介護予防特定施設入居者生活介護	22,151	21,859	21,360	65,369
小計	191,715	202,236	221,965	615,915
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,172	2,780	5,090	12,042
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,341	3,487	3,194	9,022
小計	6,513	6,267	8,285	21,064
(3) 介護予防支援	36,734	38,885	42,180	117,798
合計 介護予防サービス給付費(Ⅱ)	234,961	247,387	272,429	754,778

※令和5年度(2023)は見込値

※千円単位のため四捨五入の関係で小計及び合計が合わない箇所があります。

■総給付費(介護サービス給付費+介護予防サービス給付費)の実績

(単位：千円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	第8期計画 給付実績額
総給付費	9,390,374	9,471,451	9,715,392	28,577,216
伸び率	-	0.9%	2.6%	

■介護サービス給付費の推計

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	572,680	593,215	617,383	727,147
訪問入浴介護	38,781	41,741	43,847	49,639
訪問看護	236,076	265,640	298,883	336,283
訪問リハビリテーション	41,059	42,103	43,271	52,072
居宅療養管理指導	151,024	166,318	183,088	207,897
通所介護	1,396,417	1,401,694	1,434,075	1,705,451
通所リハビリテーション	744,916	759,531	782,530	950,651
短期入所生活介護	556,208	571,667	584,822	639,709
短期入所療養介護(老健)	61,258	64,811	70,047	81,066
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	364,993	383,686	402,678	472,789
特定福祉用具購入費	13,306	14,171	14,608	17,183
住宅改修費	35,912	37,345	41,306	53,224
特定施設入居者生活介護	401,867	412,119	414,795	521,112
小計	4,614,497	4,754,041	4,931,333	5,814,223
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	922	923	923	923
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	189,043	192,078	195,683	235,668
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	148,267	153,314	163,121	195,412
認知症対応型共同生活介護	509,585	510,230	510,230	522,491
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
小計	847,817	856,545	869,957	954,494
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	2,182,441	2,185,203	2,185,203	2,290,931
介護老人保健施設	1,658,142	1,695,173	1,734,167	1,840,016
介護医療院	196,594	196,842	196,842	251,850
介護療養型医療施設				
小計	4,037,177	4,077,218	4,116,212	4,382,797
(4) 居宅介護支援	564,947	572,862	594,208	709,462
合計 介護サービスの総給付費(I)	10,064,438	10,260,666	10,511,710	11,860,976

※千円単位のため四捨五入の関係で小計及び合計が合わない箇所があります。

■介護予防サービス給付費の推計

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	95	191	191	191
介護予防訪問看護	27,869	29,774	31,070	37,254
介護予防訪問リハビリテーション	2,002	2,004	2,234	2,463
介護予防居宅療養管理指導	9,312	10,790	12,255	14,785
介護予防通所リハビリテーション	100,777	106,746	110,463	129,266
介護予防短期入所生活介護	4,237	4,834	5,361	10,721
介護予防短期入所療養介護(老健)	636	637	1,274	2,549
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	60,320	66,757	73,955	81,643
特定介護予防福祉用具購入費	2,207	2,207	2,207	2,207
介護予防住宅改修	24,367	24,367	25,696	29,757
介護予防特定施設入居者生活介護	21,661	21,689	21,689	26,166
小計	253,483	269,996	286,395	337,002
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,971	4,977	4,977	6,547
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,239	3,243	3,243	3,243
小計	8,210	8,220	8,220	9,790
(3)介護予防支援	44,182	46,417	48,715	56,969
合計 介護予防サービス給付費(Ⅱ)	305,875	324,633	343,330	403,761

※千円単位のため四捨五入の関係で小計及び合計が合わない箇所があります。

■総給付費（介護サービス給付費＋介護予防サービス給付費）の推計

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総給付費	10,370,313	10,585,299	10,855,040	12,264,737
伸び率	-	2.1%	2.5%	-

第5節 標準給付費の推計

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料が加算され、第9期計画の標準給付費は、令和6(2024)年度には約110億6,600万円、令和7(2025)年度には約112億9,700万円、令和8(2026)年度には約115億8,200万円、また、令和22(2040)年度には約131億4,500万円と推計されます。

■標準給付費の推計

(単位：円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計	令和22年度 (2040)
介護給付費(Ⅰ)	10,064,438,000	10,260,666,000	10,511,710,000	30,836,814,000	11,860,976,000
介護予防給付費(Ⅱ)	305,875	324,633	343,330	973,838,000	403,761
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)・・・①	10,370,313,000	10,585,299,000	10,855,040,000	31,810,652,000	12,264,737,000
特定入所者介護サービス費等・・・②	393,206,438	401,991,933	410,451,310	1,205,649,681	497,106,505
高額介護サービス費等・・・③※	248,008,944	253,609,413	258,946,281	760,564,638	312,725,296
高額医療合算介護サービス費等・・・④ ※	45,779,912	46,743,630	47,727,286	140,250,828	58,693,729
算定対象審査支払手数料・・・⑤※	9,559,071	9,760,281	9,965,709	29,285,061	12,255,513
標準給付費・・・①+②+③+④+⑤	11,066,867,365	11,297,404,257	11,582,130,586	33,946,402,208	13,145,518,043

※③高額介護サービス費：

介護保険サービスを利用したときの利用者負担の上限額を、世帯の所得状況に応じ定め、それを超えた額を、利用者の申請により給付します。

※④高額医療合算介護サービス費：

医療保険と介護保険に対する自己負担額が、両保険制度の限度額（高額療養費、高額介護サービス費）を適用後、世帯合算で1年間の自己負担合計額が一定の上限を超えた場合、超えた分の額を、利用者の申請により両保険制度での自己負担割合に応じ案分し給付します。

※⑤算定対象審査支払手数料：

市町村と都道府県国民健康保険団体連合会との契約により定められる介護サービス利用料の審査に係る費用に対する手数料のことです。

第6節 保険料の算出

各推計結果より、厚生労働省「見える化システム」で第9期の第1号被保険者の保険料基準額を算出すると、年額 68,493 円、月額 5,708 円となります。

■保険料の算出

	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計	令和22年度 (2040)
第1号被保険者数	人	41,770	41,960	42,165	125,895	45,321
前期高齢者(65~74歳)	人	19,469	18,782	18,180	56,431	19,502
後期高齢者(75歳以上)	人	22,301	23,178	23,985	69,464	25,819
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	人	42,047	42,238	42,444	126,730	45,621
標準給付費見込額(A)	円	11,066,867,365	11,297,404,257	11,582,130,586	33,946,402,208	13,145,518,043
地域支援事業費 (B)=(ア)+(イ)+(ウ)	円	462,534,680	467,833,671	473,284,132	1,403,652,483	521,341,610
介護予防・日常生活支援総合事業費(ア)	円	216,983,680	222,282,671	227,733,132	666,999,483	256,882,431
包括的支援事業・任意事業費(イ)	円	198,313,000	198,313,000	198,313,000	594,939,000	217,221,179
包括的支援事業(社会保障充実分)(ウ)	円	47,238,000	47,238,000	47,238,000	141,714,000	47,238,000
第1号被保険者負担分相当額 (D)=(A+B)×23%	円	2,651,762,470	2,706,004,723	2,772,745,385	8,130,512,579	3,553,383,510
調整交付金相当額(E)=(A+ア) ×5%	円	564,192,552	575,984,346	590,493,186	1,730,670,085	670,120,024
調整交付金見込交付割合(F)	%	1.82	2.14	2.50		5.50
調整交付金見込額 (G)=(A+ア)×F	円	205,366,000	246,521,000	295,247,000	747,134,000	737,132,000
介護給付費準備基金の残高 (令和5年度末の見込額)	円				1,150,000,000	
介護給付費準備基金取崩額 (H)	円				400,000,000	
保険者機能強化推進交付金等 の交付見込額(I)					96,000,000	
審査支払手数料一件あたり単価	円	57	57	57		57
審査支払手数料支払件数	件	167,703	171,233	174,837	513,773	215,009
保険料収納必要額 (J)=D-G+E-H-I	円				8,618,048,663	3,486,371,533
予定保険料収納率(K)	%				99.00	99.00
保険料基準額						
保険料(年額)=J÷K÷C	円				68,493	76,970
保険料(月額)=年額÷12	円				5,708	6,414

第7節 所得段階別被保険者数の推計(第1号被保険者)

■所得段階別被保険者数(第1号被保険者)の推計

(単位：人)

所得段階	保険料率基準額に対する割合	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
第1段階	0.455	6,867	6,898	6,932	7,451
第2段階	0.685	3,410	3,425	3,442	3,699
第3段階	0.690	2,981	2,995	3,009	3,235
第4段階	0.900	5,684	5,710	5,738	6,167
第5段階	1.000	6,198	6,226	6,256	6,725
第6段階	1.200	5,487	5,512	5,538	5,953
第7段階	1.300	5,950	5,977	6,007	6,456
第8段階	1.500	2,708	2,720	2,733	2,938
第9段階	1.700	964	969	973	1,046
第10段階	1.900	489	491	494	531
第11段階	2.100	249	250	252	270
第12段階	2.300	147	148	149	160
第13段階	2.400	636	639	642	690
合計		41,770	41,960	42,165	45,321

第8節 第9期計画における所得段階別保険料

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの所得段階別保険料は次のとおりです。

■所得段階別保険料

段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料※2
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.455 (軽減あり)※1	31,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	0.685 (軽減あり)※1	46,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に属さない方	0.69 (軽減あり)※1	47,100円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	61,500円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	1.00 基準額	68,400円 (月額5,700円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	82,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	88,900円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	102,600円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	116,200円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	129,900円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	143,600円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	157,300円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	164,100円

※1 低所得者の保険料軽減：低所得者の保険料の軽減に要する費用に対しては、国が1/2、県が1/4、市が1/4公費で負担しています。

※2 百円未満は切捨てています。

第3章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 保健・医療・福祉の連携

市高齢者に対する総合的なサービスの提供を図るため、保健機関、医療機関、福祉関係機関の相互連携の強化に努めます。そのため、市や県の保健、福祉機関と地域内医療機関との連携を図るとともに、医療分野における診療所と病院の連携強化を推進します。

2 民間事業者との連携

介護保険サービスの提供は、民間事業者からの提供や施設での利用が中心となることから高齢者の状況に応じて適切なサービスが供給できるよう、民間事業者や施設等と行政の連携を強め、必要とされるサービスの確保に努めます。

3 ボランティアなど福祉的活動との連携

高齢者の生活や介護している家族などを支えるには、高齢者福祉サービス、介護保険サービスだけでは十分とはいえません。住み慣れた地域で、人々との心の通った生活を続けていくためには、シルバー人材センター、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティアやNPOなどの地域の活動による支援が不可欠です。このような活動との連携強化を図り市民が主体となった地域の福祉的な活動の気運が高められるよう努めます。

4 介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の開催

介護保険の被保険者、学識経験者、介護サービスに関する事業に従事する者による介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会を定期的を開催し、計画の円滑な実施と、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保に努めます。

第2節 計画の進行管理と評価・点検

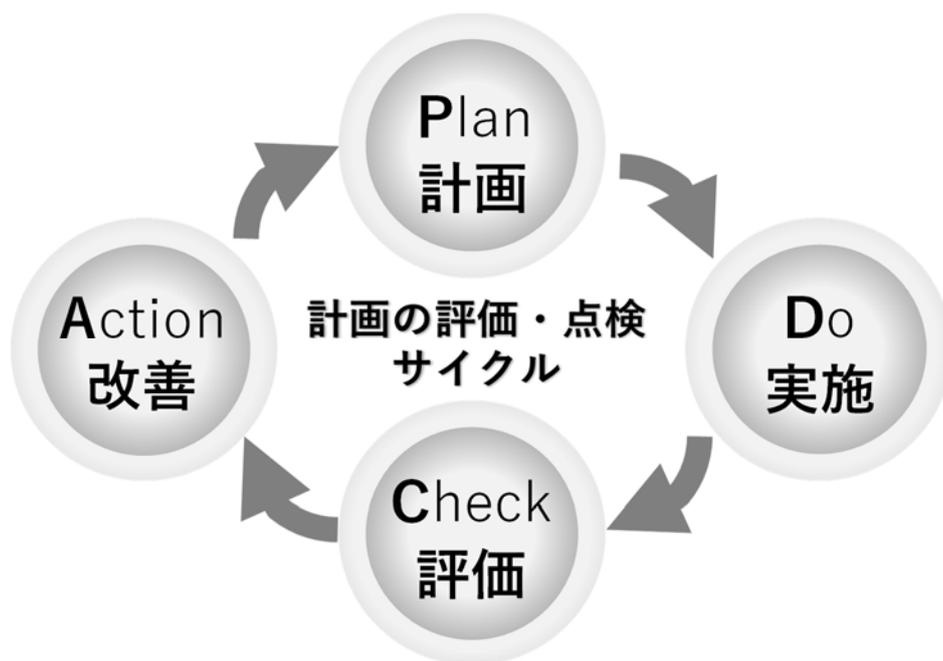
計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

また、介護保険の被保険者、学識経験者、介護サービス事業者等により構成される介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、地域包括支援センター運営協議会を定期的に開催し、計画の実施状況や、地域包括支援センター・地域密着型事業所等の運営状況の評価・点検を行います。

さらに、市民のニーズや地域の状況、社会経済情勢の変化などに対応して、令和22（2040）年度に向けて、必要な見直しを行います。

また、保険者機能強化交付金等の評価結果を活用して市の実情及び課題を分析するとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を強化するために、交付金の活用について検討します。

■PDCAサイクルによる計画の推進イメージ



「計画 (Plan)・実行 (Do)・評価 (Check)・改善 (Act)」の4つで構成される行動システムのことをいいます。

計画 (Plan) は普遍のものではなく、実行に移し (Do)、結果・成果を評価し (Check)、改善・改良を加え (Act)、次の計画 (Plan) へつなげることが必要になります。

時代状況の変化が急速な現代にあっては、事業の不断の見直しが求められています。

資料編

1 策定経過

年月日	項目	内容
令和4年8月～令和5年2月	在宅介護実態調査	・対象者:要介護要支援認定者(在宅)
令和4年12月23日(金)～ 令和5年1月5日(木)	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	・対象者:65歳以上の未認定者 +要支援認定者
令和5年7月19日(水)	第1回古河市介護保険事業 計画等庁内検討委員会	・高齢者福祉計画・第9期介護 保険事業計画の策定の概要
令和5年7月24日(月)	第1回古河市高齢者福祉 計画策定委員会及び 令和5年度第1回古河市 介護保険運営協議会	・委員委嘱・市長より諮問 ・高齢者福祉計画・第9期介護 保険事業計画の策定の概要
令和5年10月2日(月)	第2回古河市介護保険事業 計画等庁内検討委員会	・計画書(素案)の検討 ・前期の点検・評価・方針の整理
令和5年10月16日(月)	第2回古河市高齢者福祉 計画策定委員会及び 令和5年度第2回古河市 介護保険運営協議会	・計画書(素案)の検討 ・前期の点検・評価・方針の整理
令和5年11月29日(水)	第3回古河市介護保険事業 計画等庁内検討委員会	・計画書(素案)の検討 ・各事業及びサービス見込量の 算出、確保策の検討
令和5年12月19日(火)	第3回古河市高齢者福祉 計画策定委員会及び 令和5年度第3回古河市 介護保険運営協議会	・計画書(素案)の検討 ・各事業及びサービス見込量の 算出、確保策の検討
令和5年12月26日(火)～ 令和6年1月15日(月)	パブリックコメントの実施	・素案の公表、意見の募集
令和6年1月24日(水)	第4回古河市介護保険事業 計画等庁内検討委員会	・パブリックコメントの結果 ・計画書(案)の検討
令和6年2月1日(木)	第4回古河市高齢者福祉 計画策定委員会及び 令和5年度第4回古河市 介護保険運営協議会	・パブリックコメントの結果 ・計画書(案)の検討 ・答申(案)の検討
令和6年2月8日(木)	古河市高齢者福祉計画策 定委員会・古河市介護保 険運営協議会答申	・市長に答申

2 古河市高齢者福祉計画策定委員会及び

介護保険運営協議会

(1) 古河市高齢者福祉計画策定委員会委員及び

介護保険運営協議会委員名簿

会長（委員長） 長谷川 稔

副会長（副委員長） 岩下 清志

No.	委員の 選出区分	氏名（敬称略）	団体名等
1	被保険者	橋本 渡進	公募
2		望月 由紀江	公募
3		宗像 久子	古河市行政自治会
4		山口 義美	古河市行政自治会
5		永井 行男	古河市行政自治会
6		佐藤 弘	古河市老人クラブ連合会
7	介護サービス に関する事業 に従事する者	小柳 久美子	介護老人福祉施設 わたらせ
8		長谷川 稔	介護老人福祉施設 愛光園
9		並木 広美	介護老人福祉施設 みどりの丘
10		上野 晃	介護老人保健施設 平成園
11		渡邊 久江	茨城県介護支援専門員協会古河地区会
12		初見 由枝	古河市在宅介護支援センター
13	学識経験者	鈴木 務	古河市議会
14		印出 慎也	古河市議会
15		岩下 清志	古河市医師会
16		若松 理	古河市歯科医師会
17		森本 久美子	古河市健康づくり協力員会
18		坂本 勇	古河市民生委員児童委員連合協議会

(2) 古河市介護保険条例(抜粋)

(介護保険運営協議会)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、古河市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第14条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の改定に関する事。
- (2) 介護保険事業計画の進行管理及び評価に関する事。
- (3) 介護保険サービスへの苦情の調整に関する事。
- (4) 介護保険運営状況に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要な事項

2 前項第3号は、被保険者及び学識経験者である委員のみが所掌する。

(組織)

第15条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 介護サービスに関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者

(委嘱期間)

第16条 委員の委嘱期間は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、被保険者を代表する委員の全部又は一部を公募することができる。この場合において、公募による委員は、再任できないものとする。

(会長及び副会長)

第17条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会議を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3) 古河市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 古河市高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する計画をいう。以下「計画」という。）の策定等を行うため、古河市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 老人福祉法第20条の8第6項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第4項の規定に基づき、計画及び同法第117条第1項に規定する古河市介護保険事業計画を一体のものとして作成するための調整に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、古河市介護保険条例（平成17年条例第104号）第15条に規定する古河市介護保険運営協議会の委員をもって組織し、市長が当該委員を委員会の委員として委嘱する。

- 2 前項の規定により委嘱する委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

3 介護保険事業計画等庁内検討委員会

(1) 古河市介護保険事業計画等庁内検討委員会委員名簿

委員長 福祉部長 安田 隆行
副委員長 福祉副部長 兼 高齢介護課長 吉崎 佳代子

No.	委員区分	氏名（敬称略）	所属部等
1	委員	安田 隆行	福祉部長
2	委員	吉崎 佳代子	福祉副部長 兼 高齢介護課長
3	委員	綾部 和明	企画政策部 企画課長
4	委員	石丸 貴	財政部 財政課長
5	委員	池澤 健嗣	福祉部 福祉推進課長
6	委員	鈴木 誠志	福祉部 社会福祉課長
7	委員	谷口 恵	福祉部 障がい福祉課長
8	委員	小野里 美由紀	健康推進部 健康づくり課長
9	委員	尾花 浩二	健康推進部 国保年金課長

(2) 古河市介護保険事業計画等庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画（以下これらを総称して「計画」という。）の策定に係る関係部課の総合調整等を行うため、古河市介護保険事業計画等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の検討、策定等に関すること。
- (2) 計画の策定に係る資料収集及び調査研究に関すること。
- (3) 高齢者施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定等に必要な事項

2 委員会は、前項の規定に基づき調査、検討等をした結果を古河市介護保険条例（平成17年条例第104号）第13条に規定する古河市介護保険運営協議会及び古河市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱（平成17年告示第176号）第1条に規定する古河市高齢者福祉計画策定委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会は、所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員会の所掌事務のうち、委員長が命じた事項について調査等を行うものとする。
- 3 作業部会に部会長及び部会員を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の議長となり、会務を総理する。
- 5 部会長は、作業部会の検討事項について、必要に応じ委員長に報告するものとする。
- 6 委員会は、作業部会を置く必要がないと認めるときは、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

福祉副部長
企画課長
財政課長
福祉推進課長
社会福祉課長
障がい福祉課長
高齢介護課長
健康づくり課長
国保年金課長
その他委員長が必要と認める関係課の長

古河市高齢者いきいきプラン

古河市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：古河市 高齢介護課

〒306-0221

茨城県古河市駒羽根 1501 番地「健康の駅」

T E L 0280-92-4921（直通）
